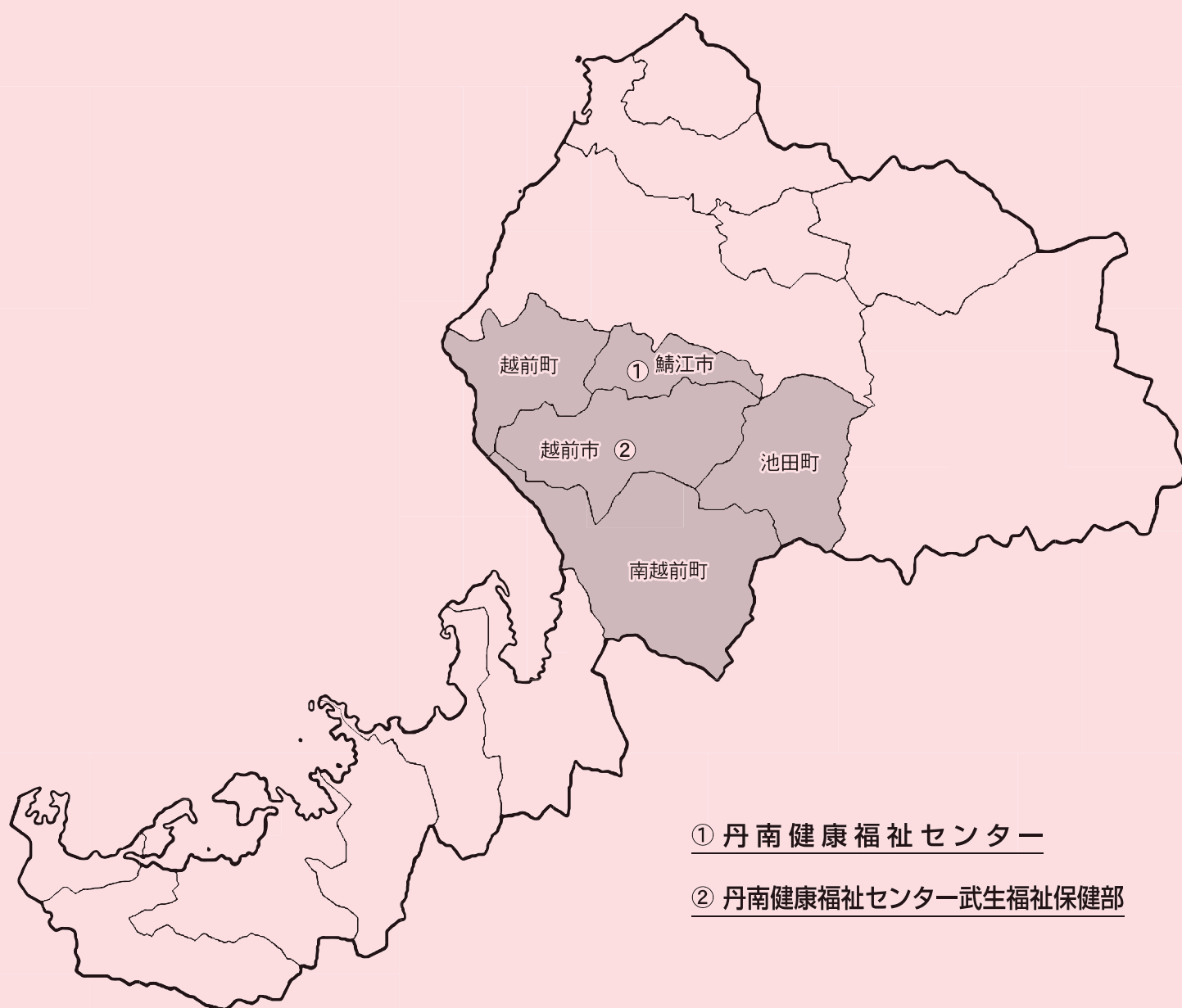


# 丹南の健康福祉

(平成22年度実績)



福井県丹南健康福祉センター

# 目 次

<b>I</b>	<b>丹南健康福祉センターの概要</b>	
1	管内の状況	
	(1) 管内の概況	1
2	沿革	2
3	組織機構	
	(1) 組織	4
	(2) 事務分掌	5
	(3) 職員配置表(課別職種別)	6
4	健康・福祉相談日程	6
<b>II</b>	<b>衛生統計</b>	7
<b>III</b>	<b>生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現</b>	
1	子どもが健やかに生まれ育つことができる社会づくり	
	(1) 児童福祉	10
	(2) 母子・父子・寡婦福祉	15
	(3) 女性福祉	16
2	自立と社会参加の促進	
	(1) 生活保護	18
	(2) 福祉のまちづくり	20
	(3) 障害者福祉	21
	(4) 介護保険	26

## IV 生涯を通じた健康づくり

### 1 栄養・健康づくり

- (1) 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (2) 児童生徒の喫煙防止対策推進事業・・・・・・・・・・ 32

### 2 多様な保健サービスの提供

- (1) 母子保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (2) 歯科保健対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (3) 結核予防・対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (4) 感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- (5) 難病対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (6) 精神障害者保健福祉・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- (7) 石綿（アスベスト）対策・・・・・・・・・・・・ 69
- (8) がん予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- (9) 食品衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- (10) 生活衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

### 3 質の高い医療提供体制の確立

- (1) 医務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
- (2) 薬務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

## V 環境と調和した社会づくり

### 1 大気、水環境等保全対策の推進

- (1) 環境保全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
- (2) 環境異常時対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- (3) 苦情処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

2	廃棄物対策の推進	
	(1) 一般廃棄物	89
	(2) 産業廃棄物	90
	(3) その他の廃棄物対策業務	90
3	快適な生活環境の実現	
	(1) 動物愛護管理行政	92

## VI 地域支援

1	人材育成業務	
	(1) 地域保健・福祉・環境衛生関係職員等研修事業	94
	(2) 医師臨床研修・学生指導	97
2	社会福祉施設等指導監査業務	98

\* 丹南の健康福祉における表の数値の表示について

平成18年2月1日の市町村合併により、旧越廼村・旧清水町が福井健康福祉センターの所管となりましたので、表について平成17年度以前の管内の合計数には、旧越廼村・旧清水町を含んでいます。

統計表中の数値は、四捨五入している場合があります、割合を合計したときに100%にならない場合があります。

# I 丹南健康福祉センターの概要

## 1 管内の状況

平成12年4月1日から保健・医療と福祉サービスを一体的に提供する地域の総合的専門的機関として一層の機能強化を図るとともに、保健・福祉分野の主たる実施主体である市町村に対し総合的支援機能を充実・強化するため、南越・丹生両福祉事務所と丹南保健所を組織統合し丹南健康福祉センターとして発足しました。

平成17年1月に南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足し、同年2月に朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足しました。さらに、同年10月に武生市と今立町が合併し、越前市が発足し、平成18年2月に越廼村、清水町が福井市に吸収合併されたため、越廼村および清水町については福井健康福祉センターに移管されました。

### (1) 管内の概況

ア 所管市町 2市（鯖江市・越前市）、3町（池田町・南越前町・越前町）を所管しています。

イ 面積・人口 管内人口は190,879人で福井県全体の806,470人に対して約24.6%を占めています。管内人口の約80%が鯖江・越前の両市に集中し、池田町、越前町などの山間、海岸部では人口が著しく減少しています。

管内面積は、1,007.02km<sup>2</sup>で県全体の4,189.54km<sup>2</sup>に対して約24%を占めています。

ウ 自然・交通 中央南北に日野川が流れ、その流域の平野部と東西の山間部からなっています。池田町、南越前町などの山間部は県内有数の豪雪地帯であり、また、中央南北に北陸本線、北陸自動車道が走り、福井・関西へのアクセスは良好です。

エ 産 業 鯖江市・越前市では電気、機械、眼鏡、繊維などの産業が集積し、また越前漆器、和紙、陶器、打刃物等の伝統的産業が盛んです。

### オ 管内の市町別人口、面積等

市町名	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人 口	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
			総 数	
鯖江市	84.75	21,009	67,463	796.0
越前市	230.75	27,597	85,648	371.11
池田町	194.72	1,008	3,047	15.64
南越前町	343.84	3,471	11,553	33.59
越前町	152.96	6,729	23,168	151.34
管内計	1,007.02	59,814	190,879	189.71
福井県	4,189.54	275,424	806,470	193.00

※面積：(H22.10.1 現在)国土交通省国土地理院より

世帯数、人口：(人口速報集計結果 H22.10.1 現在)総務省統計局より

※世帯数および人口は、市区町村において審査を終了する前の調査票から世帯員の数を転記した調査書類を基に、市区町村別の人口及び世帯数を速報値として早期に集計したものです。後日公表される人口及び世帯数の確定数は、調査票の記入内容に基づいた審査を経て集計・公表するため、速報値とは必ずしも一致しません。

## 2 沿 革

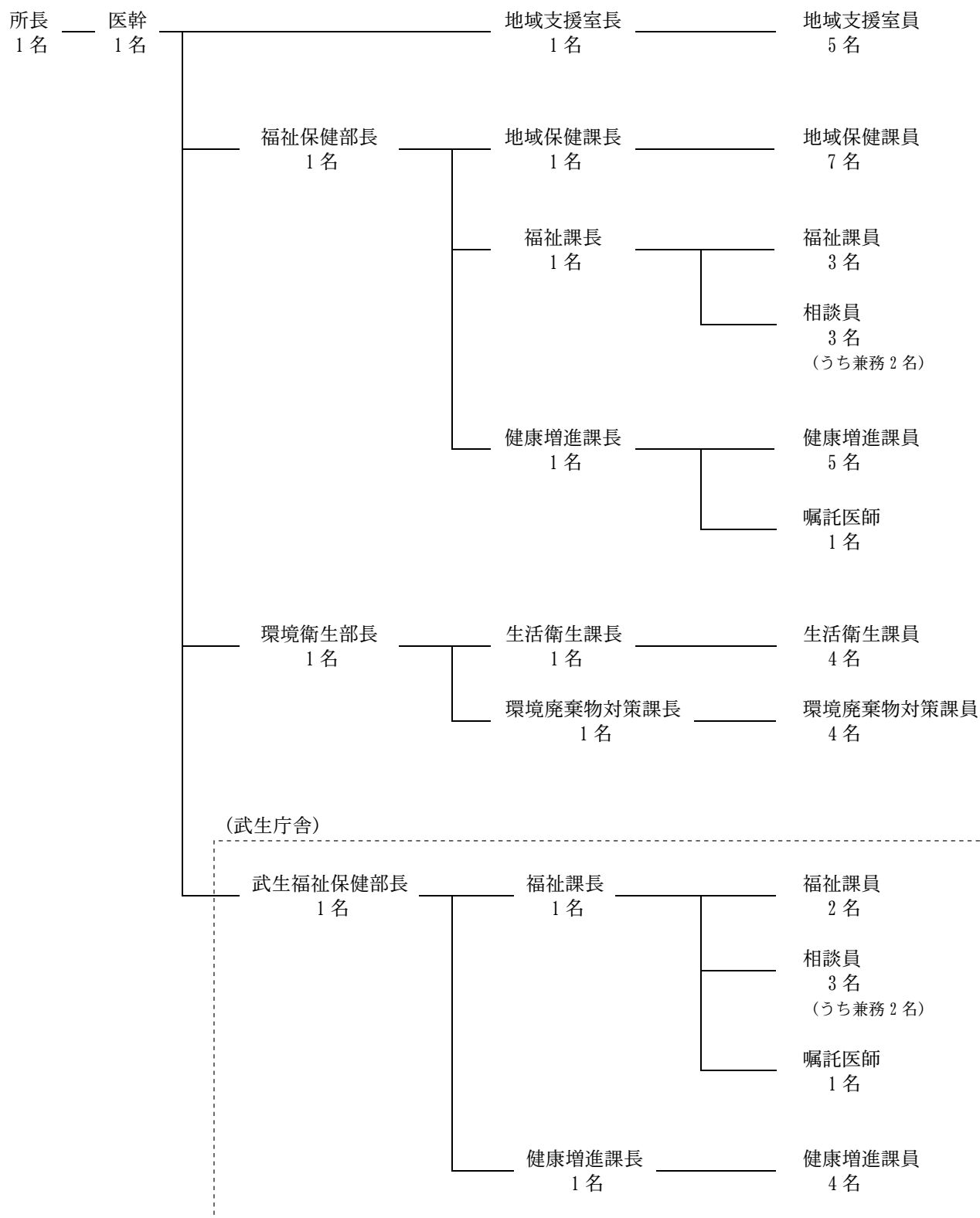
丹南保健所	鯖江保健部	武生保健部
昭和13年 7月	昭和12年4月保健所法の制定に伴い県下初の保健所として朝日保健所設置(丹生郡朝日町西田中第11号18番地) 丹生、足羽、今立3郡のうち33村を管轄	
昭和17年11月		武生保健所新設(武生町栄)、南条郡1町13村を管轄し、母子保健・結核予防を主とした保健指導機関として所長以下8名で発足
昭和18年 4月		保健婦駐在制の実施により、王子保村、湯尾村、北杣村に1名ずつ配置されたが、昭和30年に廃止
昭和19年10月	5月 東伏見宮妃殿下、朝日保健所業務を視察 鯖江保健所設置(鯖江町東小路) 朝日保健所より引継いだ鯖江町、新横江村、舟津村、中河村、片上村のほか粟田部町、国高村、北日野村、味真野村、北新庄村、北中山村、南中山村、岡本村、上池田村、下池田村、服間村、河和田村、神明村の2町16村を管轄	今庄保健所設置 南条郡6村を管轄
昭和20年11月	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設。昭和27年に性病診療所と改称されたが、34年に廃止
昭和22年 4月	国高村、北日野村が武生保健所へ移管	
昭和23年 9月	花柳病診療所を性病診療所へ改称	
昭和23年11月	新横江村、舟津村が鯖江町に編入。管轄は3町11村となる	
昭和24年 4月	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置
昭和24年10月	優生保護相談所併設	保健所の整備統合により、今庄保健所を廃止し、武生保健所に統合。1市16村を管轄。
昭和25年 5月	国高村、北日野村が再び鯖江保健所所管となる	
昭和25年 8月	東鯖江町(現在の日の出町)に新庁舎落成	
昭和26年 1月		福井県食品衛生協会武生支部結成
昭和26年 3月	結核予防法の公布に伴い、結核診査協議会を設置	結核診査協議会を設置
昭和26年10月		福井県赤十字武生支部結成。昭和49年解散
昭和28年 1月	課制実施により、総務課、保健予防課を設置	課制実施により、総務課、保健予防課を設置
昭和28年10月		優生保護相談所併設
昭和29年 1月		不慮の火災により消失し、仮庁舎で執務
昭和29年 8月		武生市吾妻町の元国警武生警察署庁舎を改造し移転
昭和30年 6月		
昭和31年 2月	県の機構改革により、朝日保健所を鯖江保健所に統合。従来の朝日保健所が朝日出張所となる。管轄は1市5町5村となる	
昭和34年 3月		衛生課を新設。3課制となる
昭和34年 8月	白山村が武生市に編入のため武生保健所へ移管	
昭和35年 7月	衛生課を新設。3課制となる	武生保健所運営協議会を設置
昭和35年 7月	保健所法施行令の規程に基づき、鯖江保健所運営協議会を設置	
昭和38年 3月	殿下村が福井市へ編入、福井保健所所管となる	
昭和40年 4月	朝日出張所を支所に改める。本所に栄養改善室新設	
昭和41年11月	本所(館)事務室増設	
昭和42年 1月		武生市結核予防婦人会結成
昭和42年 2月		福井県地区衛生組織連合会武生支部結成
昭和43年11月		福井県食生活改善推進員連絡協議会武生支部(わかな会)発足
昭和44年 4月	福井県食生活改善推進員連絡協議会鯖江支部(あすなる会)発足	
昭和44年 7月		武生市文京(現在地)に新庁舎落成
昭和45年 4月	精神保健家族会(つつじ会)発足	
昭和47年10月	機構改革により、朝日支所を廃止	
昭和47年11月	鯖江市水落町(現在地)に新庁舎落成	
昭和48年11月		捕獲車用車庫新築
昭和50年		断酒会発足

昭和51年11月		精神障害者家族会（芦山会）発足
昭和55年11月	断酒会発足	
昭和56年11月	ボケ老人をかかえる家族会（わらし家族の会）発足	
昭和57年	4月 障害者親子教室（お陽さま会）発足	社会復帰指導事業デイケア開設
	5月 社会復帰指導事業デイケア開設	
昭和58年	3月	武生保健所老人保健連絡協議会設置
昭和60年	1月	精神障害者社会復帰施設「芦山の会」共同作業所 開所
	4月	精神障害者社会復帰施設「千草の家」共同作業所 開所
昭和61年	4月	結核診査協議会を武生結核診査協議会に改称
昭和63年	4月	武生保健所老人保健連絡協議会を福井県保健所保 健事業連絡協議会武生保健所部会に名称変更
平成 元年	7月	福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会 を廃止し、福井県健康づくり推進協議会武生保健部 会を設置したが、平成8年に廃止
平成 3年	3月	「地域保健医療計画支援システム」導入
平成 5年	4月	エイズ検査相談窓口開設
	10月	庁舎外装改修工事
	11月	「脳卒中情報システム」導入
平成 6年	11月	鯖江保健所管内「寝たきり老人ゼロ推進連絡協議 会」発足
平成 7年	6月	こころの健康づくり推進協議会運営委員会設置
平成 8年	11月	武生地域心の健康対策懇話会設置
平成 9年	4月	地域保健法施行に伴い、 <b>丹 南 保 健 所</b> となる 〔鯖江保健部〕 〔武生保健部〕
		<b>南越福祉事務所</b> <b>丹生福祉事務所</b>
昭和26年	10月	社会福祉事業法の施行により、生活保護法施行事務が町村から県に移管された。 今立、南条、丹生のそれぞれの郡を所管していた地方事務所に民生課が設置され、 生活保護、身体障害者福祉、児童福祉等いわゆる福祉三法事務を行うこととなった
昭和31年	2月	町村合併の進行にともない、県の機構改革が行われ、上記三地方事務所が廃止され、新た に南越事務所（武生市蓬萊町）が設置、丹生郡には丹生出張所（朝日町）が設けられた。 福祉事務については、福祉課および丹生出張所総務福祉係において実施することとなった 〔南越事務所 福祉課〕 〔南越事務所丹生出張所 総務福祉係〕
昭和37年	4月	南越事務所の内部機構であった福祉課（31年に民生 課を福祉課に改称）を廃止し、 <b>南越福祉事務所</b> と して独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県 事務所長が兼任）
昭和40年	4月	南越事務所の廃止により、専任所長が配置された
平成 9年	4月	課名を民生課から地域福祉課に改称
		南越事務所丹生出張所は、丹生事務所として独立。 同時に県事務所の内部機構であった福祉課（31年に 民生課を福祉課に改称）を廃止し、 <b>丹生福祉事務 所</b> として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長 は県事務所長が兼任）
		県事務所の廃止により、専任所長が配置された 課名を民生課から地域福祉課に改称
		<b>丹南健康福祉センター</b>
平成12年	4月	南越福祉事務所と丹生福祉事務所、丹南保健所（鯖江保健部・武生保健部）が組織的に統合し、 <b>丹南健康福祉センター</b> となる（ただし、丹南保健所は行政機関として存続） 鯖江庁舎（鯖江市水落町）に地域支援室、健康増進課、環境廃棄物対策課、生活衛生課、 丹生合庁（越前町内郡）に福祉課、武生庁舎（越前市文京）に武生福祉保健部を置く 健康増進課業務について、今立町、池田町の所管を鯖江保健部から、武生福祉保健部健康増進課に変更 丹南保健所運営協議会を丹南健康福祉センター運営協議会に改称
	7月	福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置する 丹南地域精神保健福祉連絡協議会を設置する
平成17年	1月	南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足
	2月	朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足
	10月	武生市、今立町が合併し、越前市が発足
平成18年	2月	越廼村、清水町が福井市に吸収合併され、福井健康福祉センターに移管となったため、当センターの所管 区域は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町となる
平成20年	4月	県の出先機関の再編により、丹生分庁舎の福祉課が鯖江庁舎に集約された
平成22年	4月	県の機構改革により、地域支援室地域支援グループが廃止され、新たに地域保健課が設置された

### 3 組織機構

#### (1) 組織

H23.5.17 現在



注) 非常勤相談員のうち女性相談員は、鯖江と武生に1名ずつ勤務。  
家庭相談員と母子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は、計4名が勤務。



(2) 事務分掌

地域支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの庶務関係に関する事</li> <li>・センター内管理に関する事</li> <li>・センター内他の課、グループに属さない事</li> <li>・医務関係法令の施行に関する事</li> <li>・被爆者の医療に関する事</li> <li>・薬事法、毒物および劇物取締法、麻薬取締法、覚せい剤取締法等の施行および献血に関する事</li> <li>・丹南健康福祉センター運営協議会に関する事</li> </ul>	
福祉保健部・武生福祉保健部	地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉・保健・医療および環境の総合的企画調整に関する事</li> <li>・健康危機管理に関する事</li> <li>・結核・エイズ等感染症に関する事</li> <li>・肝炎治療特別促進事業に関する事</li> <li>・丹南地域医療連携体制協議会および丹南地域在宅医療連携協議会に関する事</li> <li>・丹南地域保健・福祉・環境職員等研修に関する事</li> <li>・介護保険事業に関する事</li> <li>・地域における福祉、保健および医療の統計、人口動態統計に関する事</li> <li>・社会福祉施設等の指導監査に関する事</li> </ul>
	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉事業の振興に関する事</li> <li>・戦没者遺族援護に関する事</li> <li>・福祉のまちづくり条例に関する事</li> <li>・生活保護法の実施に関する事</li> <li>・老人福祉に関する事</li> <li>・身体障害者、知的障害者の福祉に関する事</li> <li>・児童福祉、母子・寡婦福祉・女性福祉に関する事</li> <li>・市町事業に対する指導監査に関する事</li> <li>・福祉団体の相談支援に関する事</li> </ul>
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病対策に関する事</li> <li>・精神保健福祉に関する事</li> <li>・特定健診・特定保健指導に関する事</li> <li>・がん予防推進に関する事</li> <li>・石綿による健康相談および健康被害救済事務に関する事</li> <li>・健康増進指導に関する事</li> <li>・健康増進法、栄養士法に関する事</li> <li>・母子保健および母体保護に関する事</li> <li>・歯科保健に関する事</li> </ul>
環境衛生部	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生法および福井県食品衛生条例に関する事</li> <li>・狂犬病予防法に関する事</li> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律、福井県動物の愛護及び管理に関する条例に関する事</li> <li>・調理師法および製菓衛生師法に関する事</li> <li>・福井県ふぐの処理に関する条例に関する事</li> <li>・興行場法、旅館業法および公衆浴場法に関する事</li> <li>・理容師法、美容師法およびクリーニング業法に関する事</li> <li>・水道法、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事</li> <li>・浄化槽法および有害物を含有する家庭用品の規制に関する法律に関する事</li> <li>・墓地、埋葬等に関する法律に関する事</li> <li>・そ族昆虫に関する事</li> </ul>
	環境廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事</li> <li>・廃棄物処理計画の推進に関する事</li> <li>・使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する事</li> <li>・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法に関する事</li> <li>・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に関する事</li> <li>・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する事</li> <li>・化製場等に関する法律に関する事</li> <li>・公害防止条例に関する事</li> <li>・アスベストによる健康被害の防止に関する条例に関する事</li> <li>・公害に係る苦情、水質異常時の対応、水質の監視調査に関する事</li> </ul>

## (3) 職員配置表 (課別職種別)

H23.5.17 現在

職種別	所長	医幹	地域 支援室	福祉保健部				環境衛生部			武生福祉保健部			合計
				部長	地域 保健課	福祉課	健康 増進課	部長	生活 衛生課	環境廃棄 物対策課	部長	福祉課	健康 増進課	
事務職員	1	—	4	—	3	4	1	—	—	1	1	3	—	18
技術職員	—	1	2	1	5	—	5	1	5	4	—	—	5	29
医師	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
獣医師	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
薬剤師	—	—	1	—	—	—	—	1	3	2	—	—	—	7
衛生監視員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
診療 放射線技師	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
栄養士	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	2
保健師	—	—	—	1	4	—	4	—	—	—	—	—	4	13
化学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	2
技能 労務職	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
非常勤 医師	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	2
非常勤 相談員	—	—	—	—	—	3 ※うち兼 務2	—	—	—	—	—	3 ※うち兼 務2	—	4
合計	1	1	6	1	8	7	7	1	5	5	1	5	5	53

注) 非常勤相談員のうち女性相談員は、鯖江と武生に1名ずつ勤務。

家庭相談員と母子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。非常勤相談員は、計4名が勤務。

## 4 健康・福祉相談日程

H23.4.1 現在

内 容	場 所	日 程	開 設 時 間
母 体 保 護 相 談	鯖江・武生庁舎	随 時	要予約
身体・知的障害者(児)相談	鯖江庁舎 武生庁舎	月曜日～金曜日	8:30～17:15
ひとり親家庭相談			
女 性 相 談			
家 庭 児 童 相 談			
心 の 健 康 相 談	鯖江庁舎	毎月 第1・3木曜日	13:30～16:30 要予約
エイズ・肝炎相談	鯖江庁舎	毎月 第4月曜日	17:00～19:00
	武生庁舎	第2火曜日 毎月 第4火曜日	13:00～14:00
栄養成分表示相談	鯖江・武生庁舎	随 時	要予約
骨 髄 バ ン ク 相 談	鯖江庁舎	随 時	(登録は要予約)
ほ の ぼ の 親 子 教 室	鯖江・武生庁舎 (会場・変更あり)	毎月 第1・3木曜日	14:00～15:30 (要事前問合せ)

## II 衛生統計

表1 人口動態の概況

平成21年

		全国	福井県	管内	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
人口		125,820,000	799,212	188,078	66,747	83,593	3,110	11,574	23,054
出生	実数	1,070,035	7,042	1,633	657	709	24	61	182
	人口千対率	8.5	8.8	8.7	9.8	8.5	7.7	5.3	7.9
死亡	実数	1,141,865	8,187	1,832	578	767	57	177	253
	人口千対率	9.1	10.2	9.7	8.7	9.2	18.3	15.3	11.0
自然増加	実数	-71,830	-1,145	-199	79	-58	-33	-116	-71
	人口千対率	-0.6	-1.4	-1.1	1.2	-0.7	-10.6	-10.0	-3.1
乳児死亡	実数	2,556	15	2	1	0	0	1	0
	出生千対率	2.4	2.1	1.2	1.5	0.0	0.0	16.4	0.0
新生児死亡	実数	1,254	4	1	1	0	0	0	0
	出生千対率	1.2	0.6	0.6	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
死産	実数	27,005	165	31	12	14	0	1	4
	出産千対率	24.6	22.9	18.6	17.9	19.4	0.0	16.1	21.5
周産期死亡	実数	4,519	20	2	1	1	0	0	0
	率	4.2	2.8	1.2	1.5	1.4	0.0	0.0	0.0
婚姻	実数	707,734	4,017	872	326	374	11	56	105
	人口千対率	5.6	5.0	4.6	4.9	4.5	3.5	4.8	4.6
離婚	実数	253,353	1,327	270	117	106	2	17	28
	人口千対率	2.01	1.66	1.44	1.75	1.27	0.64	1.47	1.21

注) 1 出生・死亡・婚姻・離婚率は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡(生後1年未満の死亡)、新生児死亡(生後4週未満の死亡)、早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)

3 死産率は出産(出生+死産)千対

4 周産期死亡率は周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡)÷(出生+妊娠満22週以後の死産)

5 率算出に用いた人口 国「総務省統計局 平成21年10月1日現在推計人口(日本人人口)」

県、市町「福井県の推計人口 平成21年10月1日現在(県政策統計課)」

表2 母子保健統計

平成21年

市町別		全国	福井県	管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
種別										
出 生	数	1,070,035	7,042	1,633	657	709	24	61	182	
	率	8.5	8.8	8.7	9.8	8.5	7.7	5.3	7.9	
	再掲	2,500g未満	102,671	603	114	40	53	2	3	16
乳 児 死 亡	数	2,556	15	2	1	0	0	1	0	
	率	2.4	2.1	1.2	1.5	0.0	0.0	16.4	0.0	
新生児 死 亡	数	1,254	4	1	1	0	0	0	0	
	率	1.2	0.6	0.6	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
死 産	数	27,005	165	31	12	14	0	1	4	
	率	24.6	22.9	18.6	17.9	19.4	0.0	16.1	21.5	
	再掲	自然	12,214	66	11	7	4	0	0	0
		人工	14,791	99	20	5	10	0	1	4
周産期 死 亡	数	4,519	20	2	1	1	0	0	0	
	率	4.2	2.8	1.2	1.5	1.4	0.0	0.0	0.0	
	再掲	満22週以後の死産	3,645	17	1	0	1	0	0	0
		早期新生児死亡数	874	3	1	1	0	0	0	0

注) 1 出生は人口千対

2 乳児・新生児死亡率は出生千対

乳児死亡(生後1年未満の死亡)、新生児死亡(生後4週未満の死亡)、早期新生児死亡(生後1週未満の死亡)

3 死産率は出産(出生+死産)千対

4 周産期死亡率は周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡)÷(出生+妊娠満22週以後の死産)

5 率算出に用いた人口 国「総務省統計局 平成21年10月1日現在推計人口(日本人人口)」

県、市町「福井県の推計人口 平成21年10月1日現在(県政策統計課)」

表3 主要死因別分類

平成21年

中分類名		全国	福井県	管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
全死因	数	1,141,865	8,187	1,832	578	767	57	177	253
	率	907.5	1,024.4	974.1	866.0	917.5	1,832.8	1,529.3	1,097.4
2100 悪性新生物	数	344,105	2,344	524	163	213	20	52	76
	率	273.5	293.3	278.6	244.2	254.8	643.1	449.3	329.7
9200 心疾患	数	180,745	1,392	322	108	133	7	26	48
	率	143.7	174.2	171.2	161.8	159.1	225.1	224.6	208.2
9300 脳血管疾患	数	122,350	876	148	61	45	3	16	23
	率	97.2	109.6	78.7	91.4	53.8	96.5	138.2	99.8
10200 肺炎	数	112,004	985	237	65	114	10	22	26
	率	89.0	123.2	126.0	97.4	136.4	321.5	190.1	112.8
20100 不慮の事故	数	37,756	322	72	20	29	0	12	11
	率	30.0	40.3	38.3	30.0	34.7	0.0	103.7	47.7
20200 自殺	数	30,707	191	48	15	22	0	2	9
	率	24.4	23.9	25.5	22.5	26.3	0.0	17.3	39.0
18100 老衰	数	38,670	251	65	13	29	8	5	10
	率	30.7	31.4	34.6	19.5	34.7	257.2	43.2	43.4
14200 腎不全	数	22,743	182	45	13	22	1	2	7
	率	18.1	22.8	23.9	19.5	26.3	32.2	17.3	30.4
11300 肝疾患	数	15,969	72	17	3	10	1	0	3
	率	12.7	9.0	9.0	4.5	12.0	32.2	0.0	13.0
4100 糖尿病	数	13,987	102	26	16	7	1	0	2
	率	11.1	12.8	13.8	24.0	8.4	32.2	0.0	8.7

注) 1 率は人口10万対

2 率算出に用いた人口 国「総務省統計局 平成21年10月1日現在推計人口(日本人人口)」

県、市町「福井県の推計人口 平成21年10月1日現在(県政策統計課)」

### Ⅲ 生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現

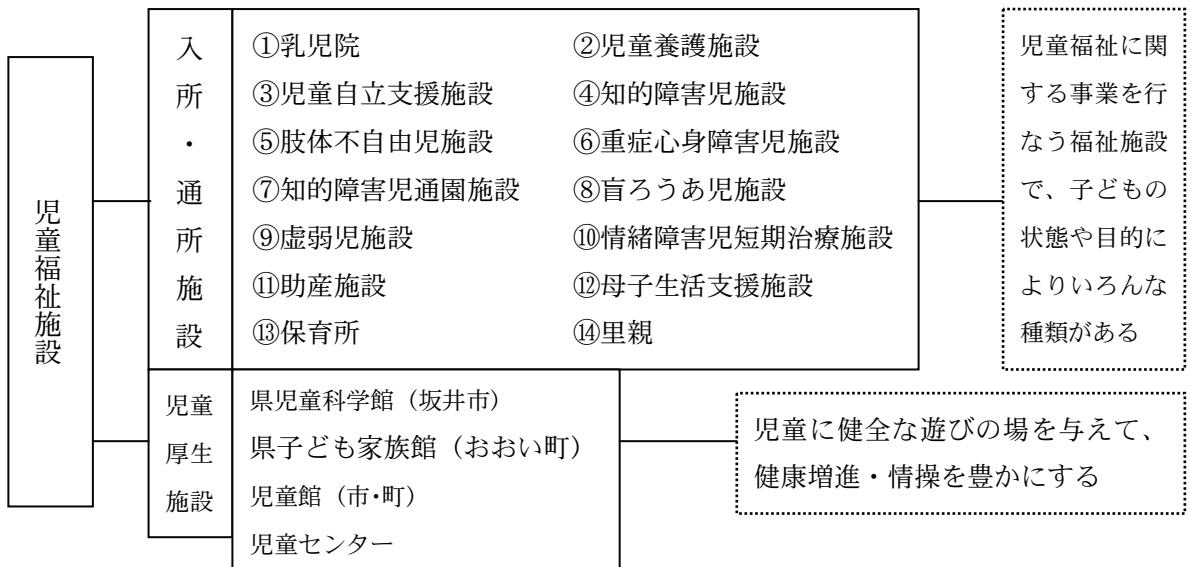
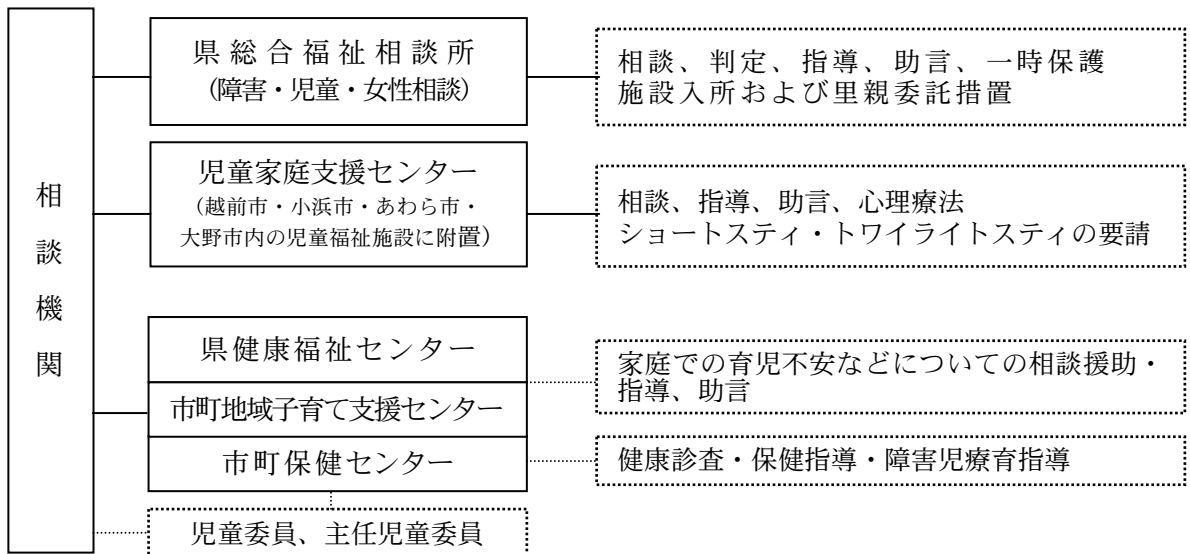
#### 1 子どもが健やかに生まれ育つことができる社会づくり

##### (1) 児童福祉

##### ア 児童福祉対策

児童福祉法では、全ての国民は、児童が心身共にすこやかに生まれかつ育成されるように努めること、また全ての児童は、生活が保障され愛護されるべきであることを定めています。

このような考えのもと、将来の社会を担う児童を心身共に健全に育成するため、児童扶養手当制度等の活用、児童相談・指導、施設整備等の対策が講じられています。



手当制度等	子ども手当	市町	中学校 3 年生までの児童を養育している方
	児童扶養手当	市町	18 歳までの児童を養育しているひとり親
	特別児童扶養手当	市町	20 歳未満の障害児を監護している方
	障害児福祉手当	市町	家庭で介護を受ける 20 歳未満の重度の障害児の方
	障害者扶養共済制度	県	障害児者を扶養している保護者が将来のため加入

## イ 家庭児童相談

近年、少子化とともに核家族および共働き家庭の増加に加え、地域における連帯感の希薄化、家庭での養育力の脆弱化、情報の氾濫等が進み、児童を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。このような状況の中で、育児不安や児童虐待、家庭崩壊等の問題が増加しています。

県健康福祉センターおよび市福祉事務所には、家庭における適正な児童の養育とその他児童福祉の向上を図るため家庭相談員が配置され、相談に応じています。

各市町においては、要保護児童対策地域協議会が設置され、児童福祉担当課を中心に、県総合福祉相談所、県健康福祉センター、市町保健センター、学校、保育所、民生児童委員等地域ぐるみで要保護児童の予防・対応に当たっています。

表1 児童相談受付件数（種類別実件数）

相談種別		平成22年度						福井県	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	21年度	22年度
養護相談	児童虐待	19	26		10	6	61	142	176
	その他	30	33		4	4	71	236	269
保健相談		12			2		14	12	31
障害相談	肢体不自由	1					1	46	40
	視聴覚障害						0	1	3
	言語発達障害等	39	1		13		53	83	118
	重症心身障害				2		2	94	5
	知的障害	4			1		5	591	632
	自閉症等	3	3		5		11	31	41
非行相談	虞犯行為等	5	1				6	31	38
	触法行為等						0	22	34
育成相談	性格行動	12	1			1	14	177	176
	不登校	7	1	2	2	1	13	66	55
	適性	1	1				2	174	139
	育児・しつけ	20	7		17		44	39	90
その他の相談		21	27		2		50	138	157
計		174	101	2	58	12	347	1,883	2,004

注) 越前市の相談件数には「児童家庭支援センター」での相談件数を含まない。(厚生労働省福祉行政報告例より)

## ウ 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員、主任児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、在宅の地域福祉向上のため、区域の身近な福祉の相談役として関係機関と連携をとりながら活動しています。なお、民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員にも充てられています。

各市町に、組織として「民生委員児童委員協議会」が設置され、各委員活動を支えて行くため、活動に関する連絡・情報収集・研修等が行われています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当し、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員児童委員協議会の事業計画・実施に関する援助等を行っています。



表2 民生委員・児童委員の配置と活動状況

平成22年度

区分	鱈江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		計		
	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	
配置状況	113名	8名	162名	16名	15名	2名	48名	4名	66名	4名	404名	34名	
内容別 相談・支援件数	①在宅福祉	305	1	390	5	32	0	112	1	216	2	1,055	9
	②介護保険	49	0	64	0	14	0	4	0	114	0	245	0
	③健康・保健医療	189	8	156	19	24	0	14	0	64	0	447	27
	④子育て・母子保健	36	13	150	34	5	0	7	3	58	25	256	75
	⑤子供の地域生活	655	202	791	193	40	38	472	29	176	131	2,134	593
	⑥子供の教育・学校生活	283	53	165	63	36	34	121	26	171	81	776	257
	⑦生活費	62	0	167	1	11	2	7	0	98	6	345	9
	⑧年金・保険	22	2	22	0	2	0	2	0	76	0	124	2
	⑨仕事	74	0	30	0	2	0	13	0	47	2	166	2
	⑩家族関係	63	1	142	2	14	2	10	0	66	3	295	8
	⑪住居	100	0	76	0	1	0	10	0	10	0	197	0
	⑫生活環境	149	1	123	2	11	2	35	5	18	0	336	10
	⑬日常的な支援	992	4	1,435	15	82	4	536	2	137	5	3,182	30
	⑭その他	826	75	1,169	63	137		414	16	220	26	2,766	180
計	3,805	360	4,880	397	411	82	1,757	82	1,471	281	12,324	1,202	
分野別 相談・支援件数	①高齢者に関すること	2,151	52	2,611	43	220	10	568	17	782	9	6,332	131
	②障害者に関すること	158	12	258	6	37	0	39	0	149	9	641	21
	③子どもに関すること	1,008	260	1,183	299	81	72	1,022	60	409	256	3,703	947
	④その他	488	36	828	49	73	0	128	5	131	7	1,648	97
計	3,805	360	4,880	397	411	82	1,757	82	1,471	281	12,324	1,202	
その他の活動件数	①調査・実態把握	2,064	21	1,929	16	93	13	1,207	9	561	34	5,854	93
	②行事・事業・会議への参加協力	3,536	627	5,011	427	262	46	974	59	713	82	10,496	1,241
	③地域福祉活動・自主活動	6,216	995	9,460	1,020	223	34	2,057	184	972	142	18,928	2,375
	④民児協運営・研修	3,762	443	4,173	383	230	15	672	35	873	87	9,710	963
	⑤証明事務	268	28	443	6	30	2	244	2	135	0	1,120	38
	⑥要保護児童の発見の通告・仲介	60	2	42	4	14	2	9		14	0	139	8
訪問回数	訪問・連絡活動	25,722	512	17,195	142	1,501	24	4,539	55	2,835	79	51,792	812
	その他	8,361	508	7,866	92	381	20	1,333	8	639	4	18,580	632
連絡調整回数	委員相互	5,294	701	5,282	365	273	38	356	32	544	316	11,749	1,452
	その他の関係機関	4,606	894	4,061	227	228	20	819	42	427	90	10,141	1,273
活動日数	20,322	1,815	22,223	1,792	1,465	147	5,678	404	4,921	419	54,609	4,577	



## エ 子育てマイスター

福井県では、保育・医療・看護・保健など子育てに関する資格を有し、地域において自主的・積極的に子育てに関するアドバイスや社会貢献活動ができる方を「子育てマイスター」として募集登録し、子育て中の親が、子育てに関する疑問や悩みを地域で気軽に相談できる体制を整備しています。

表3 子育てマイスター登録数

H23.4.1現在

資格	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
	医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・教諭・保育士・栄養士・社会福祉士・歯科衛生士・言語聴覚士等	44	36	7	6		

## オ 児童虐待防止研修

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応等を目的とし、主任児童委員・保育士・小学校教諭等を対象として研修会を実施しました。

表4 子育てマイスター・児童虐待防止専門研修会の開催

日時・会場	内容	講師	参加者（全体）
平成22年8月12日 13時30分～15時30分 福井県生活学習館 多目的ホール	嶺北地区 全体研修 「児童虐待への対応 (児童家庭相談の基本、 適切な相談の条件、 児童虐待相談の実際)」	常磐大学 心理臨床センター 准教授 秋山 邦久 氏	主任児童委員 13 (41) 小学校 9 (22) 保育所 15 (41) 県・市町 16 (67) その他 23 (51) 計76名 (222名)
平成22年10月15日 13時30分～15時45分 福井県立図書館 多目的ホール	福井、坂井、丹南地区研修 「子育てマイスターと 地域連携」 意見交換	仁愛大学付属 心理臨床センター長 荒川 正吉 氏	子育てマイスター 12 (38) 子育て支援センター 9 (18) 県・市町 5 (17) 計26名 (73名)
平成23年1月19日 13時30分～16時00分 越前市福祉健康センター 多目的ホール	丹南地区 研修 「地域で見守り、 仲間（チーム）で育む ～児童虐待施策の 課題と展望」	児童養護施設 進修学園 施設長 橋本 達昌 氏	主任児童委員 21 人権擁護委員 3 小学校 14 幼稚園・保育所 24 県・市町 19 その他 19 計100名

## カ 児童福祉施設

児童を健全に育成するためには、親子のふれあいの場である家族が健全であると同時に、児童の人間関係を育てる場として、地域の保育所や児童館等の果たす役割は大切です。

保育所は、女性の社会進出が進むとともに就業形態も多様化してきている中で、子育てと仕事の両立を支援し、家庭・地域の養育機能を補完する施設として、ますます重要になってきています。

地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭の育児不安等に対する相談指導を行う拠点として子育てを支援しています。

児童館は、かぎっ子への遊び場の提供にとどまらず、児童の健康の増進と情操を豊かにする健全育成を目的として設置されたものであり、地域の母親クラブや子ども会活動の拠点として、ますます積極的な活用が期待されています。

身体的・精神的・家庭的な事情で保護を要する児童に対しては、下記の児童福祉施設等に保護し、自立に向けた支援を行っています。

表5 児童福祉施設の入所・通所状況（総合福祉相談所措置分）

H23.3.31 現在

区分	施設名	所在地	定員	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
乳児院	済生会乳児院	福江市	23					1	1
	白梅学園(乳児院)	敦賀市	9						0
児童養護施設	福江市ふれ愛園	福江市	40						0
	越前市進修学園	越前市	40	1	19	2			22
	吉江学園	鯖江市	40	5	1			1	7
	偕生慈童苑	大野市	50	1					1
	白梅学園(晴喜館)	敦賀市	50						0
知的障害児施設	足羽学園	福江市	30		2			1	3
	南川福祉学園	小浜市	30						0
重症心身障害児病棟	福井病院	敦賀市	120						0
	あわら病院	あわら市	80						0
肢体不自由施設	つくし園(入所)	福江市	50						0
	つくし園(通所)	福江市	30						0
難聴幼児通園施設	こども療育センター ひばり園(通園)	福江市	30						0
児童自立支援施設	和敬学園	福江市	45	1				1	2
里親	里親委託	県内	—		3				3
合計				8	25	2	0	4	39
保育所	保育所	定員 施設数		2,255 21	2,520 24	45 1	465 4	925 14	6,210 64施設
児童厚生施設	児童館			16	12	1	4	7	40施設
	児童家庭支援センター				1				
	地域子育て支援センター			1	3	1	2	5	12施設

## (2) 母子・父子・寡婦福祉

ひとり親家庭は、生活面、就業面をはじめ様々な困難に直面しています。特に厳しい経済状況を背景にした不安定な就労形態などが、ひとり親家庭の経済的環境に大きく影響しています。

このような現状を踏まえ、母子自立支援員はひとり親家庭の相談に応じ、必要に応じて母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、日常生活の悩みの相談、職業能力の向上および求職活動の支援、養育費確保のための情報提供を行っています。

また、相談内容に応じて、経済的支援である児童扶養手当（母子・父子）・母子寡婦福祉資金貸付（母子・寡婦）・ひとり親家庭医療費助成制度、就業支援である教育訓練給付金事業（母子・父子）・高等技能訓練促進費等事業（母子）、子育て支援である母子家庭等日常生活支援事業等の制度の紹介および手続きの案内を行っています。

表1 母子・父子・寡婦相談状況（実件数）

平成 22 年度

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
生活一般	住宅	1	14		1	1	17	48
	医療	2	30			3	35	216
	就職	28	58		5	23	114	460
	家庭紛争	4			2	1	7	110
	その他	4	26		1	4	35	256
児童	養育	11	8				19	119
	教育	6				1	7	58
	非行	3				5	8	10
	その他	3				5	8	43
生活援護	母子福祉資金貸付	52	125		15	23	215	667
	寡婦福祉資金貸付		25			5	30	36
	児童扶養手当	1	30				31	273
	母子支援	2	40				42	183
	その他				1		1	14
合計		117	356	0	25	71	569	2,493

表2 母子寡婦福祉資金の新規貸付決定状況（金額単位：千円）

平成22年度

													福井県			
	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		管内計		件数	金額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額				
①事業開始資金												0	0			
②事業継続資金												0	0			
③就学支度資金	1	580	1	580			1	300			3	1,460	13	6,607		
④修学資金	2	3,582	5	8,028							7	11,610	26	15,303		
⑤技能修得資金											0	0	2	980		
⑥修業資金									2	600	2	600	2	600		
⑦就職支度資金											0	0	2	410		
⑧生活資金			1	400					3	927	4	1,327	6	2,391		
⑨住宅資金											0	0	1	1,500		
⑩結婚資金											0	0				
合計	3	4,162	7	9,008	0	0	1	300	5	1,527	16	14,997	52	27,791		

## (3) 女性福祉

女性福祉対策は、当初、売春防止法による要保護女子の保護・更生・自立指導を主に実施してきましたが、社会経済情勢等の変化に伴い、相談内容も複雑多様化してきており、夫の暴力・性被害・サラ金問題・離婚等、様々な問題を抱えた女性を保護するなど広範囲に及んでいます。

特に夫の暴力に関しては、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)が施行され、さらに平成18年4月から各健康福祉センターにも「配偶者暴力被害者支援センター」の役割が付与されたことにより、相談に占める割合も高くなっています。(表2)

このような現状を踏まえ、県では女性相談員を配置し、警察・裁判所・市町など関係機関と協力して、女性の人権を守り、健全な社会生活を営むことができるよう支援活動を行っています。また、DV被害者支援に関する制度の理解や相談対応等職員の資質向上を目的とした研修会を実施しています。

表1 相談状況（相談者の年代別）

平成22年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
10歳代	6	4			1	11
20歳代	37	7			1	45
30歳代	34	47		4		85
40歳代	35	24			4	63
50歳代	20	11			5	36
60歳以上	3	6			1	10
計	135	99		4	12	250

表 2 相談状況（主訴別）

平成 22 年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
本人の問題	生活困窮		4			1	5
	借金	1					1
	求職		9		2	2	13
	病気					1	1
	精神衛生	12				1	13
	帰住先なし	5	4				9
	その他		11				11
家庭の問題	夫の暴力	59	29			6	94
	夫の問題	10	3			1	14
	離婚問題	22	24				46
	家庭不和	11	4		2		17
	子供の問題	13	5				18
	その他	2	6				8
計		135	99		4	12	250

表 3 支援活動状況

平成 22 年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
指導・助言	100	62		1	12	175
就職・自営						0
結婚						0
家庭へ送還	1					1
福祉事務所へ移送	30	19		1		50
婦人相談所へ移送	2	6		1		9
関係機関施設移送	2	12		1		15
計	135	99		4	12	250

表 4 DV被害防止研修会

日時・会場	内容	講師	参加者
22年11月19日 14時00分～16時00分 丹南健康福祉センター 鯖江市庁舎 2階大会議 室	講演 「DV 被害者への支援 －情報を共有する こと－」	福井大学医学部看護学科 地域看護学 教授 長谷川 美香 氏	公共職業安定所 1 警察署 2 県・市・町職員 26 DV 関係法人機関 3 計 32人

## 2 自立と社会参加の促進

### (1) 生活保護

#### ア 生活保護制度の仕組み

生活保護制度は、何らかの事情によって生活困窮となり、自分で生活を維持できない人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

保護は、その内容によって 8 種類の扶助に分けられており、要保護者の需要に応じて必要とする扶助を合算したものが世帯への保護費となります。

#### イ 生活保護の種類と方法

- ①生活扶助（金銭給付） 衣食その他日常生活費、入院患者日用品費等
- ②教育扶助（金銭給付） 義務教育にかかる教材費等
- ③住宅扶助（金銭給付） 家賃・間代・地代・住宅維持費等
- ④医療扶助（現物給付） 入院・診察・薬剤・治療材料費等
- ⑤介護扶助（現物給付） 居宅介護・福祉用具・施設介護費等
- ⑥出産扶助（金銭給付） 出産に要する費用等
- ⑦生業扶助（金銭給付） 生業に必要な資金等
- ⑧葬祭扶助（金銭給付） 死体検案・火葬に要する費用等

生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日施行）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### ウ 保護の動向

昭和 61 年の年金制度改正（基礎年金の導入）を境に、全国的に保護率は減少傾向を示し、さらに経済状態の安定化傾向を背景に保護率の低下がみられましたが、バブルの崩壊後の日本経済を反映し、全国では平成 7 年度の 7.0%、福井県では平成 9 年度の 2.01%を底に保護率増加に転じました。世界同時不況以降、悪化していた雇用環境は改善の兆しがあるものの保護率は増加傾向です。

管内町は、県内工業出荷額が 1 位～3 位の福江市・鯖江市・越前市に隣接しており、車の普及や道路の整備拡大とあいまって稼働年齢層の就労の機会には比較的恵まれていたことから、被保護者は、高齢者および傷病・障害者世帯が主となっています。

当センターは、鯖江市・越前市を除く 3 町を管轄していますが、表 1 の保護率を見ると、池田町、越前市が他の市町に比べてやや高めです。

表 2 の世帯類型別では、高齢世帯が約 40%、障害世帯が約 25%で、高齢・障害者世帯の定着化傾向が見られます。

医療扶助のうち、入院については精神病の長期入院患者がほとんどで、当面退院が期待できる者はいない状況です。一般疾病では、高齢・傷病世帯が多い構成から、その多くは慢性疾患での入通院であり、今後も長期にわたる療養が必要となっています。

労働力類型別においては、日雇・内職が主で、自立に結びつく就労先を確保することは困難となっています。

表1 被保護世帯・人員・保護率（年度別推移）

（年度末現在）

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
被保護世帯	20年度	67	145	7	15	38	272世帯	2,064世帯
	21年度	82	179	7	17	37	322世帯	2,451世帯
	22年度	94	192	7	18	37	348世帯	2,706世帯
被保護人員	20年度	80	177	8	16	50	331人	2,577人
	21年度	100	211	7	19	51	388人	3,103人
	22年度	110	225	7	21	49	412人	3,416人
保護率（‰）	20年度	1.19	2.05	2.51	1.36	2.15	1.72‰	3.17‰
	21年度	1.48	2.46	2.24	1.63	2.15	2.01‰	3.83‰
	22年度	1.63	2.64	2.30	1.73	2.11	2.03‰	4.23‰

表2 被保護世帯・被保護人員（停止中も含む）

平成22年度 月平均

							管内計	福井県	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町			
世帯 類型別	高齢世帯	30	87	2	6	17	142世帯	1,194世帯	
	母子世帯	1	3			1	5世帯	85世帯	
	障害者世帯	7	30	5	1	10	53世帯	310世帯	
	傷病世帯	22	14		7	4	47世帯	569世帯	
	その他	27	47	1	4	5	84世帯	430世帯	
世帯の 労働力 類型別	世帯主が働いている	常用労働者	3	8			1	12世帯	115世帯
		日雇労働者		4				4世帯	51世帯
		内職者	1	7			1	9世帯	32世帯
		その他の就業者	3	1				4世帯	17世帯
	世帯員が働いている		4			2	6世帯	52世帯	
	働いている者がいない	80	159	8	18	31	296世帯	2,321世帯	
被保護世帯		90	183	8	18	37	336世帯	2,604世帯	
扶助別 人員	被保護人員	103	212	8	21	50	394人	3,268人	
	保護率（‰）	1.53	2.48	2.45	1.78	2.16	2.08‰	4.04‰	
	生活扶助	84	171	3	15	39	312人	2,783人	
	住宅扶助	62	143	1	8	12	226人	2,281人	
	教育扶助	2	3			2	7人	137人	
	介護扶助	10	24		4	9	47人	354人	
	医療扶助	80	156	6	18	39	299人	2,499人	
	出産扶助						0人	0人	
	生業扶助		1			3	4人	53人	
葬祭扶助						0人	3人		

注) 世帯・人員は、月別扶助人員を年平均した。



## (2) 福祉のまちづくり

### ア 民間公益的施設のバリアフリー化推進

住みよい福井を目指し、まちのなかの不特定多数の人が利用する公益的施設についてバリアフリー化を図るため、福井県では平成8年に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

これに基づき、①障害者や高齢者等に配慮した出入口・廊下・階段・駐車場などの整備基準を示し、②新築・増築・改装にあたり事前届出を求め、③必要な指導助言を行い、④整備基準に適合した事業者に対しては、適合証を交付しています。

表1 「福祉のまちづくり条例」特定施設新築等の届出状況

H9. 4. 1～H23. 3. 31

公益的施設の区分	特定施設 整備対象 規模	鯖江 鯖江市・越前町			武生 越前市・池田町・南越前町		
		届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数
		新築	増改築		新築	増改築	
0 1 官公庁施設	すべて	1	1	1			
0 2 医療施設	すべて	18	10	5	21	12	14
0 3 社会福祉施設	すべて	26	36	21	26	19	15
0 4 商業施設①物品販売業	500㎡超	22	7	11	24	7	13
0 4 商業施設②飲食業	300㎡超	7	3	2	3	1	1
0 4 商業施設③理容・美容所	150㎡超	1					
0 4 商業施設④サービス業	500㎡超		1		4	1	2
0 5 娯楽施設	1,000㎡超	5	1	1	3	2	1
0 6 文化施設	すべて	1					
0 7 体育施設	1,000㎡超	2					
0 8 宿泊施設	1,000㎡超	3				1	
0 9 教育施設	すべて	1	1	1	3	3	4
1 0 公共交通機関施設	すべて		1	1	1		
1 1 集会施設	すべて	23	7	15	13	4	3
1 2 興行・展示施設	1,000㎡超		1				
1 3 環境衛生施設①公衆浴場	1,000㎡超		1		1		
1 3 環境衛生施設②公衆便所・火葬場	すべて				1	2	2
1 4 駐車施設 (路外駐車場)	すべて						
1 5 公益事業施設 (ガス電気等)	すべて	3		2	4		2
1 6 金融機関施設 (銀行等)	すべて	5	1	3	6		2
1 7 事務所	3,000㎡超		1		1		
1 8 工場	5,000㎡超	2	5	1	2	4	1
1 9 共同住宅等	1,500㎡超	5	1	1	5	2	3
計		125	78	65	118	58	63

### イ 身体障害者等用駐車場 (愛称：ハートフルパーキング) 利用証制度

福井県では車いす使用者用駐車区画を真に必要な方が利用できるように、身体障害者等駐車場利用証制度を平成19年10月からスタートさせました。これは、車いす使用者用駐車場を設置している施設管理者にこの利用証制度の協力駐車場として県と協定を結んでいただき、統一案内看板の設置、対象外駐車に対する指導、制度の広報周知にご協力をお願いすると共に、歩行が困難な方を対象に利用証を交付し、駐車する際に掲示して外見からわかるようにするものです。

表1 身体障害者等用駐車場の協力協定締結状況および利用証交付数

H19. 10. 1～H23. 3. 31

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
公立公益施設	25	23	2	7	11	68	342 施設
民間協力施設	45	71	0	2	8	126	487 施設
利用証交付数	400	339	8	29	172	948	4,209 名



### (3) 障害者福祉

平成 17 年 10 月に、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目指した「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月から施行されました。障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに異なっていたサービスの提供主体を、住民の身近な自治体である市町村に一元化するとともに、障害の種別にかかわらず、共通の制度によりサービスを提供するしくみに変わりました。

福井県では、障害者自立支援法の成立や障害の複雑・多様化など障害者を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 19 年 3 月に「福井県障害者福祉計画」（計画期間：平成 19 年度から平成 23 年度まで）を策定しました。この計画は「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を基本理念としており、障害者が地域のあたたかいつながりに支えられ、元気に働き自立して暮らすことができる福井を目指し、各種施策を推進しています。

当センターでは、鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町の身体障害者手帳の交付や、障害児福祉手当および特別障害者手当等の支給を行っています。また、障害者や家族等からの相談に応じ関係機関、障害者相談員と連携を行い指導・助言することや、福祉制度を情報提供・啓発することを行っています。

表1 身体障害者手帳所持者数（障害区分別）

H23. 3. 31現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
聴覚	視覚	247	275	23	29	171	745	2,970
	聴覚	268	336	53	61	118	836	3,667
	平衡	0	4	1	0	1	6	23
	計	268	340	54	61	119	842	3,690
音声・言語・そしゃく		26	42	2	4	13	87	434
肢体不自由	上肢	559	635	64	122	225	1,605	7,062
	下肢	1,029	1,179	112	267	571	3,158	13,020
	体幹	226	196	19	44	85	570	2,641
	脳原性 上肢	18	11	0	1	7	37	236
	脳原性 移動	6	2	0	2	2	12	73
	計	1,838	2,023	195	436	890	5,382	23,032
内部障害	心臓	454	638	36	106	188	1,422	6,561
	じん臓	133	182	12	25	55	407	1,923
	呼吸器	45	70	8	12	26	161	912
	ぼうこう・直腸・小腸・免疫	112	106	10	15	37	280	1,362
	肝臓	5	2	0	2	2	11	62
	計	749	998	66	160	308	2,281	10,820
合計		3,128	3,678	340	690	1,501	9,337	40,946

表2 療育手帳所持者数

H23. 3. 31現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	県計
A1 重度	障害児	24	41	1	2	13	81	345
	障害者	140	156	10	30	48	384	1,776
A2 重複障害	障害児	1	2	0	0	3	6	16
	障害者	8	12	0	4	6	30	134
B1 中度	障害児	41	33	0	2	7	83	330
	障害者	104	171	7	23	48	353	1,510
B2 軽度	障害児	30	41	1	8	16	96	403
	障害者	98	114	2	20	25	259	1,120
計	計	446	570	21	89	166	1,292	5,634
	障害児	96	117	2	12	39	266	1,094
	障害者	350	453	19	77	127	1,026	4,540

注) 障害児=18歳未満

表3 精神障害者保健福祉手帳所持者数

H23.3.31現在

	管内計					県計	
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
1級	12	16	2	1	10	41	267
2級	168	203	9	27	68	475	2,433
3級	69	64	2	7	29	171	879
計	249	283	13	35	107	687	3,579

表4 障害者福祉サービス利用状況

H23.3.31現在

〈障害者支援施設：旧法施設〉

種 類	施 設 名	所在地	定員	鯖江	越前	池田	南越前	越前	計	
				市	市	町	町	町		
身体障害者福祉施設	肢体不自由者更生施設	福井県美山荘	福井市	100	8	3	1	2	3	17
	聴覚障害者更生施設	京都市聴覚言語障害センター	京都府京都市	30	1					1
	身体障害者療護施設	福井県若越みどりの村	越前市	100	8	30	2	6	5	51
		友愛園	小浜市	50	1			1		2
合 計				18	33	3	9	8	71	

種 類	施 設 名	所在地	定員	鯖江	越前	池田	南越前	越前	合計	
				市	市	町	町	町		
知的障害者福祉施設	若越ひかりの村第一更生施設	福井市	100	11	15	1	5	4	36	
	若越ひかりの村第二更生施設	福井市	50	12	5		1	1	19	
	若越ひかりの村第三更生施設	福井市	25	4	2			1	7	
	かすみが丘更生寮	坂井市	140	9	1		3	2	15	
	希望園	大野市	90		1			6	7	
	すだちの家	福井市	30	3	1				4	
	あいの里	越前市	40	8	22		6	2	38	
	知的障害者通所更生施設	がんばるはうす	福井市	20					1	1
	特定知的障害者入所授産施設	若越ひかりの村授産施設	福井市	100	5	20		3	10	38
		九頭竜ワークショップ第三授産部	勝山市	50		1	1	3	1	6
特定知的障害者通所授産施設	わかたけ授産場	越前市	20	1	18		1	1	21	
知的障害者通勤寮	かすみが丘通勤寮	坂井市	25			1			1	2
	福井事業所生活訓練型	福井市	24	4	4					8
知的障害者福祉工場	わかたけ福祉工場	越前市	20		5					5
合 計				57	95	3	22	30	207	

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
				躰	聴	嚙						
介護給付	福井事業所介護型	福井市	20	●	●			1			2	3
	ピーぷるファン	越前市	12	●	●	●	1	9		1	2	13
	美山事業所	福井市	6		●				1			1
	今立事業所	越前市	10		●			3				3
	ライフカレッジあけぼの	福井市	40	●	●		2				1	3
	福授園神中事業所	鯖江市	12	●	●	●	12	2			1	15
	福授園当田事業所	鯖江市	27	●	●	●	15	4	1		4	24
	足羽ワークセンター第1事業所	福井市	6		●			1				1
	むつみ園	大野市	40		●	●	2	3	1		1	7
	九頭竜ワークショップ上野の郷	勝山市	100	●			5	8		1	1	15
	九頭竜ワークショップ七瀬の郷	福井市	40	●				4		1		5
	九頭竜ワークショップしずかの郷	勝山市	30	●			1	1				2
	はつらつ広場	あわら市	20	●	●	●	2					2
	のびのび広場	あわら市	20	●	●	●	2					2
	ライトホープセンター	越前町	140	●	●	●	6	2		2	2	12
	ライトワークセンター	鯖江市	65	●	●	●	1	3			1	5
	光が丘ワークセンター	越前町	50	●	●	●	1	1	1	1		4
	ライフトレーニングセンター	鯖江市	120	●	●	●	15	6	1	2	5	29
	足羽更生園	福井市	80		●		11	4	2		2	19
	障害者支援センターひまわり	越前市	8		●		2	7			1	10
	障害者支援施設やすらぎの郷	小浜市	50	●	●	●		2			1	3
	大日園	勝山市	60	●	●	●	3	3		2	3	11
	エンジェルズキッズ	越前市	10	●	●	●		5				5
	金津サンホーム	あわら市	60	●	●		1				1	2
	小松陽光苑	石川県小松市	96	●			1					1
	南陽園	石川県加賀市	50	●	●		1					1
	療養介護	独立行政法人国立病院機構医王病院	石川県金沢市	70	●	●	●		1		1	

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
				躰	聴	嚙							
訓練等給付	就労移行支援	サニーワークホーム	越前市	24			●		7			7	
		千草の家	鯖江市	12		●	●	7			1	5	13
		ハートワーク	福井市	24		●	●	3					3
		ぴーぷるファン	越前市	6	●	●	●		7				7
		福井事業所移行型	福井市	20		●			1				1
		はす工房花里音	南越前町	6	●	●	●		1		1		2
		ワークあけぼの	福井市	10	●	●			1				1
		就労移行やわらぎ	福井市	24			●	2	2			1	5
		福授園御幸事業所	鯖江市	9	●	●	●	3	3				6
		福授園神中事業所	鯖江市	10	●	●	●	3	3	1		3	10
		足羽ワークセンター第2事業所	福井市	40		●			1	1			2
		光が丘ワークセンター	越前町	6	●	●	●					4	4
		障害者支援センターひまわり	越前市	8		●			8		1		9
		みどりの森社会復帰センター就労事業所	福井市	20			●	2				1	3
		ワークホームそら	越前市	10	●	●	●	3	19	1	1		24
	就労継続支援B型	サニーワークホーム	越前市	14			●	2	24	1	3		30
		千草の家	鯖江市	25		●	●	11	2			9	22
		ハートワーク	福井市	30		●	●	3		1			4
		フレンドリーぶな	大野市	23			●		1				1
		つづきの家	坂井市	20	●	●		1	1				2
		ぴーぷるファン	越前市	15	●	●	●	2	16				18
		はす工房花里音	南越前町	14	●	●	●		5		12		17
		手作り工房コスモス	福井市	20	●	●		1					1
		ピアファーム	あわら市	20		●		1	1				2
		福授園御幸事業所	鯖江市	26	●	●	●	14	2	1		1	18
		福授園神中事業所	鯖江市	38	●	●	●	16	7			1	24
		福授園当田事業所	鯖江市	27	●	●	●	13	7			2	22
		足羽ワークセンター第1事業所	福井市	24		●		2	2				4
		足羽ワークセンター第2事業所	福井市	20		●		1			1	1	3
		九頭竜ワークショップ就労支援事業所	勝山市	50	●	●		2	2				4
		就労支援センターすだち	福井市	10		●	●	1					1
		みどりの森社会復帰センタージョブガーデン	福井市	30			●	1	2				3
		よもやま	大野市	14		●	●		1				1
コミュニティーやわらぎ	福井市	20			●	2	1				3		
ライトワークセンター	鯖江市	15	●	●	●	2	2				4		
光が丘ワークセンター	越前町	10	●	●	●	1				2	3		
障害者支援センターひまわり	越前市	10		●			11		2		13		
クリーンねっと福井	越前町	20		●			1			2	3		
ワークホームそら	越前市	10	●	●	●		17			2	19		

事業区分	施設名	所在地	定員	主な対象者			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計			
				躰	姍	嚙									
訓練	就労継続支援A型	丸岡事業所	坂井市	54		●					1	1			
		おくえつ事業所	勝山市	28		●			1				1		
		丹南事業所雇用1型	福井市	40		●		6	2			3	11		
		丹南事業所雇用2型	福井市	40		●		5	2			8	15		
		福井事業所雇用2型	福井市	30		●		3	1				4		
		ハートランド福井	福井市	50	●	●	●	2	2				4		
		たけふ福祉工場	越前市	40	●	●	●	7	28		7	5	47		
		美山事業所	福井市	10		●		1					1		
		今立事業所	越前市	10		●		1	2				3		
		食の工房やわらぎ	福井市	40		●	●	8	3			4	15		
		(株)水野製作所	福井市	10			●	1	1				2		
		福授園神明とうふ工房	鯖江市	10	●	●	●	3	2				5		
		(株)エイティーンズ	越前市	20	●	●	●	11	11			1	23		
		コミュニティーやわらぎ	福井市	10			●	1	1	1			3		
		給付	自立訓練(生活訓練)	エイティーンズ電子工業(株)	鯖江市	20	●	●	●	14	10				24
(株)ウェルファーム	越前市			20	●	●	●	8	12	1		1	22		
ハウスやわらぎ(宿泊型)	福井市			14			●	4	5				9		
ハウスやわらぎ	福井市			6			●	3	3			1	7		
福授園当田事業所	鯖江市			6		●	●	2	1			1	4		
みどりの森社会復帰センター就労事業所	福井市			6			●	1					1		
足羽ワークセンター第1事業所	福井市			10		●					1		1		
ライトホープセンター	越前町			6	●	●	●	2					2		
障害者支援センターひまわり	越前市			14		●		4	10				14		
施設入所支援	むつみ園			むつみ園	大野市	40		●	●	2	3	1		1	7
				九頭竜ワークショップ上野の郷	勝山市	100	●			5	8		1	1	15
				九頭竜ワークショップ七瀬の郷	福井市	40	●				4		1		5
				九頭竜ワークショップしずかの郷	勝山市	30	●			1	1				2
				ライトホープセンター	越前町	140	●	●	●	6	2		2	1	11
				ライトワークセンター	鯖江市	80	●	●	●	2	5			1	8
		光が丘ワークセンター	越前町	50	●	●	●	1	1	1	1	3	7		
		ライフトレーニングセンター	鯖江市	110	●	●	●	2	2	1	2	2	9		
		足羽更生園	福井市	80		●		11	4	2		2	19		
		障害者支援施設やすらぎの郷	小浜市	40	●	●	●		2			1	3		
		金津サンホーム	あわら市	50	●	●		1				1	2		
		大日園	勝山市	60	●	●	●	3	3		2	3	11		
小松陽光苑	石川県小松市	96	●			1					1				
南陽園	石川県加賀市	80	●	●		1					1				
合計							306	360	20	50	103	839			

#### (4) 介護保険

急速に少子高齢化が進行し寝たきりや認知症の高齢者が増加する中で、介護は社会全体の懸案となっています。平成12年4月に、介護を社会全体で支え利用者の気持ちを尊重した総合的なサービスが受けられるよう、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による介護保険制度がスタートしました。

近年、介護サービスをめぐっては介護従事者の離職率が高く、事業所の人材確保が困難であるといった実態が明らかになりました。こうした状況から、平成21年度改正では介護報酬改定率がプラス3%となり、それに伴い、「介護従事者の人材確保・処遇改善」、「医療との連携や認知症ケアの充実」、「効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証」という3つの軸に沿った介護報酬改定が行われました。

#### ア 介護保険制度の現状

##### (7) 要介護認定状況

管内の介護認定審査は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の5市町の共同設置による丹南地区介護認定審査会により行われています。

平成23年3月末の要介護認定者数は表1のとおりであり、管内全体で7,839人となり、平成22年3月末に比べて増加しました。

そして、その内訳は、要支援1が577人(7.4%)、要支援2が1,102人(14.1%)、要介護1が1,450人(18.5%)、要介護2が1,419人(18.1%)、要介護3が1,229人(15.7%)、要介護4が1,110人(14.2%)、要介護5が952人(12.1%)となり、要支援1、2の認定者の割合が減り、要介護1、2をはじめとする要介護の認定者の割合が増加しました。(図1)

また、管内の第1号被保険者数(65歳以上の人口)に占める要介護認定者割合は、図2のとおりです。

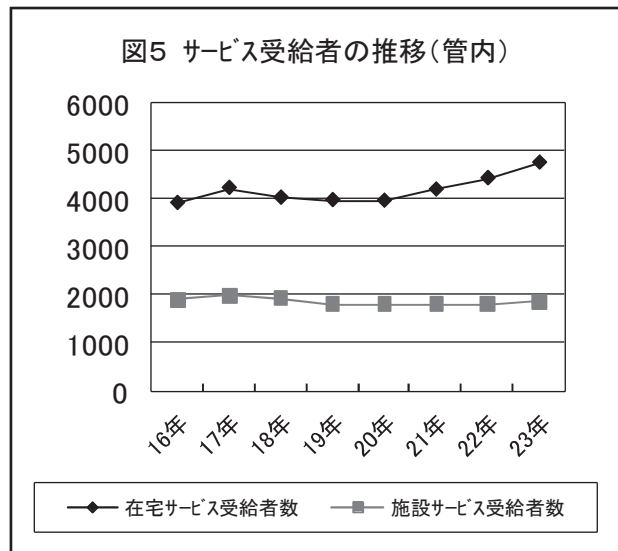
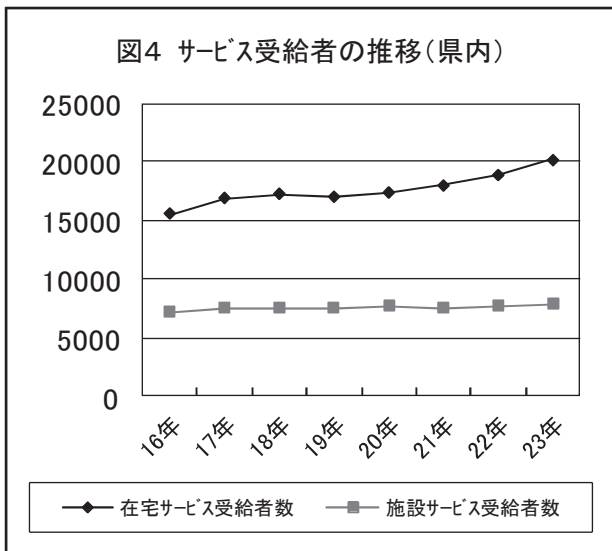
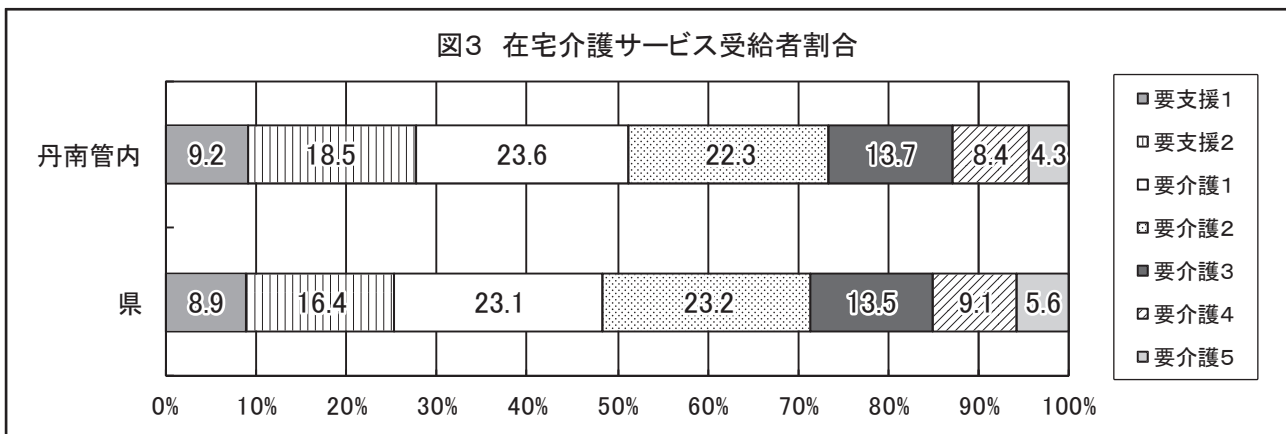
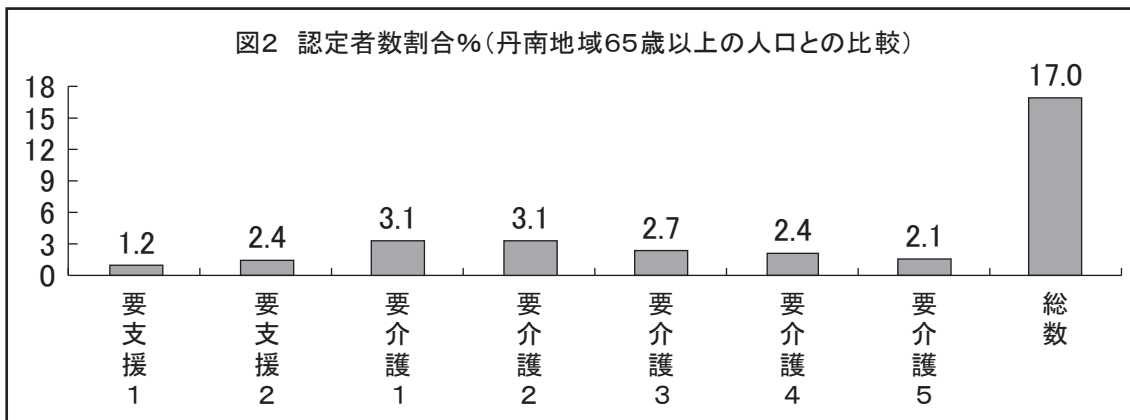
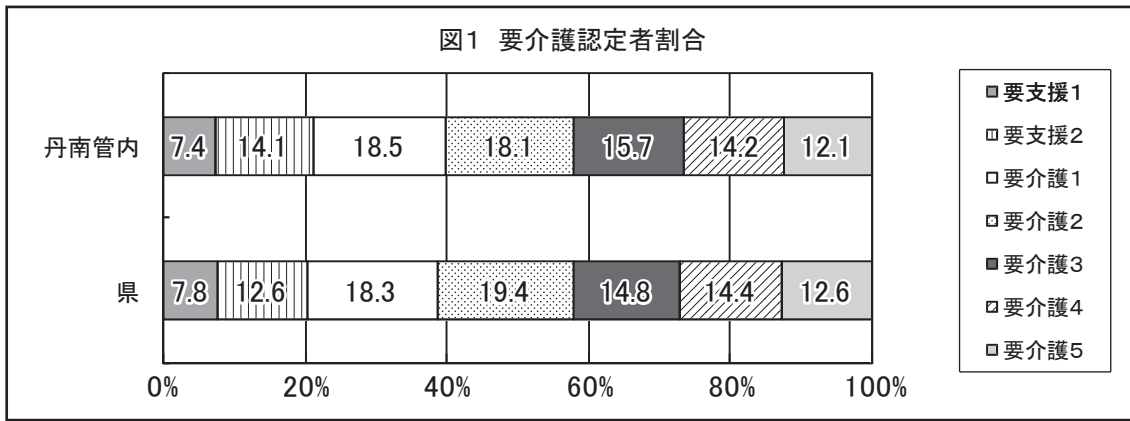
平成23年3月の時点で、在宅介護サービスを利用している要介護認定者の割合は図3のとおりで、在宅サービス受給者と施設サービス受給者の年次変化については、図4、5のとおりです。

表1 要介護認定者数(単位:人)

H23.3.31現在

市町名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
22年3月末管内計	590	1,087	1,336	1,284	1,173	984	904	7,358
管内割合%	8.0	14.8	18.1	17.4	16.0	13.4	12.3	100.0
鯖江市	194	325	417	445	400	324	274	2,379
越前市	235	541	680	648	550	489	412	3,555
池田町	24	27	50	26	21	27	20	195
南越前町	85	69	120	98	71	96	84	623
越前町	39	140	183	202	187	174	162	1,087
23年3月末管内計	577	1,102	1,450	1,419	1,229	1,110	952	7,839
管内割合%	7.4	14.1	18.5	18.1	15.7	14.2	12.1	100.0
23年3月末県計	2,656	4,268	6,219	6,586	5,020	4,888	4,269	33,906
県割合%	7.8	12.6	18.3	19.4	14.8	14.4	12.6	100.0

(資料: 県長寿福祉課より)





## IV 生涯を通じた健康づくり

### 1 栄養・健康づくり

#### (1) 健康づくりの推進

国は、人口の少子・高齢化が急速に進むなか、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すため、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を策定しました。これは疾病の発生そのものを予防する1次予防に重点をおき、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸や生活の質の向上を目的とした健康づくりのための国民運動で、この運動を推進するため、平成15年5月「健康増進法」が施行されました。

これを受けて県では、健康増進法の趣旨のもと、県民一人ひとりが生涯にわたって健康であり続けるための指針として、平成16年3月「元氣な福井の健康づくり応援計画」を策定し、各種健康づくり施策を実施してきました。

センターでは、この「元氣な福井の健康づくり応援計画（改定版）」に基づき、県民および地域住民の健康づくりを推進し、健康増進における意識向上や普及啓発を図り、関係団体・機関と連携し、基盤整備の充実を図っています。

また、生活習慣病対策の中で「栄養・食生活」の果たす役割は大きく、健康づくりを推進していくためには欠かすことができません。これは同時に、生活の質とも大きく関わってきます。そこで、センターでは管内市町の栄養改善活動を支援するとともに、栄養成分表示等の情報提供、食環境の整備、給食施設の望ましい栄養管理の推進について指導・助言を行っています。

#### ア 管内の状況

平成9年度に施行された地域保健法に基づき、地域住民を対象とする栄養相談業務および一般栄養指導業務の実施主体が市町に委譲されました。しかし現在、丹南管内では、5市町のうち2町で行政栄養士が未配置となっており、人体生理に基づく栄養アセスメントからの適切な栄養支援指導対応が困難となる場合も予測されます。（表1）

また健康増進法の施行により、給食施設が「食事の提供」とどまらず、個人への「栄養教育」という役割を担うことが明確にされました。このことは住民の健康づくり基盤として給食施設のあり方が位置づけられたと言えます。中でも特定給食施設において適切な栄養管理の実施が義務づけられ、そのための支援としてセンターが状況報告の結果に基づく個別の巡回指導等を実施しています。（表2）



表1 管内市町の栄養士の配置状況

平成22年度

栄養士の配置されている市町	鯖江市、越前市、越前町
栄養士の配置されていない町	池田町、南越前町

注) 栄養士未配置の町では、事業等に併せて在宅栄養士の雇いあげ、または、担当課の保健師で対応

表2 給食施設指導状況 平成22年度

	給食施設数	
	特定給食施設	その他の施設
巡回指導	100	41

表3 特定給食施設届出状況 平成22年度

種類	件数
事業開始届	3
栄養管理状況報告書	217
届出事項変更届出	1
事業休止(廃止)届出	1

表4 管理栄養士免許申請状況 平成22年度

種類	件数
免許申請	9
書換・名簿訂正申請	2
免許照合	39
再交付申請	0

表5 栄養士免許申請状況 平成22年度

種類	件数
免許申請	14
免許訂正申請	10
免許再交付申請	3

表6 給食施設の状況

平成22年度

		管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養 士・栄養士 どちらもい ない施設数	合計 施設数
		施設数	管理栄 養士数	施設数	管理栄 養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	学校	15	15	2	4	2	6	6	24	47
	病院	2	7	11	30	28				13
	介護老人保健施設	2	4	5	7	5				7
	老人福祉施設	3	3	3	4	3				6
	児童福祉施設	3	3	5	5	5	23	36	6	37
	社会福祉施設	4	4				2	2		6
	事業所	1	1	1	1	1	1	3	4	7
	寄宿舍						1	1		1
	一般給食センター						1	3		1
計	30	37	27	51	44	34	51	34	125	
その他	学校								3	3
	病院・医院	6	7	4	5	5	9	9	1	20
	介護老人保健施設						1	1		1
	老人福祉施設	1	1	1	1	1	7	10	1	10
	児童福祉施設	1	1				7	8	22	30
	社会福祉施設	2	2	1	1	2	7	7	9	19
	事業所						1	2	3	4
	寄宿舍								2	2
計	10	11	6	7	8	32	37	41	89	

注) 特定給食施設とは特定多数人に対して、継続的に1回100食、または、1日250食以上の食事を提供する施設  
栄養士が施設に配置されているもののみを「配置されている」とみなす

## イ 健康づくり・栄養改善事業

### (7) 福井の健康づくり「食の応援団」推進事業

全国的に食生活に占める外食や、惣菜および持ち帰り弁当(以下、中食と略す)の利用は年々増加傾向にあります。

外食や中食を利用しながら「健康に気をつけた食事ができる」という食環境の整備を目的として、外食・中食等の提供者である関係業者と公的保健機関が連携し、平成 13 年度から『福井の健康づくり「食の応援団」健康づくり応援の店』事業を展開してきました。丹南地域では 73 件の飲食店等が登録しています。

(表 7)

表 7 「健康づくり応援の店」管内登録状況(業態別)

平成 22 年度

	飲食店	旅館・ホテル	弁当・惣菜菓子店	製造所	事業所給食 その他	コンビニエンスストア	合計
鯖江管内	21	3	3	0	1	7	35
武生管内	18	0	7	1	2	10	38
合計	39	3	10	1	3	17	73

### (i) 食生活・栄養管理支援事業

管内給食施設の栄養・健康づくり担当者を対象に、ライフステージごとの適切な栄養管理が普及、実施されるよう研修会を開催しています。今年度は、昨年度から実施した嚥下食、摂食嚥下についての研修会を施設からの要望をもとに実施しました。各給食施設では対象者への栄養ケアが実施されていますが、食生活における更なる質の向上につながるよう、今後も栄養管理の水準向上のための支援をしていく必要があると考えます。また、平成 22 年度から、災害時の食生活の支援体制の整備をすすめるため、嶺北合同で特定給食施設等を対象にした研修会を行いました。(表 8)

表 8 食生活・栄養管理支援事業実施状況

実施日	実施場所	内容	受講人数
平成 22 年 5 月 17 日	丹南健康福祉センター 2 階会議室	講義 「給食施設における栄養管理について」 「栄養管理状況報告書の記入について」 「特定給食施設等の監視指導について」	管内給食施設の新 任栄養士、担当者 (18 名)
平成 22 年 10 月 1 日	NOSA I 福井	試食会「実際の嚥下形態食の試食」 講義 「高齢者施設における嚥下食の分類とその食事の基 準化についての検討」	管内医療機関、高 齢者関係施設の栄 養士、調理従事者 (55 名)
平成 22 年 11 月 29 日	福井県産業会館 本館展示場	講義 「災害時の食生活支援と栄養士の役割 ～シミュレーションから対策を考える～」 グループワーク 「給食施設間の相互支援体制の構築について」 ※嶺北地区 4 つの健康福祉センター合同開催	管内給食施設関係 者等 (74 名)

㊦) 健康づくり運動普及事業

運動を行うことは生活習慣の予防に効果的です。しかし平成18年県民健康・栄養調査の結果では、全国と比べて県内の運動習慣を持つ人が少ないという結果が出ています。これを受け、地域で健康づくりを普及している団体、運動指導を行う方を対象に、運動講習会を開催しました。(表9)

表9 健康づくり運動普及事業実施状況

実施日	場所	内容	受講者数
平成22年 9月7日	鯖江市健康 福祉センター	丹南たから運動体験交流会 よさこい鳴子の運動	管内健康づくり 実践団体等 (51名)
平成23年 1月15日	福井県中小企 業大学校 大教室	講義・実習 「行動変容につながる運動指導について」	管内健康づくり 実践団体等 (24名)

ウ 食生活改善推進員の地区活動状況

食生活改善推進員は、各地域においてボランティア活動を通じた栄養改善を行っています。管内の食生活改善推進員連絡協議会支部としては、鯖江支部(あすなる会)と武生支部(わかな会)の2支部があり、地区活動状況は次のとおりです。(表10)

表10 活動項目別活動状況

平成22年度

市町	生活習慣病 予防		母子の健康 貧血予防		高齢者の 健康・食生活		総数		自己 学習 回数
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
鯖江市	475	9,481	312	9,909	249	9,815	1,036	29,205	3,054
越前市	2,445	22,019	970	6,036	3,602	29,942	7,017	57,997	5,319
南越前町	376	1,588	90	502	197	1,442	663	3,532	351
合計	3,296	33,088	1,372	16,447	4,048	41,199	8,716	90,734	8,724

注) 現在、池田町、越前町は休会中。

## (2) 児童生徒の喫煙防止対策推進事業

### ア 目的

未成年者の喫煙対策は、極めて重要な問題であり、児童生徒が喫煙しない環境づくりと児童生徒の健康意識の向上にむけて関係機関が連携し、丹南地域における児童生徒の喫煙防止対策を推進することを目的とします。

### イ 内容

#### (7) 未成年者喫煙防止研修会

小中高校の学校関係者（養護教諭、保健主事、生徒指導担当教諭等）を対象に研修会を開催しました。

	日時・場所	内容・講師	参加者数
第1回	平成22年8月4日（水） 15:00～17:15 アイアイ鯖江健康福祉センター	「児童・生徒への喫煙防止教育について」 講師：公立丹南病院 小児科医師 平田善章先生	19
第2回	平成22年11月30日（火） 15:00～17:15 越前市文化センター	「児童・生徒への喫煙防止教育について」 講師：公立丹南病院 小児科医師 平田善章先生	32

#### (4) 児童生徒の喫煙防止教室への支援

学校と連携し、児童生徒を対象に喫煙防止についての講演および実験等を実施しました。

	回数	内 容	参加者		
			生徒	教諭	その他
小学校	6	ビデオ観賞 実験 講義	336	17	10
高 校	1	講義	180	27	
工業高等専門学校	1	講義	200	10	
計	8		716	54	10

#### (5) 世界禁煙デー・禁煙週間の取り組み

街頭キャンペーンで禁煙週間の普及物を配布し、喫煙防止について啓発しました。

食品衛生講習会で関係者に資料を配布し、受動喫煙防止について啓発しました。

## 2 多様な保健サービスの提供

### (1) 母子保健

#### ア 市町母子保健事業の現状

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる様々な環境は大きく変化し、母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、妊娠、出産、育児や乳幼児保健について、きめ細かくかつ一貫したサービスの提供を図るという観点から、平成9年度より健康診査、訪問・相談指導等の実施主体が県から住民に身近な市町に一元化され実施されています。

#### (イ) 各母子保健事業の実施状況

妊娠期の保健対策として、母子手帳の交付時面接等による健康相談を行い、分娩や出産に関する不安の軽減やハイリスク妊婦の把握に努めており、医療機関委託妊婦健診や訪問指導、妊婦教室、両親学級等を実施しています。

乳幼児期の保健対策としては、医療機関へ委託している乳児健診をはじめ、各市町が独自で実施している集団による乳幼児健診、育児相談、子育て教室および各種の子育てサロン等の自主グループへの支援等を実施しています。

また、思春期保健対策として、学校保健と連携して赤ちゃんとのふれあい(体験)教室等実施しています。

近年は、少子化対策として子育て支援策が充実されてきています。また、育児不安や児童虐待予防に対する母子保健での取り組みがますます重要になっています。

そのためには、保健・医療・福祉及び学校等関係機関のより一層の連携強化により、効果的な育児支援ネットワークを構築していくことが必要です。

表1 母子保健事業実施状況

平成22年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
健康診査	妊婦	★妊婦健診	★妊婦健診 ★産後健診	★妊婦健診	★妊婦健診	
	乳児	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 ★1歳児健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 赤ちゃん健診 (6～7か月) 乳幼児健診 (0～就学前希望者)	★1か月健診 ★4か月健診 ★9か月健診
	幼児	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 (絵本の読みきかせ実施) 3歳児健診 (歯科個別指導実施)	1歳6か月児健診 2歳児健診 2歳6か月児健診 3歳児健診 4歳児健診 5歳児健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 2歳6か月児歯科健診 3歳6か月児健診
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>お父さんの子育て手帳交付</li> <li>乳幼児発達相談</li> <li>ことばの相談</li> <li>すくすく育児相談 (前期・後期)</li> <li>保健師相談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>父子健康手帳交付</li> <li>2か月児セミナー (離乳食教室)</li> <li>乳児育児相談 (離乳食教室)</li> <li>こどものそうだん会</li> <li>乳幼児育児相談 (すこやかサロン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>★妊婦歯科保健指導</li> <li>子育て相談</li> <li>母乳哺育相談</li> <li>母乳栄養支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>子育て相談室</li> <li>妊婦相談(電話)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>妊婦相談</li> <li>のびのび発達相談</li> </ul>	
健康教育	思春期	思春期保健福祉体験事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃん抱っこ体験学習</li> <li>子どもの生活習慣病予防事業</li> <li>教育相談(性感染症の予防)</li> </ul>			
	妊婦	・新米お父さん教室	・両親学級	・妊婦相談	・マタニティーセミナー	・マタニティースクール
	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児親子教室</li> <li>かがやきキッズ(幼児)</li> <li>たくみ会(就学児)</li> <li>さくらんぼキッズ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>のびのび発達教室</li> <li>地域赤ちゃん教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て講演会</li> <li>離乳食相談</li> <li>なかよしひろば</li> <li>絵本の窓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯ピカ☆教室</li> <li>虫歯予防教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離乳食教室</li> <li>幼児親子教室</li> <li>歯みがき教室(保育所巡回)</li> <li>わいわいキッズ子育てサロン</li> </ul>
(妊婦・申請時のみ) 家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>こんにちは赤ちゃん事業</li> <li>乳幼児家庭訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイリスク妊婦訪問</li> <li>こんにちは赤ちゃん事業</li> <li>乳幼児健診事後訪問</li> <li>幼児健診未受診者訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦訪問 (妊婦検診フォローより)</li> <li>新生児訪問</li> <li>健診事後指導訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃん訪問</li> <li>妊婦相談(訪問)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃん訪問</li> <li>乳児家庭訪問(要フォロー一児)</li> <li>妊婦の電話・訪問</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主グループ支援 (コスモスキッズ)</li> <li>歯みがき教室</li> <li>栄養指導</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人育児支援(通訳配置)</li> <li>児童デイサービス事業 (フッ素塗布、歯みがきチェック、ブラッシング教室)</li> <li>産後ケア事業</li> <li>子育てグループ・子育てボランティアの育成</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母乳栄養支援事業</li> <li>★3歳児歯科保健指導 (フッ素塗布)</li> <li>ブラッシング指導</li> <li>乳幼児発達支援事業</li> <li>母子保健推進活動</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虫歯のない子の表彰</li> <li>母子保健関係者連絡会</li> <li>保健推進員研修会</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援情報誌</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	

★は医療機関委託にて実施

(イ) 母子訪問活動状況

妊産婦、新生児および乳幼児訪問は、各市町の保健師等が行っており、訪問活動の取り組み状況は表 2 のとおりです。

育児不安や虐待予防等に対応していくためにも、訪問等による個別指導の充実が求められる中、平成 19 年度から市町における「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問することになりました。当事業の結果、新生児、乳児、産婦訪問が充実したものとなりました。

表 2 管内市町別対象別母子訪問活動状況 平成 22 年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
妊 婦	実人員	1	2			
	延人員	1	2			
産 婦	実人員	550	261	4	77	162
	延人員	551	261	4	79	163
新生児 (未熟児除く)	実人員	2	19		2	1
	延人員	2	19		2	1
未熟児	実人員	8	24		1	6
	延人員	8	24		1	6
乳 児 (新生児・未熟児除く)	実人員	542	378		85	155
	延人員	543	378		88	164
幼 児	実人員	26	177	4	33	2
	延人員	29	262	4	69	2
その他	実人員		3		4	
	延人員		3		4	

(地域保健事業報告より)

(ウ) 妊婦一般健康診査

妊娠中の疾病の予防と早期発見をめざし、各市町では妊婦に対し適切な指導を実施するため医療機関に妊婦の健康診査を委託して公費で行っています。平成 21 年 1 月 27 日から福井県では妊婦健診費無料化事業が開始され、妊婦健診が原則無料となりました。

平成 22 年度の管内の受診率は、妊娠前期 95.3%、妊娠中期 89.2%、妊娠後期 83.5%でした。

受診結果では、妊娠期間が進むにつれて、「異常あり」が多くなっています。異常を認められた中では「貧血」が大半を占めています。(表 3)

表3 妊婦一般健康診査状況

平成22年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内		
妊娠前期	受診票交付数	714	714	21	108	182	1,739		
	受診人数	685	674	20	97	182	1,658		
	受診率 (%)	95.9	94.4	95.2	89.8	100.0	95.3		
	受診結果(件数)	異常あり	異常なし	665	646	18	94	181	1,604
			実人数	20	28	2	3	1	54
			延人数	20	28	2	3	1	54
			高血圧等 (%)	0	5	0	0	0	5
				0	0.7	0	0	0	0.3
			貧血 (%)	13	11	1	2	1	28
				1.9	1.6	5.0	2.1	0.5	1.7
その他 (%)	7	12	1	1	0	21			
	1.0	1.8	5.0	1.0	0	1.3			
妊娠中期	受診票交付数	714	714	21	108	177	1,734		
	受診人数	615	652	16	86	177	1,546		
	受診率 (%)	86.1	91.3	76.2	79.6	100.0	89.2		
	受診結果(件数)	異常あり	異常なし	434	484	15	67	136	1,136
			実人数	181	168	1	19	41	410
			延人数	183	174	1	19	41	418
			高血圧等 (%)	0	12	0	1	0	13
				0	1.8	0	1.2	0	0.8
			貧血 (%)	165	144	1	12	40	362
				26.8	22.1	6.3	14.0	22.0	23.4
その他 (%)	18	18	0	6	1	43			
	2.9	2.8	0	7.0	0.6	2.8			
妊娠後期	受診票交付数	714	714	21	108	161	1,718		
	受診人数	582	603	14	74	161	1,434		
	受診率 (%)	81.5	84.5	66.7	68.5	100.0	83.5		
	受診結果(件数)	異常あり	異常なし	413	448	13	59	119	1,052
			実人数	169	155	1	15	42	382
			延人数	171	160	1	15	42	389
			高血圧等 (%)	1	7	0	0	1	9
				0.2	1.1	0	0	0.6	0.6
			貧血 (%)	161	148	1	14	40	364
				27.7	24.5	7.1	18.9	24.8	25.4
その他 (%)	9	5	0	1	1	16			
	1.5	0.8	0	1.4	0.6	1.1			

※「異常あり」の率は受診人員に対する割合

(市町母子保健実施状況報告より)



(イ) 乳児一般健康診査（医療機関委託分のみ）

乳児期の疾病の予防と早期発見を行い適切な指導をするため、各市町は医療機関に委託して公費による乳児の健康診査を行っています。「乳児一般健康診査受診票」は、母子健康手帳や母子保健のしおりに挿入され、乳児は1か月児・4か月児・9～10か月児健康診査を医療機関で受診できます。

平成22年度の管内の受診率は、1か月児健康診査95.6%、4か月児健康診査98.5%、9～10か月児健康診査94.3%と高率でした。

受診の結果、異常の認められたものは、1か月児健康診査134人（8.3%）、4か月児健康診査192人（11.5%）、9～10か月児健康診査170人（10.9%）でした。（表4）

市町によっては、医療機関委託の健康診査のほかに、乳幼児等を対象に集団健診を実施し、医師や保健師のほか、栄養士、食生活改善推進員や保健推進員がそれぞれの乳児の発達時期に合わせた相談や指導を併せて行っています。

表4 乳児一般健康診査状況（医療機関委託分のみ）

平成22年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内		
1 か月健診	実施方法	委託	○	○	○	○	-		
		集団						-	
	対象者数		695	700	15	88	197	1,695	
	受診者数		656	670	15	84	195	1,620	
	受診率（％）		94.4	95.7	100.0	95.5	99.0	95.6	
	受診結果 （件数）	異常なし	612	614	14	73	173	1,486	
		異常あり （件数）	実人数	44	56	1	11	22	134
			延人数	44	56	1	11	22	134
			要指導	8	14	0	1	7	30
			要観察	29	31	1	7	13	81
要精検			3	9	0	3	1	16	
要治療			4	2	0	0	1	7	
4 か月児健診	実施方法	委託	○	○	○	○	-		
		集団						-	
	対象者数		704	693	14	84	194	1,689	
	受診者数		689	686	13	83	193	1,664	
	受診率（％）		97.9	99.0	92.9	98.8	99.5	98.5	
	受診結果 （件数）	異常なし	639	582	11	70	170	1,472	
		異常あり （件数）	実人数	50	104	2	13	23	192
			延人数	50	104	2	14	23	193
			要指導	3	6	0	1	8	18
			要観察	25	36	1	4	12	78
要精検			4	3	1	1	0	9	
要治療			18	59	0	8	3	88	
9 ～ 10 か月児健診	実施方法	委託	○	○	○	○	-		
		集団						-	
	対象者数		642	729	23	64	191	1,649	
	受診者数		623	676	21	62	173	1,555	
	受診率（％）		97.0	92.7	91.3	96.9	90.6	94.3	
	受診結果 （件数）	異常なし	562	594	18	54	157	1,385	
		異常あり （件数）	実人数	61	82	3	8	16	170
			延人数	61	82	3	8	16	170
			要指導	5	6	0	2	4	17
			要観察	41	29	1	4	9	84
要精検			3	3	0	0	1	7	
要治療			12	44	2	2	2	62	

（市町母子保健実施状況報告より）

#### (オ) 1歳6か月児健康診査

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等について、早期に発見し早期に適切な指導や療養の援助を行うことを目的に、幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語の発達の標識が容易に得られるようになる1歳6か月児に対して、市町が健康診査を実施しています。

なお、この健康診査では、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談等を行っています。市町においては、健診の場において心理相談員や家庭相談員を配置しているところもあります。

平成22年度の管内の対象者は1,695人で、受診者は1,644人、受診率は97.0%です。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は205人(12.5%)であり、多い順に身体発育の異常119人、運動機能異常57人、皮膚疾患32人でした。精神発達遅滞等精神面所見での有所見者は582人(35.4%)でした。また、その他の有所見者実数が57人(3.5%)でした。(表5)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付されます。平成22年度に管内では14人に交付され、11人(78.6%)が受診しています。その結果、異常なしが2人、経過観察者が5人、要治療者が4人でした。(表6)

表5 1歳6か月児健康診査状況

平成22年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
対象者数(人)		671	725	22	76	201	1,695	
受診者数(人)		658	696	22	76	192	1,644	
受診率(%)		98.1	96.0	100.0	100.0	95.5	97.0	
身体面の異常	身体面有所見者実数	77	86	4	14	24	205	
	有所見率(%)	11.7	12.4	18.2	18.4	12.5	12.5	
	身体発育の異常	16	86	1	6	10	119	
	熱性けいれん	0	0	0	0	1	1	
	運動機能異常	28	21	0	0	8	57	
	眼科異常	6	3	0	1	0	10	
	てんかん性疾患	0	1	0	0	0	1	
	先天異常	1	4	0	0	0	5	
	耳鼻咽喉科疾患	5	2	0	1	1	9	
	血液疾患	1	1	0	0	0	2	
	皮膚疾患	5	22	1	4	0	32	
	循環器系疾患	5	1	0	0	2	8	
	呼吸器系疾患	1	4	0	0	1	6	
	消化器系疾患	1	6	1	1	0	9	
	泌尿器生殖系疾患	9	3	1	3	0	16	
その他	0	0	0	0	1	1		
精神面	精神面有所見者実数	318	212	0	16	36	582	
	有所見率(%)	48.3	30.5	0	21.1	18.8	35.4	
	精神発達遅滞	310	159	0	12	31	512	
	精神行動上の異常	154	113	0	7	5	279	
その他	その他有所見者実数	28	23	0	4	2	57	
	有所見率(%)	4.3	3.3	0	5.3	1.0	3.5	
	育児環境	64	19	0	3	2	88	
	生活習慣	7	4	0	1	1	13	
	その他	0	0	0	0	0	0	
歯科健診	受診者数	658	696	22	76	192	1,644	
	むし歯の総数	25	43	0	0	17	85	
	虫歯なし	虫歯のない者計	650	678	22	76	188	1,614
		○1型	627	678	18	65	178	1,566
		○2型	19	0	4	11	7	41
		不詳	4	0	0	0	3	7
	虫歯あり	虫歯のある者計	8	18	0	0	4	30
		A型	7	15	0	0	1	23
		B型	1	0	0	0	3	4
		C型	0	2	0	0	0	2
		不詳	0	1	0	0	0	1
	他異常	軟組織の異常	1	57	0	2	0	60
		咬合異常	14	37	1	7	4	63
その他		63	74	0	1	4	142	

(市町母子保健実施状況報告より)

表6 1歳6か月児健康診査精密検査結果

平成22年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内
交付数		6	3	0	2	3	14
受診数		4	2	0	2	3	11
検査結果	異常なし	1				1	2
	経過観察 主な疾患名(人)	早発乳房(1) 歩行の遅れ(1) 両内旋股(1)	3			軽度難聴(1) 1 低身長(1) 1	5
	要治療 主な疾患名(人)		自閉症 <sup>※</sup> 外 <sup>※</sup> (1) 仮性包茎(亀頭包皮癒着症)(1)	2		広汎性発達障害疑(1) 1 言語発達遅滞(1) 1	4

(市町母子保健実施状況報告より)

(カ) 3歳児健康診査

3歳児は、幼児期のうちで身体発育および精神発達の個人的差異が明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長発達に影響を及ぼすということで重要な時期です。この時期に運動、視覚、聴覚、言語等の異常やその他の疾病を早期に発見し、適切な援助を行うことを目的に、3歳児に対して市町が健康診査を実施しています。また、この健康診査では、生活習慣の確立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談などをおし、保護者への育児支援にも視点がおかれています。

平成22年度の管内の対象者は1,797人で、受診者は1,721人、受診率は95.8%でした。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は217人(12.6%)でした。精神発達遅滞等精神面の有所見者は301人(17.5%)でした。また、その他の有所見者数が43人(2.5%)でした。(表7)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付されます。平成22年度に管内では一般精密検査で31人に交付され、24人が受診しました。その結果、異常なしが4人、経過観察者が17人、要治療者が4人でした。眼科精密検査では63人に交付され53人が受診して、その結果、異常なしが6人、経過観察者が延43人、要治療者が延12人でした。耳鼻科精密検査では2人に交付され、受診者なしでした。(表8)

表7 3歳児健康診査状況

平成22年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
対象者数(人)		695	786	19	92	205	1,797	
受診者数(人)		672	746	19	91	193	1,721	
受診率(%)		96.7	94.9	100.0	98.9	94.1	95.8	
身体面	身体面有所見者実数	91	91	3	12	20	217	
	有所見率(%)	13.5	12.2	15.8	13.2	10.4	12.6	
	身体発育の異常	23	14	2	0	7	46	
	熱性けいれん	0	0	0	0	0	0	
	運動機能異常	12	5	1	1	1	20	
	眼科異常	18	60	0	2	5	85	
	てんかん性疾患	1	0	0	0	0	1	
	先天異常	3	3	2	0	0	8	
	耳鼻咽喉科疾患	6	4	0	3	0	13	
	血液疾患	0	0	0	0	0	0	
	皮膚疾患	8	4	1	3	1	17	
	循環器系疾患	2	0	0	0	1	3	
	呼吸器系疾患	2	1	0	1	0	4	
	消化器系疾患	3	1	0	0	0	4	
	泌尿器生殖系疾患	22	6	0	4	5	37	
その他	0	1	0	0	0	1		
精神面	精神面有所見者実数	177	96	2	12	14	301	
	有所見率(%)	26.3	12.9	10.5	13.2	7.3	17.5	
	精神発達遅滞	101	55	1	5	8	170	
	精神行動上の異常	144	91	2	8	6	251	
その他	その他有所見者実数	28	10	1	1	3	43	
	有所見率(%)	4.2	1.3	5.3	1.1	1.6	2.5	
	育児環境	38	9	1	1	1	50	
	生活習慣	9	1	1	0	2	13	
	その他	0	0	0	0	0	0	
歯科健診	受診者数	672	746	19	91	193	1,721	
	むし歯の総数	371	476	30	126	163	1,166	
	虫歯なし	虫歯のない者計	552	595	9	57	150	1,363
		○1型	514	595	6	57	149	1,321
		○2型	38	0	3	0	1	42
		不詳	0	0	0	0	0	0
	虫歯あり	虫歯のある者計	120	151	10	34	43	358
		A型	84	113	7	23	13	240
		B型	27	31	3	10	12	83
		C型	9	7	0	1	16	33
		不詳	0	0	0	0	2	2
他異常	軟組織の異常	0	8	0	1	0	9	
	咬合異常	80	92	1	6	0	179	
	その他	67	141	1	2	0	211	
尿検査	受診者数	529	644	19	90	167	1,449	
	蛋白	+	25	1	0	0	0	26
		++以上	1	0	0	0	0	1
	糖	+	0	1	0	0	0	1
		++以上	0	1	0	0	0	1

(市町母子保健実施状況報告より)

表 8 3歳児健康診査精密検査結果

平成 22 年度

一般精密検査

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内					
交付数		18	6	1	4	2	31					
受診数		13	5	1	3	2	24					
検査結果	異常なし	2	2	0	0	0	4					
	経過観察 主な疾患名(人)	尿潜血 (4) 尿蛋白 (2) 膝関節炎・ 股関節炎疑 い (1) 停留性精巢 疑い (1) X脚 (2)	10	多動 (1) 無症候性血 尿 (1)	2	対人・言 語発達遅 滞 (1)	1	X脚 (1) 言語発達 遅滞疑 (1)	2	移動性 睾丸(1) 神経線 維腫(1)	2	17
	要治療 主な疾患名(人)	真性包茎 (1) 陰嚢水腫 (1)	2	自閉症 <sup>ス</sup> 外 <sup>ム</sup> (1)	1			右停留精 巢・左移 動性精巢 疑 (1)	1			4

(市町母子保健実施状況報告より)

眼科精密検査

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内			
交付数		10	50	0	0	3	63			
受診数		5	45			3	53			
検査結果	異常なし	0	5			1	6			
	経過観察 主な疾患名(人)	遠視 (1) 乱視 (1) 関節緊張症 (1)	3	近視 (20) 近視性乱視 (10) 遠視性乱視 (2) 混合乱視 (2) 遠視 (1) 調節過緊張 (1) 弱視 (1) 内反症 (1)	36			近視 (2)	2	41
	要治療 主な疾患名(人)	遠視 (1) 弱視 (1) 近視 (1) 両内反症 (1) 角膜びらん (1) 外斜視 (1)	2	弱視 (3) 遠視性乱視 (1) 遠視 (2)	4					

(市町母子保健実施状況報告より)



耳鼻科精密検査

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内
交付数		1	1	0	0	0	2
受診数		0	0	0	0	0	0
検査結果	異常なし						0
	経過報告 主な疾患名(人)						0
	要治療 主な疾患名(人)						0

(市町母子保健実施状況報告より)

イ 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、専門的技術的観点から市町を支援するとともに、未熟児訪問指導や育成医療、養育医療、小児慢性特定疾患等の医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

(7) 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下(クレチン)症は、放置すると知的障害や発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下(クレチン)症の6疾病について行われています。医療機関で、生後5~7日目の新生児の足趾から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成22年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は4件でした。(1件は里帰り分娩の県外在住者)

表9 先天性代謝異常等検査

平成22年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	県外
平成22年度出生数		695	700	17	90	190	1,692	
要精密検査者		2	1	0	0	0	3	1
要精密検査結果	異常なし		1				1	
	異常あり	1					1	1
	経過観察	1					1	
	その他						0	

※ 出生数：市町村母子保健実施報告より(平成23年3月31日現在の出生数)

(イ) 母子医療給付状況（医療費公費負担制度）

小児に対する医療援護として、母子保健法に基づく未熟児養育医療給付、児童福祉法に基づく育成医療給付及び結核児童への療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく医療給付があります。

平成 22 年度の、給付者（実人数）は、育成医療 56 件、小児慢性特定疾患 175 件、養育医療 43 件でした。

表 10 医療給付状況 (実人員)

種別 年度別	育成医療	小児慢性 特定疾患	養育医療	療育給付
平成 18 年度	74	180	29	0
平成 19 年度	68	155	53	0
平成 20 年度	66	169	46	0
平成 21 年度	59	165	38	0
平成 22 年度	56	175	43	0

a 育成医療

身体に障害のある児童、または現存する疾患を放置することにより将来において障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果の期待できるものを対象として、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うもので、昭和 29 年より実施しています。育成医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関（更正医療）に委託して行うものです。当センターでは、育成医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および退院後の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 22 年度の育成医療給付（実人数）は 56 件であり、疾病別では、音声・言語障害や心臓障害によるものが多くありました。

表 11 育成医療給付状況（疾病別）

（実人員）

年度別 疾病別	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度					
						鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
肢体不自由	6	11	7	5	9	7	1	5		1	
視覚障害	8	5	7	10	4	3	1	2			
聴覚平衡 機能障害	1	6	5	2		2	1	1			
音声・言語 機能障害	14	24	20	32	26	24	6	13		1	4
心臓障害	22	14	20	8	10	8	4	4			
腎臓障害	3	2	1	2	1	2		2			
小腸機能障害						1	1				
その他の 内臓障害	9	12	8	7	9	9	3	3		1	2
計	63	74	68	66	59	56	17	30	0	3	6

## b 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の疾患についての治療研究を行い、医療の確立と普及を図るとともに、保護者の医療費の負担を軽減することを目的として、昭和 49 年より実施され平成 17 年度から児童福祉法に根拠規定がおかれることになりました。

小児の慢性疾患のうち、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額となり、また、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなる悪性新生物などの 11 疾患群（平成 17 年度より）が対象です。対象年齢は 18 歳未満の児童と制限されていますが、引き続き治療を必要とする場合には、20 歳になるまで医療の給付が行われます。

当センターでは、小児慢性特定疾患医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および申請中の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 22 年度の小児慢性特定疾患医療給付（実人数）は 175 件あり、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、慢性腎疾患、悪性新生物が続きます。（表 1 2）

表 12 小児慢性特定疾患治療研究事業の給付状況（疾病別）

（実人員）

年度別 疾病別	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度					
					鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
悪性新生物	31	26	29	25	21	4	13		1	3
慢性腎疾患	16	12	17	19	22	6	12		1	3
慢性呼吸器系 疾患			2	4	3	1	2			
慢性心疾患	27	22	17	16	19	8	8	1		2
内分泌疾患	58	55	60	59	63	17	39		2	5
膠原病	5	3	3	2	1		1			
糖尿病	7	7	7	7	7	3	2		1	1
先天性代謝 異常	10	8	8	11	13	3	9			1
血友病等 血液・免疫疾患	10	8	8	6	7	3	2		1	1
神経・筋疾患	9	6	9	11	14	9	4		1	
慢性消化器疾患	7	7	6	5	5	2	3			
計	180	155	166	165	175	56	95	1	7	16

※ 慢性消化器疾患は平成 17 年度より疾患群に加わりました

### c 養育医療

未熟児は、生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いため、生後すみやかに適切な措置を必要とします。

このため、母子保健法では出生時の体重が 2,000 g 以下の場合や、生活力が特に薄弱で身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う養育医療給付制度を設けており、昭和 22 年より実施しています。

未熟児に対する医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関に委託して行い、入院に要する費用が対象になっています。管内での養育医療の指定医療機関は、公立丹南病院のみであり、福井市内の指定医療機関に入院する児も多くあります。

管内の平成 22 年度の給付件数（実人数）は 43 件でした。（表 1 3）

当センターでは、養育医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時は保護者からの相談に対応し、児の退院後は保健師による家庭訪問を行い養育の相談に応じています。

表 13 出生体重別養育医療給付状況

平成 22 年度

年度別 区分 (g)	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度					
						鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
～1,000	4	5	7	6	4	2	1	1	0	0	0
1,001～1,500	7	4	7	11	13	4	2	1	0	0	1
1,501～2,000	15	10	18	10	10	22	14	6	0	1	1
2,001～2,500	5	8	11	12	5	6	5	1	0	0	0
2,501～	4	2	10	7	6	9	4	4	0	0	1
計	35	29	53	46	38	43	26	13	0	1	3

## d 療育給付

結核は、一般に長期の療養を必要としますが、特に児童の場合には医療だけではなく、入院中の教育や生活指導等についても適切な措置を講ずる必要があります。このため、長期の療養を必要とする結核児童を厚生労働大臣又は知事が指定する病院に入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給しています。また、入院中の療養生活についても指導が行われており、療養に必要な物品が支給されています。

管内では、平成 17～22 年度の療育申請はありませんでした。

## (ウ) 母子保健相談実施状況

平成 22 年度の低出生体重児・長期療養児・障害児等について家庭訪問および相談の実施状況は下記のとおりです。(表 14、15)

表 14 母子保健相談状況

平成 22 年度

訪問										電話 相談 (延人員)	面 接 (延人員)
産婦		低出生体重児		乳児		幼児		計			
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
56	81	38	59	17	21	16	26	127	187	319	618

(地域保健事業報告より)

表 15 長期療養児・障害児相談状況

平成 22 年度

相 談										訪 問		電話 相談 (延人員)
実人員	延 人 員									実人員	延人員	
	申請等	医 療	家 庭 看 護	福 祉 制 度	就 学	食 事 栄 養	歯 科	そ の 他	計			
227	227	33	31	30	6	6	0	2	335	16	29	165

(地域保健事業報告より)

(イ) 育児不安解消サポート事業

当センターでは、虐待に発展する恐れのある家庭の親に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成17年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。(表16)

表 16 育児不安解消サポート事業実施状況 平成 22 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	12	親グループワーク (参加者が少ないと 個人面接方式) 子グループ (自由あそび)	臨床心理士 (24回) 精神科医師 (8回) 保育士 (0回) 保健師 家庭相談員 (センター・鯖江市)	親 実 9 名 延 10 名 子 実 8 名 延 9 名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	12			親 実 9 名 延 21 名 子 実 11 名 延 23 名
合 計	24			親 実 18 名 延 31 名 子 実 19 名 延 32 名

(ロ) 特定不妊治療費助成事業

当センターでは、不妊治療を受けている夫婦の財政的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成16年度より体外授精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成18年度からは、1年度あたりの助成回数が2回に、平成19年度からは3回に拡大されました。(表17)

表 17 特定不妊治療費助成事業実施状況

年 度	申請数	治療内容		妊娠有
		体外授精	顕微授精	
平成 18 年度	78	32	46	9
平成 19 年度	145	51	94	15
平成 20 年度	162	70	92	39
平成 21 年度	161	84	77	30
平成 22 年度	209	110	93	43

## (2) 歯科保健対策

歯科保健対策の現状は表1のとおり、「妊産婦、20歳以上の歯科健診」の結果は表2のとおりです。

表1 歯科保健対策の現状

平成22年度

事業	実施内容
母子歯科保健事業	母子保健法：1歳6か月児歯科健康診査および3歳児歯科健康診査 児童福祉法：保育所で年1回以上の歯科健診を実施 「母と子の良い歯のコンクール」実施
学校歯科保健事業	学校保健法：幼稚園から高等学校まで、年1回以上の歯科健診を実施 歯の健康づくり推進事業：「県よい歯の健康づくり推進学校表彰」、「歯みがき名人認定事業」等を実施
成人・高齢者・障害者・要介護者歯科保健事業	健康増進法：「歯周疾患検診」（40・50・60・70歳）を実施 成人歯科保健事業：市町で歯科保健事業実施 通院困難な在宅の障害者：訪問歯科診療、口腔衛生指導を実施
8020運動推進特別事業	8020運動の普及啓発、推進体制の整備を行う事業 「妊産婦、20歳以上の歯科健診」、「健口づくり発信出前指導」実施
心身障害児（者）歯科健診・診療事業	障害児（者）の歯科健診および診療を実施
健康な歯をつくる県民のつどい開催事業	コンクール表彰、講演、自由研究についての報告を実施
県民の歯を守る週間事業	市町と歯科医師会各支部が協力し、フッ化物塗布、歯科健診、パネル展示等を実施
その他	「歯みがきロボットコンテスト」を実施

表2 妊産婦、20歳以上の歯科健診の受診者数（実人数）

平成22年度

	福井県	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計
妊産婦	373	52	40	0	3	4	99
20歳代以上	1,419	56	274	0	15	10	355
合計	1,792	108	314	0	18	14	454

※市町の歯科保健事業実施報告より

## (3) 結核予防・対策

### ア 健康診断

#### (7) 定期的健康診断

結核予防法は、平成19年4月1日から『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下、感染症法という）に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

感染症法においても結核予防法と同様、結核感染の危険性の高い事業所（学校・施設・医療機関等）に勤務する職員に対しては事業主が、学校（大学・高校・専修学校等）の学生、生徒に対しては学校長が、施設（保健・老人介護施設等）の入所者に対しては施設の長が、また、一般住民（65歳以上及び自治体が必要と認める者）に対しては市町長の責任で定期的に健康診断を実施するよう定めています。



表1 事業所および学校における受診状況

年度	区分	事業所	大学・高校・ 施設・その他
平成18年度		8,845	4,154
平成19年度		3,955	1,939
平成20年度		6,904	1,736
平成21年度		5,216	3,552
平成22年度		2,485	1,539

注) 受診者数は、各事業所、学校、施設からの実施報告

表2 (一般住民)結核健康診断実施状況 平成22年度

市町	区分	対象者	受検者	受診率(%)
鯖江市		11,187	2,351	21.0
越前市		21,037	3,073	14.6
池田町		1,235	777	62.9
南越前町		1,853	604	32.6
越前町		5,225	1,155	22.1
計		40,537	7,960	19.6

(イ) 接触者健康診断

新登録患者に対して症状や接触の状況を調査し(菌陽性患者の1週間以内訪問率100%)、患者家族および接触者の感染や発病の有無を追跡するため、接触者健康診断を行っています。健診の対象者、回数および追跡期間は、患者の排菌量やエックス線画像所見および患者の行動や環境等の要因により決定し、必要に応じて直後・2か月後・6か月後・1年後・1年6か月後・2年後まで健診を実施しています。健診は問診、ツベルクリン反応検査、胸部レントゲン検査、クオンティフェロン検査(QFT検査)、診察を効果的に組み合わせることにより感染、発病の有無を確認します。

表3 患者家族・接触者健診内容

年度	区分	受診者			検査結果		
		ツベルクリン 反応検査	エックス線検査		QFT検査	要医療	異常なし
			間接	直接			
平成18年度		30	0	121		0	96
平成19年度		11	79	121	11	2	220
平成20年度		66	0	155	77	6	292
平成21年度		3	0	96	33	5	127
平成22年度		12	0	59	171	9	233

## イ 精密検査

平成22年末現在の結核登録者、新登録者は表4から表8に示すとおりです。

保健所は、届出のあった結核患者を登録し服薬や生活環境について訪問指導を行うと共に、治療終了後の管理も実施しています。治療終了後2年間、経過を観察するために精密検査を行い、再発の恐れがなければ登録を除外します。また、精密検査については、平成22年1月28日より6ヶ月以内に情報を得る必要があることから、22年度からは年に2回（6月、12月）実施しています。

平成22年度の精密検査対象者は56名であり、医療機関での経過観察が行われていない5名に対し実施しました。40名が経過観察を継続することとなり、16名が再発の恐れが無く登録から除外されました。

表4 結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別）

H22.12.31現在

年 市町	登録者数						新登録者数					
	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
鯖江市	23	15	20	12	19	19	9	8	10	4	16	9
越前市	46	31	33	37	28	29	11	22	20	18	23	18
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	6	5	6	7	9	6	3	1	2	6	5	3
越前町	3	4	9	10	7	8	2	5	6	3	2	7
計	78	55	68	66	63	62	25	36	38	31	46	37
県計	296	275	257	252	228	237	139	141	136	118	151	115
管内罹患率	(10万人あたりの新登録者数)						13.9	18.4	19.6	16.1	24.1	19.3
県罹患率	(10万人あたりの新登録者数)						16.9	17.2	16.7	14.5	15.6	14.4

表5 結核患者新登録者数（活動性分類別・性・年齢階級別）

H22.12.31現在

活動性 分類 年齢別	活動性肺結核									活動性肺外結核	潜在性結核感染症			計				
	感染性						菌陰性その他				男	女	計	男	女	計		
	喀痰塗抹陽性			その他の菌陽性														
	男	女	計	男	女	計	男	女	計								男	女
0～4												3	2	5	3	2	5	
5～9												1		1	1		1	
10～14																		
15～19																		
20～29												2	2			2	2	
30～39	1		1	1		1									2		2	
40～49	1		1										1	1	1	1	2	
50～59																		
60～69	1		1		1	1	1		1	1		1	1	2	3	5		
70～	3	3	6	3	3	6			4	4	8				10	10	20	
計	6	3	9	4	4	8	1		1	4	5	9	4	6	10	19	18	37

表6 結核新登録患者の排菌状況（市町別）

H22. 12. 31 現在

年 市町	平成 22 年		
	新登録者数	塗抹陽性患者数	培養陽性患者数
鯖江市	9	2	4
越前市	18	8	11
池田町	0	0	0
南越前町	3	0	1
越前町	7	1	2
計	37	11	18

表7 結核患者新登録者数（年齢階級別・市町別）

H22. 12. 31 現在

年 市町	総 数		0～19 歳		20～29 歳		30～39 歳		40～49 歳		50～59 歳		60～69 歳		70 歳以上		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
鯖江市	9	3	6				2	1						1	1	1	3
越前市	18	10	8	3	2			1		1	1			1	1	4	4
池田町	0	0	0														
南越前町	3	2	1												1	2	
越前町	7	4	3	1												3	3
管 内	37	19	18	4	2		2	2		1	1			2	3	10	10

表8 結核患者登録者数（年齢階級別・市町別）

H22. 12. 31 現在

年 市町	総 数		0～19 歳		20～29 歳		30～39 歳		40～49 歳		50～59 歳		60～69 歳		70 歳以上		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
鯖江市	19	9	10			2	1	2	1			1	2	2	3	5	
越前市	29	14	15				1	1		1	2			2	1	10	11
池田町	0	0	0														
南越前町	6	3	3									1				2	3
越前町	8	4	4									1				3	4
管 内	62	30	32			2	2	3	1	1	2	2	1	4	3	18	23

表9 精密検査受診状況

年度	区分 検診 対象者	受診者数		受診率 (%)	判定結果		
		保健所実施	計		要医療	経過観察	治癒
平成 18 年度	11	11	11	100.0	0	3	8
平成 19 年度	49	3	49 (医療機関実施を含む)	100.0	0	34	15
平成 20 年度	56	4	56 (医療機関実施を含む)	100.0	0	35	21
平成 21 年度	60	5	60 (医療機関実施を含む)	100.0	0	29	31
平成 22 年度	56	5	56 (医療機関実施を含む)	100.0	0	40	16

## ウ 結核医療

### (7) 公費負担

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。これには感染症法第 37 条(入院勧告患者)と第 37 条の 2 項(結核患者)によるものがあります。

表 10 結核医療費公費負担承認状況(法第 37 条 2 項分)

H22. 1. 1~H22. 12. 31

年	区分	申請 件数	合格 件数	承認件数及び被保険者別							不承認 件数	
				総 計	健康保険		国民健康保険			生活 保護		高齢
					本人	家族	一般	退・本	退・家			
平成 18 年		53	53	53	8	1	4	6	0	1	33	0
平成 19 年		53	51	51	5	0	12	1	1	0	32	2
平成 20 年		52	52	52	5	4	15	0	0	0	28	0
平成 21 年		65	64	64	8	8	21	1	0	0	26	1
平成 22 年		54	53	53	8	10	12	1	0	0	22	1

表 11 入院勧告患者数の推移(法第 37 条分)

H22. 1. 1~H22. 12. 31

年	区分	前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A+B-C)
平成 18 年		0	11	10	1
平成 19 年		1	21	21	1
平成 20 年		1	19	17	3
平成 21 年		3	18	20	1
平成 22 年		1	17	14	4

### (i) 地域 DOTS 事業

福井県では平成 17 年 4 月の結核予防法改正と同時に地域 DOTS 事業を開始しました。

地域 DOTS 事業とは、結核患者の治療中断を防止し、治療終了に導くための服薬管理を支援することにより、結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止することを目的としています。

具体的には、喀痰塗抹陽性患者(その他結核患者で服薬困難な患者を含む)を対象に、入院中から訪問等を実施し、確実な服薬や服薬支援について説明を行い理解を得るとともに、服薬継続における問題点の把握し医療機関と連携を図りながら支援計画を決定したり、退院後は医療機関との定期的なカンファレンス等の実施により、受療状況や服薬状況を確認しながら支援計画の見直しを実施連携をはかりました。

表 12 結核患者家庭訪問・相談状況

区分 年度	訪問指導		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成 16 年度	49	62	49	96
平成 17 年度	52 (15)	83 (31)	30	68
平成 18 年度	44 (11)	117 (58)	36	165
平成 19 年度	44 (14)	93 (41)	106	202
平成 20 年度	58 (11)	156 (106)	90	256
平成 21 年度	42 (14)	113 (44)	25	325
平成 22 年度	39 (18)	140 (39)	52	49

注) ( ) 内は、DOTS 実施再掲

表 13 地域 DOTS 事業治療成績

区分 年	治癒	治療 完了	結核 死亡	結核外 死亡	脱落 ・中断	治療 失敗	転出	計
平成 18 年	4	2		2			1	9
平成 19 年	5	5		3				13
平成 20 年	3	6	1	2				12
平成 21 年	2	3	3	2		2		12
平成 22 年	5	1	0	4				10

#### (4) 感染症対策

##### ア 感染症発生届出状況

平成 19 年 4 月 1 日に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下、感染症法という）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直しが行われました。届出対象疾患に「南米出血熱」「オムスク出血熱」等が追加され、結核予防法の廃止・統合に伴い「結核」が二類感染症に追加されました。また、「SARS」が一類感染症から二類感染症に変更され、公衆衛生水準の向上に伴い「コレラ」「細菌性赤痢」「腸チフス」「パラチフス」が入院の必要であった二類感染症から、就業制限の対象となる三類感染症に変更されました。

また、平成 20 年 1 月 1 日より、五類感染症の麻疹・風疹が全数報告の感染症となり、平成 20 年 5 月 12 日より厚生労働省から感染症法の一部を改正する法律等の施行の通知があり、感染症の類型に新たに「新型インフルエンザ等感染症」を加えるとともに、鳥インフルエンザ (H5N1) は二類感染症、H5N1 以外の鳥インフルエンザは四類感染症、インフルエンザは五類感染症（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く）として整理されました。

平成 23 年 1 月 28 日にはチクングニア熱が四類感染症に、薬剤耐性アシネトバクター感染症が五類感染症に新たに追加されました。

全数報告が義務付けられている感染症以外の五類感染症（感染性胃腸炎・インフルエンザ等）については、学校や医療機関等から集団発生の報告があり、当センター職員が調査を行い感染拡大防止の指導をしたものを掲載しています。

表1 感染症対応状況

平成 22 年度

感染症類型	感染症名	件数
一類	なし	なし
二類	結核	別紙記載
三類	細菌性赤痢	1
	腸管出血性大腸菌感染症	8
四類	レジオネラ	1
五類 (全数報告)	麻疹	1
五類 (集団発生)	感染性胃腸炎	7
	インフルエンザ	6
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ	別紙記載
その他	エロモナス・ハイドロフィラ/ソブリア感染症	1

注) 一類～四類感染症は、全数直ちに届出が必要、五類感染症は全数届出と定点報告がある

## イ エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成 11 年に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』(以下「感染症法」という。)に統合され、平成 15 年の「感染症法」改正により五類感染症に含まれました。

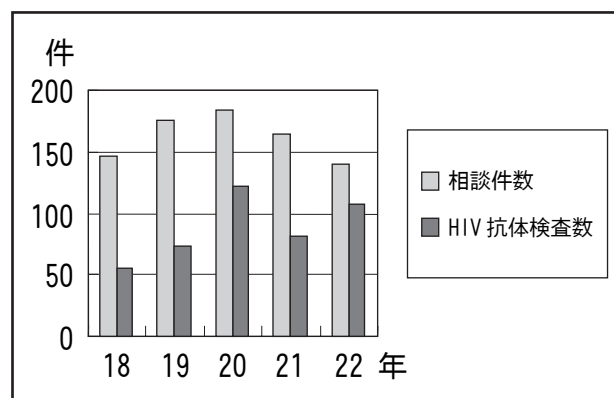
当センターにおいても、昭和 62 年からエイズの感染予防や感染の不安に対応するための、電話および面接相談を開始しています。平成 5 年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成 6 年度からは同検査を無料化し「保健所でのエイズ相談業務および HIV 抗体検査マニュアル」(改定 平成 19 年 4 月 1 日)に基づき月 2 回の定例エイズ相談および随時の相談を行っており、平成 22 年 6 月からは月 3 回実施しています。平成 18 年度より、HIV 検査普及週間および世界エイズデーに合わせ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、夜間エイズ相談・HIV 抗体検査を実施しています。

また、平成 18 年 11 月よりエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎、C 型肝炎の肝炎検査についても、「保健所での肝炎相談業務および肝炎ウイルス検査マニュアル」に基づき、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。なお、厚生労働省が、フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表に伴い C 型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけを行ったため、平成 19 年度は肝炎相談および検査件数が多数みられました。

平成 22 年度も平成 21 年度と同様に、HIV 抗体検査に併せての肝炎検査が大半を占めました。

表2 エイズ相談、HIV 抗体検査実施状況 (単位: 件)

年度	区分	相談件数	HIV 抗体検査数
平成 17 年度		97	50
平成 18 年度		146 (10)	56 (10)
平成 19 年度		176 (17)	80 (10)
平成 20 年度		184 (13)	122 (13)
平成 21 年度		128 (20)	82 (20)
平成 22 年度		140 (43)	108 (42)



※ ( ) 内は夜間相談・検査件数

表3 肝炎相談、検査実施状況 (単位：件)

区分 年度	B型肝炎		C型肝炎	
	相談件数	HBs 抗原検査数	相談件数	HCV 抗体等検査数
平成19年度	255	175	752	257
平成20年度	118	111	158	89
平成21年度	145	95	173	90
平成22年度	72	68	39	36

### ウ 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎、C型肝炎は、肝炎ウイルスによる国内最大級の感染症であり、放置すると慢性肝炎から肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する疾患ですが、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療が奏功すれば、それを防ぐことが可能です。

そこで、平成20年4月から、肝炎の早期治療を促進し、将来の肝硬変、肝がんの予防を目的として、インターフェロン治療に対する医療費助成が開始され、平成21年には肝炎対策基本法が制定されました。

また、平成22年4月からは、患者の自己負担額が引き下げられ、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療が助成対象となるとともに、インターフェロン治療の2回目の制度利用等、助成対象を拡大する制度改正が行なわれました。

### 平成22年度 肝炎治療助成に関する申請件数（丹南管内）

内 容		件 数
インターフェロン治療	新規申請	28件
	2回目の制度利用	1件
	助成期間の延長申請（副作用による中断による）	5件
	助成期間の延長届出	1件
核酸アナログ製剤治療	新規申請	88件
	更新申請（H23.1～）	51件



## エ 予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。麻しんおよび風しん対策を強化するために、麻しん風しん（MR）混合ワクチンの2回接種が平成18年4月より導入されました。また、平成19年の麻疹排除計画に基づき、平成20年4月より5年の期間に限り、第3期（中学1年生相当）、および第4期（高校3年生）が新たに予防接種の機会に追加されました。

表4 定期予防接種実施状況

H22.3.31現在

種 別		年 度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度				
		18年度	19年度					20年度	21年度	鯖江市	越前市	池田町
急性灰白 髄炎	第1回	実施数		1,691	1,746	1,700	1,679	706	787	20	101	213
		率(%)		67.3	69.1	77.3	74.0	93.9	96.4	100.0	98.1	94.6
	第2回	実施数		1,669	1,789	1,745	1,632	707	785	20	101	212
		率(%)		79.3	80	82.1	78.9	94.0	96.2	100.0	98.1	94.6
三種混合 (ジフテリア、 百日咳、 破傷風)	第1期	実施数		1,783	1,781	1,725	1,671	706	785	20	101	211
		率(%)		96	94.7	94.6	92.4	93.9	96.2	100.0	98.1	94.2
	第2回	実施数		1,732	1,804	1,754	1,673	699	783	20	101	211
		率(%)		94	96.2	95.1	93.0	93.0	96.0	100.0	98.1	94.2
	第3回	実施数		1,670	1,800	1,718	1,732	691	769	20	99	205
		率(%)		90.7	95.7	90.8	95.1	91.9	94.2	100.0	96.1	91.5
1期追加	実施数		1,532	1,670	1,724	1,743	660	763	19	94	209	
率(%)			88.9	88.7	84.5	84.2	87.8	93.5	95.0	91.3	93.3	
二種混合 (ジフテリア、 破傷風)	第2期	実施数		2,202	1,918	1,803	1,805	603	840	25	121	229
		率(%)		97.2	77.2	88.4	90.5	88.0	93.1	100.0	98.4	95.0
麻しん	第1期	実施数		1,481	1,806	1,696	1,693	675	707	14	91	204
		率(%)		82.4	95.2	95.3	95.3	96.0	95.8	87.5	98.9	96.2
	第2期	実施数		/	1,794	1,828	1,842	687	735	6	94	171
		率(%)		/	94.1	96.6	96.8	94.9	95.7	100.0	95.9	95.5
	第3期	実施数		/	/	1,979	1,937	661	860	18	121	237
		率(%)		/	/	95.3	95.3	96.6	95.3	100.0	98.4	98.3
	第4期	実施数		/	/	1,886	1,855	661	860	18	121	237
		率(%)		/	/	91.4	91.7	96.6	95.3	100.0	98.4	98.3
風しん	第1期	実施数		1,570	1,807	1,696	1,693	675	706	14	91	204
		率(%)		86.2	95.3	95.3	95.3	96.0	95.8	87.5	98.9	96.2
	第2期	実施数		/	1,793	1,828	1,842	687	735	6	94	171
		率(%)		/	94.1	96.6	96.9	94.9	95.7	100.0	95.9	95.5
	第3期	実施数		/	/	1,978	1,938	661	860	18	121	237
		率(%)		/	/	95.3	95.3	96.6	95.3	100.0	98.4	98.3
	第4期	実施数		/	/	1,886	1,856	681	774	29	143	192
		率(%)		/	/	91.3	91.7	94.1	89.6	90.6	92.9	88.5
日本脳炎	1期 初回	第1回	実施数	34	107	141	567	899	991	18	104	117
		率(%)		1.6	5.8	6.1	12.4	66.2	64.0	60.0	61.2	63.2
	第2回	実施数	34	110	148	511	841	879	15	91	102	
		率(%)		2.1	6.1	6.3	11.0	61.9	56.7	50.0	53.5	55.1
	1期追加	実施数	86	165	88	113	56	44	16	10	0	
		率(%)		4.5	8.8	3.6	2.85					
2期	実施数	3	230	139	57	10	0	15	0	0		
	率(%)		0.3	11.7	6.7	2.82						
BCG		実施数		1,721	1,614	1,654	1,644	623	714	22	68	183
		率(%)		98.1	95.2	96.8	99.5	96.3	98.3	95.7	97.1	96.8
インフルエンザ		実施数		24,214	26,329	28,285	26,344	8,823	12,285	885	2,439	4,067
		率(%)		54.7	58.2	61.5	56.3	58.2	60.1	68.9	71.2	63.8

## オ ライフステージ別感染症教室

結核、感染症、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図り発生の予防啓発を図り、感染症の発生や感染拡大の予防のために、研修会・講演会等を開催しました。

表5 感染症教室の実施状況

平成22年度

	年月日	内 容	対 象	参加人数
1	平成22年 5月28日	食中毒と感染症の予防	介護保険施設職員	50
2	平成22年 6月15日	食中毒と感染症の予防	介護保険施設職員	30
3	平成22年 7月 8日	0157による感染症および食中毒の予防について	一般住民	300
4	平成22年 7月 9日	0157による感染症および食中毒の予防について	一般住民	250
5	平成22年 7月26日	ノロウィルスの感染防止と対象方法	学校栄養士・調理師	25
6	平成22年 9月 7日	感染症の基礎知識、嘔吐・排泄物の適切な処置	学校教員	70
7	平成22年11月14日	感染症予防一家庭でできる対応	一般住民	100
8	平成22年11月28日	手洗いの大切さ一手洗いチェック	一般住民	50
9	平成22年12月 8日	ノロウィルスとインフルエンザの感染予防	介護保険施設職員	30
10	平成23年 2月 1日	結核予防対策研修	老人福祉施設職員	45
11	平成23年 2月 2日	結核予防対策研修	老人福祉施設職員	40
12	平成23年 2月 9日	結核予防対策研修	老人福祉施設職員	50
13	平成23年 2月10日	結核予防対策研修	老人福祉施設職員	40
14	平成23年 2月22日	結核予防対策研修	老人福祉施設職員	50

## カ 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ対策については、平成21年6月19日に運用指針の改定がなされ、7月24日に新型インフルエンザ患者の全数把握を行わない旨の『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（以下、改正省令という）』が施行されました。本県においても、運用指針改定および省令改正の主旨を踏まえつつ、より効率的に診療および検査を行うため、主に学校等に重点を置いて、複数の感染が確認された場合は十分な指導を行うとともに、インフルエンザウィルスの型・亜型の確認検査を実施しました。

また、管内の実情を踏まえた対応を実施するために、関係機関による地域調整会議を実施し、医療体制の整備と関係機関の連携強化を図ってきました。

平成23年4月1日以降、今般の新型インフルエンザについては、通常の季節性インフルエンザとして取り扱い（名称「インフルエンザ（H1N1）2009」）、その対策も通常のインフルエンザ対策に移行しました。

表6 地域調整会議等実施状況

平成22年度

実施日・場所	出席者	内 容
6月18日(木) 19:00~21:00 丹南健康福祉センター	医師会・薬剤師会 感染症指定医療機関 発熱外来開設医療機関 消防本部 市町・県関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの情報提供</li> <li>丹南健康福祉センターの前年度の取組状況</li> <li>各機関における現状報告</li> <li>意見交換</li> </ul>
8月26日(木) 19:00~21:00 福井県医師会館	医師会 感染症指定医療機関 発熱外来開設医療機関 県関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ発生時の地域医療機関等の対応について</li> </ul>
8月26日(木) 19:00~21:00 福井県医師会館	医師会 感染症指定医療機関 発熱外来開設医療機関 県関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ発生時の地域医療機関等の対応について</li> </ul>

表7 新型インフルエンザに関する説明会等

実施日・場所	対象者	内 容
10月21日(木) 各市町教育委員会	鯖江市、池田町、南越前町、越前町教育委員会	新型インフルエンザ発生時の対応について
10月27日(水) 越前町織田小学校	越前町小中学校養護教諭	新型インフルエンザ発生時の対応について
10月29日(金) 丹南健康福祉センター	越前市教育委員会	新型インフルエンザ発生時の対応について
12月3日(金) 鯖江市陽明中学校	鯖江市小中学校教頭	新型インフルエンザ発生時の対応について

## キ 健康危機管理に関すること

平成22年4月から、各健康福祉センターに「地域保健課」が新たに設置され、健康危機発生時には、対策を迅速かつ適切に実施することができるよう、健康危機管理に関する体制の整備を図っています。

内容	詳 細	対象・参加
初動対応訓練	12月19日 緊急連絡体制の確認	センター職員 全員
鳥インフルエンザ対策	4月28日 死亡野鳥相談対応について 4月30日 死亡野鳥相談対応について	センター職員 全員

(5) 難病対策

ア 特定疾患治療研究事業

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図っています。

イ 特定疾患患者相談事業

平成3年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や交流会を開催しています。

表1 特定疾患相談会実施状況

平成22年度

	年月日 会場	対象	参加数	内容
1	平成22年4月3日 鯖江市健康福祉センター	神経系疾患	23	・学習会「自宅でできるリハビリ教室」 ・実技
2	平成22年6月26日 鯖江市健康福祉センター	全疾患	13	・ミュージックケア
3	平成22年9月26日 鯖江市健康福祉センター	神経系疾患	25	・神経系疾患リハビリのポイント（講演会・交流会）
4	平成22年11月6日 武生福祉保健部	消化器系疾患	15	・講演会
5	平成23年3月26日 鯖江市健康福祉センター	パーキンソン病	37	・講演会 ・相談会
合計			113	

表2 特定疾患医療受給者証交付状況

各年度末現在

年度及び市町名		19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	鯖 江 市	越 前 市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町
疾患名										
1	ベーチェット病	17	21	20	22	4	9	1	4	4
2	多発性硬化症	22	23	24	26	9	9		3	5
3	重症筋無力症	19	20	24	28	13	13			2
4	全身性エリテマトーデス	58	60	56	54	16	21		4	13
5	スモン	1	2	2	2	2				
6	再生不良性貧血	10	8	9	9	3	5			1
7	サルコイドーシス	21	22	18	28	6	12	2	5	3
8	筋萎縮性側索硬化症	7	9	9	8	3	4	1		
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	47	46	47	48	15	19		8	6
10	特発性血小板減少性紫斑病	47	41	38	39	8	22		2	7
11	結節性動脈周囲炎	3	4	4	5	2	3			
12	潰瘍性大腸炎	117	132	143	149	53	73	2	9	12
13	大動脈炎症候群	7	7	7	6	1	3		1	1
14	ビュルガー病	8	9	8	7	2	4			1
15	天疱瘡	2	2	2	2	2				
16	脊髄小脳変性症	40	42	42	45	21	22		1	1
17	クローン病	35	36	36	37	15	16		1	5
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎									
19	悪性関節リウマチ	9	10	12	11	3	4		1	3
20	パーキンソン病関連疾患	148	167	180	185	64	81	6	14	20
21	アミロイドーシス	4	4	4	6	4	1			1
22	後縦靭帯骨化症	70	71	75	81	34	35	4	5	3
23	ハンチントン病									
24	ウィリス動脈輪閉塞症	17	18	23	22	4	14		2	2
25	ウェゲナー肉芽腫症	1	1	1						
26	特発性拡張症心筋症	22	23	22	22	6	10	1	4	1
27	多系統萎縮症	17	16	18	20	7	11	1	1	
28	表皮水泡症（接合部及び栄養障害型）			1	1		1			
29	膿疱性乾癬	1	1	1	1	1				
30	広範脊柱管狭窄症	10	12	13	13	5	8			
31	原発性胆汁性肝硬変	23	24	24	25	13	8		2	2
32	重症急性膵炎		1	4	2	1	1			
33	特発性大腿骨頭壊死症	24	21	20	19	4	9		2	4
34	混合性結合組織病	13	17	20	21	8	8			5
35	原発性免疫不全症候群									
36	特発性間質性肺炎	8	7	7	6	2	4			
37	網膜色素変性症	18	19	22	23	8	11		1	3
38	プリオン病									
39	肺動脈性原発性肺高血圧症	3	3	4	5		4			1
40	神経線維腫症	8	10	10	10	3	6			1
41	亜急性硬化性全脳炎									
42	バッド・キアリ症候群				1		1			
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4	4	4	4	1	2			1
44	ライソゾーム病		1	1	1	1				
45	副腎白質ジストロフィー									
46	家族性高コレステロール血症(Ⅱa結合体)			1						
47	脊髄性筋萎縮症			1	2	1	1			
48	球脊髄性筋萎縮症			1						
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎			3	4	1	2			1
50	肥大型心筋症			2	5		2		1	2
51	拘束型心筋症									
52	ミトコンドリア病			2	2	1				1
53	リンパ管筋腫症				1		1			
54	重症多形滲出性紅斑（急性期）									
55	黄色靭帯骨化症			3	4	2	2			
56	間脳下垂体機能障害			3	11	5	3		2	1
	合計	861	914	971	1,023	354	465	18	73	113

### ウ 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成 10 年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。

診療班の構成員は、専門医、主治医、理学療法士、ケアマネジャー、看護師、保健師等です。

表 3 訪問診療事業実施状況 平成 22 年度

	日 時	病 名 別	従事者数
1	平成 22 年 6 月 7 日	デュシアン型筋ジストロフィー	14 名
	合 計	1 回	

### エ 在宅難病患者家庭訪問事業

平成 5 年度から、在宅の難病患者および家族に対して、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、特定疾患の申請等で来所した際や電話でも、療養や日常生活に関する各種相談を実施しています。

表 4 難病患者家庭訪問・相談状況

年 度	区 分	家庭訪問		面接相談	電話相談
		実件数	延件数	延件数	延件数
19 年度		48	147	1,235	655
20 年度		41	132	1,496	854
21 年度		24	45	1,463	1,087
22 年度		34	82	1,652	1,239

### オ 患者・家族の会等の支援

管内には、2つの患者会や家族会があり、交流会や相談会、勉強会、レクリエーション等の活動を行っています。当所は事務局となり、活動を支援しています。

表 5 患者会・家族の会等支援状況

平成 22 年度

会 の 名 称	対 象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会 (神経難病家族の会)	神経難病患者及び家族	平成 8 年度	4 回	30 名
ほのぼの会 (難病患者と家族の会)	難病患者及び家族	平成 10 年度	8 回	97 名

### カ 難病地域ケアシステム検討会議

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、問題点、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。

表6 難病地域ケアシステム検討会議開催状況

平成22年度

日 時	出席者	助言者	内 容
平成23年 1月17日(木) 15時～17時	難病協力病院看護師、 丹南管内訪問看護師、 ケアマネジャー、 市町保健担当職員、 地域包括支援センター 職員 34名	中村病院 永田美和子医 師  福井県健康増 進課職員	講義 「進行が著しい神経難病について」 ～脊髄小脳変性症・多系統萎縮症とは～  講義 「福井県の難病対策について」
平成23年 3月25日(木) 15時～17時	管内協力病院看護師・ 作業療法士・言語療法 士・理学療法士、訪問 看護師、ケアマネジャー、ヘル パー、地域包括支援センター 職員、市町社会福祉課 職員など 25名	公立丹南病院リ ハビリテーショ ン室 高木大輔 氏、吉村健太氏  NPO法人 ナレッ ジふくい 高嶋 公美子氏	講義 「コミュニケーション確保の大事さと 意志伝達装置[伝の心]の活用」  「IT を活用したコミュニケーション機 器と使い方」  コミュニケーション機器の見学

キ 重症難病患者一時入院支援事業

平成19年度より、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のために、一時入院および長時間訪問看護を支援する事業を行っています。

平成22年度の対象者は2名おり、一時入院については介護者の冠婚葬祭、疾病などの理由で利用した。また長時間訪問看護については、介護者の休養のため1名が定期的に利用している。

(6) 精神障害者保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律および障害者自立支援法に基づき、当センターでは①精神障害者の診察及び保護の申請に対する対応、②精神保健福祉相談事業、③社会適応訓練事業、④障害者社会参加総合推進事業、⑤関係機関との会議・研修、⑥丹南地域自殺予防対策、⑦関係団体への支援等を行っています。

ア 管内精神障害者の現状

(7) 精神障害者診察および保護申請通報状況

表1 精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況および措置状況

項目 年度	通報等件数							処理状況		
	一 般	警察官	検察官	保護観察 所長	矯正施設 所長	病 院 管理者	計	措 置 入 院	措 置 不要等	計
18年度	3	9	1		1		14	4	10	14
19年度	1	6	2				9	3	6	9
20年度		8			1		9	4	5	9
21年度	1	7	1		3		12	4	8	12
22年度	1	8	2				11	4	7	11



(1) 精神障害者入院通院患者数

表2 入院通院患者数(市町別)

区分		市町						
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	福井県
入院患者数	20年度	161	216	11	28	61	477	2,098
	21年度	162	221	14	31	56	484	2,133
	22年度	167	226	7	29	57	486	2,119
通院患者数	20年度	1,312	1,568	68	185	456	3,589	17,695
	21年度	1,604	1,451	66	186	475	3,782	18,619
	22年度	1,433	1,671	54	196	568	3,922	19,542

入院患者数は、各年3月末時点の入院患者数(県内精神科病院15ヶ所の集計数)、通院患者数は、各年3月1か月間の通院患者実数(県内指定自立支援医療機関(精神医療)集計数) (福井県障害福祉課資料)

表3 入院形態別患者数(市町別)

H23.3.31現在

区分		市町						
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	福井県
合計	計	167	226	7	29	57	486	2,119
	男	83	123	4	14	30	254	1,030
	女	84	103	3	15	27	232	1,089
措置入院	計						0	0
	男						0	0
	女						0	0
医療保護入院	計	77	75	3	9	22	186	816
	男	39	40	2	3	12	96	403
	女	38	35	1	6	10	90	413
任意入院	計	90	151	4	20	35	300	1,294
	男	44	83	2	11	18	158	620
	女	46	68	2	9	17	142	674
その他	計						0	0
	男						0	0
	女						0	0

(福井県障害福祉課資料)

イ 精神保健福祉活動状況

(7) 精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問指導を実施しています。さらに定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。

表4 精神科嘱託医師による相談状況(定例精神相談 第1・3木曜日)

年度	種別	実人員	延人数							
			老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
21年度		41	10	4	2	0	5	10	11	42
22年度		43	4	11	4	0	2	20	7	48

表5 面接相談状況（定例精神相談以外）

種別 年度	実人員	延人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
21年度	68	3	55	4	0	5	21	46	134
22年度	62	5	44	5	0	0	9	40	103

表6 訪問指導状況

種別 年度	実人員	延人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
21年度	84	8	96	7	0	0	0	114	225
22年度	64	14	60	9	0	1	2	62	148

表7 電話相談状況

	延人員
21年度	549
22年度	339

表8 コーディネート件数  
（個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整）

	延人員
21年度	511
22年度	468

(イ) 社会適応訓練事業

社会復帰を図ることを目的として精神障害者が一定期間協力事業所に通い、集中力、仕事に対する持続力、環境適応能力等の社会適応訓練を行っています。

表9 社会適応訓練事業（年度内利用実人員）

協力事業所名	エジソン無線	アイテック	福井光器	三工光学	山本紙器	みどりヶ丘病院
21年度	0	0	1	0	0	2
22年度	0	0	1	0	0	2

(ウ) 社会参加総合推進事業（普及啓発事業）

管内の関係機関との連携の強化、資質の向上を目的とした会議や心の健康についての正しい知識の普及啓発と精神疾患や障害者について正しい理解の促進を図るための研修会を開催しています。

表 10 普及啓発事業（関係職員研修会）

会議名、開催月日	内 容	講師または助言者	参加人数	開催場所
精神保健福祉 連絡会議 （相談支援） H22年5月26日	・精神福祉相談現状等、 情報交換 ・今年度の研修等について		市町職員（保健・福祉・介護）相談支援事業所職員、精神科病院等職員 22名	丹南健康福祉センター
精神保健福祉 連絡会議 （緊急支援） H22年8月19日	・関係機関からの通報及び相談状況 ・事例を通しての意見交換		警察、市町職員、精神科病院等職員 19名	丹南健康福祉センター
関係職員研修 （丹南地区障害児・者自立支援協議会と合同実施） H22年10月25日	・講義 「人格障害の理解」	嘱託医 みどりヶ丘病院院長 綱澤卓也医師	市町職員、社会復帰施設職員、精神科病院等職員等 36名	丹南健康福祉センター
処遇困難 事例検討会 （丹南地区障害児・者自立支援協議会と合同実施） H22年12月9日	・事例1 「糖尿病で問題が続いた人格障害事例」 ・事例2 「対人関係でトラブルを起こす障害者」	嘱託医 みどりヶ丘病院院長 綱澤卓也医師	市町職員、社会復帰施設職員、精神科病院等職員等 31名	丹南健康福祉センター
処遇困難 事例検討会 H23年2月17日	母親が子どもへの支援を拒否する事例	嘱託医 みどりヶ丘病院院長 綱澤卓也医師	鯖江市（社会福祉課・健康課）職員、相談支援事業所 6名	丹南健康福祉センター
所内研修会 H22年7月22日	テーマ 「医療観察制度について」	福井保護観察所 法務事務官 道場弘幸氏	嘱託医 精神病院職員 当センター職員 11名	丹南健康福祉センター

ウ 丹南地域自殺予防対策

平成10年から県内では年間200人を超える自殺者が続いていることから、県は国の緊急対策基金をうけて、「自殺を考えている人が、自殺を思いとどまり安心して生きていくことができる地域づくり」をめざして、関係機関や団体等による総合的な自殺予防体制の構築を図っている。

表 11 丹南地域自殺予防対策ネットワーク会議開催状況

会議名	日時	委員	活動内容
ネットワーク会議	H22年 12月13日	弁護士、労働基準監督署、公共職業安定所、地域産業保健センター、消防組合、警察署、精神科病院および診療所、市町保健福祉担当者等 18団体 25名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の動向について</li> <li>・各関係機関の自殺予防対策の現状について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
ワーキング会議	【第1回目】 平成22年 8月6日	市町保健福祉介護担当者、相談支援事業所、医療機関、企業保健師（看護師） 15名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度、次年度取り組みについて</li> <li>・課題及び対策等の検討</li> </ul>
	【第2回目】 平成23年 3月11日	市町保健担当者 9名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度取り組みの検討</li> <li>・情報交換</li> </ul>
自殺予防講演会	平成22年 11月10日	住民の相談に対応している行政や企業、医療機関、介護関係施設等関係機関、地域で声かけや支援活動している民生委員、保健推進員、老人クラブ、心の電話、自殺予防サポーターなど 303名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状報告</li> <li>・講演 「気づく つなげる いのちを守る」 講師 NPO 法人自殺予防対策支援センター ライフリンク 代表 清水康之氏</li> </ul>
自殺予防相談対応研修会	【第1回目】 平成23年 1月13日	住民の相談に対応している行政や企業、医療機関、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等関係機関 48名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「精神疾患と自殺の関連とその対応について」 講師：みどりヶ丘病院院長 綱澤卓也医師</li> <li>・伝達研修Ⅰ 「自殺対策ファーストエイドワークショップ研修」 講師：丹南健康福祉センター職員</li> </ul>
	【第2回目】 平成23年 1月24日	住民の相談に対応している行政や企業、医療機関、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等関係機関 51名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「自殺のおそれのある人との接し方」 講師：仁愛大学人間学部心理学科 鎌田道彦氏</li> <li>・伝達研修Ⅱ 「自殺対策ファーストエイドワークショップ研修」 講師：丹南健康福祉センター職員</li> </ul>

## エ 関係団体への支援

### (7) 家族会支援

精神障害への理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に向けて障害者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた前向きな取り組みができるよう支援しています。

表 12 家族会状況

H23.3.31 現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
つつじ会		36	・例会 ・役員会 ・学習会 ・交流会 ・広報等
芦山会		7	

## (4) 精神保健ボランティア支援

こころの健康ボランティア講座を受講した者の中から精神保健ボランティアが誕生しました。現在 2 つのボランティアの会（みちくさの会、ほのぼの会）が設立され、積極的に社会復帰施設への協力、研修会参加等を行っています。

表 13 精神保健ボランティアの会の活動状況

H23.3.31 現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
みちくさの会 (鯖江)		14	・例会 ・役員会 ・会議、研修会 ・交流会 ・家族会協力 ・社会復帰施設協力 ・広報等
ほのぼの会 (武生)		23	

## (7) 石綿（アスベスト）対策

## ア 健康相談窓口開設

石綿（アスベスト）による健康被害が全国で表面化する中、関係労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成 17 年 7 月 28 日より健康相談窓口を設置し、石綿による健康への不安の除去、専門医療機関の紹介等の相談および情報の提供を行っています。

## イ 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性（石綿を原因とする中皮腫、肺がんについては、石綿にばく露してから 30～40 年の長い期間を経て発病すること、石綿が長期間、わが国の経済活動全般に使用されたことから個々の原因が追求できないこと、いったん発病すると多くが 1～2 年で死亡すること、自らが何の非がないにも関わらず何ら補償を受けられないまま亡くなること）に鑑み、石綿による健康被害を受けた方およびその家族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年 2 月 10 日公布）が創設されました。

表 1 石綿健康相談件数及び石綿健康被害救済制度の受付件数

	健康相談延件数	受付件数
18 年度	2	1
19 年度	5	1
20 年度	2	1
21 年度	8	4
22 年度	7	1

## (8) がん予防対策

### ア 元気長生きがん予防事業

県民の健康長寿を推進するため、がん予防や検診についての普及啓発、受診体制の整備、がん検診の受診率向上を図るため、平成15年度より、元気長生きがん予防事業を実施しています。

### イ 働き盛り女性・男性検診大作戦

#### (7) 出前検診

表1 出前検診実施状況

平成22年度

日時	場所	受診者数
平成22年11月6日(土)	仁愛大学	子宮がん17人
平成23年1月25日(火)	武生楽市	乳がん23人、大腸がん7人
平成23年2月9日(水)	アルプラザ鯖江	乳がん17人、大腸がん4人
平成23年2月23日(水)	アルプラザ鯖江	乳がん19人、大腸がん7人
平成23年3月2日(水)	武生楽市	乳がん21人、大腸がん13人
平成23年2月18日(金)	公益センター	乳がん5人、子宮がん8人

#### (4) 地元医師会との協働による働き盛り世代受診率向上対策

##### ・がん検診推進医の設置

平成22年度は、市町長や事業主にがん検診受診率向上についての提言を行い、職域や住民等を対象としたがん検診に対する普及啓発を行う「がん検診推進医」を7名依頼しました。

##### ・地域職域連携推進協議会（職域対象者受入検討会議）の開催

平成22年度は、地域職域連携推進協議会として、管内全体で地域保健および職域保健ならびにがん検診推進医が相互に情報交換を行い、がん検診受診勧奨対策について検討会を実施しました。

また、各市町のがん検診実施状況に合わせて、平成23年度に向けた受診体制について検討しました。

(表2)

表2 地域職域連携推進協議会（職域対象者受入検討会議）実施状況

平成22年度

日時	内容
平成22年12月6日(月) 19時～20時30分	・がん死亡・罹患状況とがん検診受診率状況について ・各機関のがん検診受診率向上に向けた取り組み ・今後の取り組みについて
平成23年3月29日(火) 19時～21時	・平成22年度がん検診受診状況および平成22年度丹南健康福祉センターにおけるがん予防事業実施状況について ・「がん検診における地域と職域の役割と効果的な受診勧奨について」 福井県健康管理協会 松田 一夫氏 ・グループ討議 「若い人を受診行動につなげるための秘策」
平成23年2月24日(木) 16時～17時30分	・市町におけるがん検診受診実施状況 ・今後のがん検診受診対策について

(9) 食品衛生

ア 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第 52 条に基づく許可を要する施設の状況は表 1 のとおりで、昨年度より 36 施設増加し、4,320 施設です。

主な業種は飲食店営業 (44.5%)、喫茶店営業 (16.6%)、乳類販売業 (14.1%)、魚介類販売業 (6.6%) となっており、特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表 1 許可を要する食品営業施設数

H23.3.31 現在

業種	項目	21 年度		22 年度					監視件数
		営業施設数	営業施設数	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
飲食店営業	一般食堂・レストラン	679	676	228	325	11	39	73	251
	仕出し屋・弁当屋	251	255	82	130	5	13	25	176
	旅館	143	137	8	11	5	32	81	136
	その他	867	856	295	443	6	35	77	333
	小計	1,940	1,924	613	909	27	119	256	896
	菓子(パンを含む)製造業	237	238	82	115	11	10	20	124
	乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	2	2	0	1	1	0	0	4
	魚介類販売業	287	286	79	120	7	24	56	189
	魚介類せり売業	7	7	1	1	0	3	2	7
	魚肉ねり製品製造業	2	1	0	1	0	0	0	1
	食品の冷凍・冷蔵業	7	7	0	5	0	0	2	25
	缶詰または瓶詰食品製造業	3	3	0	2	0	0	1	1
	喫茶店営業	638	716	278	331	5	34	68	129
	あん類製造業	2	2	0	2	0	0	0	1
	アイスクリーム類製造業	55	53	12	27	0	6	8	10
	乳類販売業	636	610	214	270	10	36	80	146
	食肉処理業	4	5	1	1	2	1	0	2
	食肉販売業	275	272	75	127	7	23	40	153
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
	みそ製造業	20	23	5	10	3	3	2	3
	醤油製造業	8	8	3	4	0	0	1	16
	ソース類製造業	2	3	2	1	0	0	0	8
	酒類製造業	12	11	3	2	0	4	2	7
	豆腐製造業	29	28	7	11	1	3	6	30
	納豆製造業	3	3	1	1	1	0	0	7
	めん類製造業	24	26	4	12	4	4	2	15
	そうざい製造業	75	76	12	37	8	4	15	80
	添加物製造業	3	3	1	2	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	5	5	1	2	0	1	1	8
	氷雪製造業	3	3	0	3	0	0	0	6
	氷雪販売業	5	5	3	2	0	0	0	5
		4,284	4,320	1,397	1,999	87	275	562	1,873



## イ 給食施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導し、平成22年度は特に保育園、学校等の給食施設に対し衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設 H23.3.31現在

業種		項目	21年度 施設数	22年度 施設数	監視件数
給食施設	学 校		32	32	28
	病院・診療所		23	23	21
	事業所		1	1	1
	その他		92	91	63
合 計			148	147	113

## ウ 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、福井県が独自に定めている福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表3のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類加工業や魚介類行商営業といった魚介類関係の営業が盛んです。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業も「地産地消」運動から盛んであり、こうした地域では漬物製造業の業者が多くなっています。

これらの施設等に対しては、毎年地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表3 福井県食品衛生条例営業施設等数

条例許可状況	H23.3.31現在	
業 種	21年度	22年度
魚介類加工業	42	43
漬物製造業	35	41
合 計	77	84

条例登録状況	H23.3.31現在	
業 種	21年度	22年度
魚介類行商営業	76	82

## エ 調理師および製菓衛生師免許登録の状況

調理師および製菓衛生師免許の登録状況等は表4のとおりです。

表4 調理師および製菓衛生師免許登録状況 H23.3.31現在

区分	免許の別	調理師				製菓衛生師			
		19年度	20年度	21年度	22年度	19年度	20年度	21年度	22年度
試験受験者		62	62	110	98	11	12	10	9
試験合格者		40	40	58	46	5	10	9	7
合格率 (%)		65	62	52.7	46.9	45	83	90	77.8
免許登録者		86	86	92	100	5	11	13	15

注) 登録者には養成施設卒業者を含む

## オ 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成 22 年度の試験検査の結果は表 5 のとおりです。規格基準不適合が 1 件、表示不適合が 3 件、衛生規範不適合が 3 件、県指導基準不適合が 5 件あり、それぞれ取扱いの改善を指導しました。

表 5 食品等の収去検査結果

H23. 3. 31 現在

事業名	実施月	収去数	規格基準・ 表示不適合数	衛生規範・県指 導基準不適合数	違反内容
春の行楽地対策	4	12			
輸入果実検査	8	1			
残留物質	鶏卵	9	1		
	食鳥肉	11	2		
	養殖魚	10	2		
魚介類特殊検査	5	3			
輸入加工食品	10, 2	7			
夏期食品一斉取締り	6~7	33	1	3	成分規格(1) 衛生規範(2) 県指導基準(1)
焼肉対策食肉検査	5~9	12			
野菜検査	7・10	8			
玄米検査	9	2			
秋の行楽地対策	8~9	16		4	衛生規範(1) 県指導基準(3)
添加物表示対策	10	4	1		表示(1)
年末食品一斉取締り	11~12	24		1	県指導基準(1)
容器包装検査	1	8			
遺伝子組換え食品	1	2			
アレルギー特定原材料	2	4	2		表示(2)
合計		141	4	8	

## カ 食中毒発生状況

平成 19 年度からの食中毒の発生状況は表 6 のとおりです。

平成 22 年度は、きのこによる食中毒が 1 件発生しました。素人が判断、調理するのは大変危険な食品です。また、飲食店において生鮮食品の生食に起因すると思われる原因不明食中毒が 2 件発生しています。

表 6 食中毒発生状況

H23. 3. 31 現在

年	件数	摂食者	患者数	市町名	備考
19 年	1	108	6	越前市	不明(飲食店)
20 年	3	53	5	鯖江市	腸管出血性大腸菌 O157 (BBQ)
		51	11	越前町	不明(飲食店)
		31	10	越前市	不明(飲食店、魚介類販売業)
21 年	2	5	2	南越前町	テトロドトキシン(推定)(家庭内)
		7	7	越前市	きのこ毒(ツキヨタケ)(家庭内)
22 年	4	18	4	越前町	不明(飲食店)
		1	1	越前町	きのこ毒(ニガクリタケ)(家庭内)
		43	5	越前町	ノロウイルス(飲食店)
		22	3	鯖江市	不明(飲食店)

## キ 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表7のとおりです。営業者等を対象に食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望があるところに出向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表7 衛生講習会実施状況

H23.3.31 現在

区分	項目	衛生講習会		出前講座(再掲)	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖江市	5	399	6	265
	越前市	7	521	7	331
	池田町	1	39		
	南越前町	1	45		
	越前町	1	75		
	管内給食調理従事者	2	251		
	合計	17	1,330	13	596

## ク 福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況

福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況等は表8のとおりです。

HACCP手法を取り入れた自主管理の推進はあらゆる業種に求められ、平成21年度より、福井県版ハサップは食品の調理・製造・加工にかかわるすべての食品事業者が認証の対象になりました。

平成22年度は、2施設を新規認証しました。

表8 福井県食品衛生自主管理プログラム認証状況

H23.3.31 現在

業種	施設数					合計
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
仕出し弁当調製施設	・(有)アグロビエ さばえ すみよし	・(株)大江戸 ・アズビエ国高				4
給食施設	・木村病院 ・鯖江リハビリテーション 病院	・中村病院 ・笠原病院 ・(有)大八		・介護老人福祉施設 ほのほの苑		6
そうざい製造施設		・新珠食品	・おこもじ屋	・ほっと今庄		3
めん類製造施設		・武生製麺		・ほっと今庄		2
菓子製造施設				・ほっと今庄		1
飲食店提供施設		・ガーデンクラブ ペルル				1
漬物製造業			・おこもじ屋			1
ポーションジャム製造施設		・重松産業				1
ビスケット製造施設		・重松産業				1
合計	4	10	2	4		20

(10) 生活衛生

ア 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係営業施設数は表1のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

近年の特色として、越前市(旧今立地区および白山地区)において、いわゆる農家民宿の開設がありました。これらの開設者に対しても旅館業法に基づき指導を行っています。

また、近年、入浴施設に起因するレジオネラ症が県外で発生していることから、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対して講習会、立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

イ 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表1、2のとおりです。

平成19年に県外で起きた温泉施設での爆発事故を受け、平成20年度に温泉法が改正されました。すべての温泉採取事業者は温泉中のメタンガス濃度を測定し、その濃度によって「許可申請」または「確認申請」を行うことが義務付けられました。管内には21の源泉が存在します。採取事業者に対して適切な周知・説明を行い、温泉が安全に汲み上げられるよう指導しています。

越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。

温泉施設の不当表示が問題となったことから、温泉掲示内容の適正化について指導しています。

表1 施設数(営業六法および温泉関係)

H23.3.31現在

業種		市町					合計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理容所	72	100	5	13	28	218	
	美容所	136	184	3	21	37	381	
	クリーニング所	14	31			7	52	
	クリーニング取次所	99	111	3	10	20	243	
	公衆浴場	8	14	1	6	9	38	
	興行場	3	4				7	
	旅館	ホテル	7	4				11
		旅館	11	23	3	24	69	130
		簡易宿所・下宿		23	4	14	40	81
		特例旅館		1				1
	小計	18	51	7	38	109	223	
温泉	源泉数	3	3	2	3	10	21	
	動力装置設置数	2	3	1	3	6	15	
	温泉採取施設数	3	1	2	3	9	18	
	利用施設数	3	6	2	5	54	70	

表2 立入件数（営業六法および温泉関係）

H23. 3. 31 現在

業種		市町					合計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理容所	1	58		2		61	
	美容所	4	6				10	
	クリーニング所	10	3			6	19	
	クリーニング取次所	5					5	
	公衆浴場			2	2	5	9	
	興行場		1				1	
	旅館	ホテル	1					1
		旅館	3	7	3	17	53	83
		簡易宿所・下宿		3	2	10	20	35
		特例旅館					2	2
	小計	4	10	5	27	75	121	
温泉	源泉			3	1		4	
	動力装置設置			2	1		3	
	温泉採取施設			2	1		3	
	利用施設			3	1	7	11	

## ウ 浄化槽

浄化槽の設置状況は表3のとおりです。

生活水準の向上に伴い、便所の水洗化に対する要望が高まる中で、公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。また、平成22年度は浄化槽を設置した者に対し、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を6回開催しました。

## エ 水道施設の状況

水道施設の状況は表3のとおりです。

上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

また、簡易専用水道についても、貯水槽の清掃・点検や水質検査の実施等、適正な維持管理について指導しています。

## オ 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表3のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

## カ 墓地埋葬関係

墓地等の施設数は表3のとおりです。

表3 浄化槽、水道、特定建築物、墓地関係施設数

H23. 3. 31 現在

種類		市町					合 計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
浄化槽	単独処理	1,997	9,753	33	161	608	12,552
	合併処理	732	5,252	48	178	91	6,301
	合 計	2,729	15,005	81	339	699	18,853
水道	上水道	1	1		1	1	4
	簡易水道		4	5	8	8	25
	飲料水供給施設			3	3	1	7
	専用水道				1		1
	簡易専用水道	76	41		6	14	137
特定建築物		10	15	1	1	4	31
墓地	墓 地	108	196	6	106	94	510
	火葬場	1	82	5	51	10	149
	納骨堂	1	3	1	2		7

### 3 質の高い医療提供体制の確立

#### (1) 医務

##### ア 医療施設の設置状況

管内の病院は、全部で18施設あり、地区別には鯖江市に9施設、越前市に7施設、丹生郡に2施設あります。そのうち公的病院は、鯖江市、越前町にそれぞれ1施設あります。

一般診療所は、合計119施設で前年と比較して、1施設増加しました。地区別には鯖江市に38施設、越前市に56施設、池田町に6施設、南越前町に7施設、丹生郡に12施設あります。(表1)

医療施設のうち病院については毎年立入検査を実施し、病院の人員、設備、病院の運営が適正かどうかについて指導を行い、住民への適正な医療の確保に努めています。

表1 医療施設数

H23.3.31 現在

種別	病 院							一 般 診 療 所							歯科診 療所
	施設数 総数	病 床 数					施設数 総数	施 設 数			病 床 数		施設数 総数		
		総数	一般	療養	結核	感染症		精神	一般	療養	無床	一般		療養	
平成21年度	20	2,084	969	721	12	4	378	118	26	(3)	92	356	323	33	61
平成22年度	18	2,033	955	684	12	4	378	119	26	1(4)	92	379	317	62	60
鯖江市	9	1,099	435	462	0	4	198	38	10	0	28	120	120	0	21
越前市	7	844	465	199	0	0	180	56	10	1(4)	45	178	116	62	30
池田町	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	0	0	0	1
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	5	24	24	0	2
越前町	2	90	55	23	12	0	0	12	4	0	8	57	57	0	6

注) ( ) 書きは一般施設と重複

##### イ 医療従事者の状況

管内医療従事者数および率は、表2のとおりです。

表2 医療従事者数および率(管内)

H20.12.31 現在

職種	医 師		歯科医師		薬 剤 師		保 健 師		助 産 師		看 護 師		准 看 護 師	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
平成16年	245	118.6	73	35.3	183	88.6	82	39.7	14	6.8	740	358.2	928	449.2
平成18年	233	120.3	71	36.6	178	91.9	75	38.7	13	6.7	724	373.7	912	470.8
平成20年	243	126.6	81	42.2	176	91.7	78	40.6	13	6.8	803	418.3	899	468.6

注) 平成18年には、旧清水町、旧越廼村は含みません

(隔年実施の三師調査および医療従事者届による)

率は人口10万対

##### ウ 医療監視の実施状況

医療施設については、医療法その他の法令により人員、構造設備等遵守すべき基準が定められています。

医療法第25条の規定に基づき実施される立入検査では、管内の病院(立入施設18施設)を対象に病院で定められた人員や構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているのか否かを確認しています。



## エ 救急医療対策・休日急患医療確保対策

救急告示施設（病院では鯖江市に 6 施設、越前市に 4 施設、越前町に 1 施設、診療所では越前市に 2 施設）については、消防機関との協力体制が確立され応急処置等の救急医療が実施されています。

なお、休日については、昭和 50 年 11 月から鯖江市医師会、昭和 53 年 4 月から丹生郡医師会、武生医師会も在宅当番医制を実施し、休日急患の応急処置にあたっています。

初期救急医療機関からの重症患者を受け入れて診療を行う二次救急については、管内では公立丹南病院が病院群輪番制病院に指定されています。

### 救急病院

H22. 3. 31 現在

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般・療養病床数	
			うち救急用病床	
公立丹南病院	鯖江市三六町 1 丁目 2 番 31 号	0778-51-2260	199	2
広瀬病院	旭町 1 丁目 2 番 8 号	0778-51-3030	166	2
斎藤病院	中野町 6-1-1	0778-51-0593	90	2
木村病院	旭町 4 丁目 4 番 9 号	0778-51-0478	176	4
高野病院	本町 2 丁目 3 番 10 号	0778-51-0845	34	2
高村病院	幸町 1 丁目 2 番 2 号	0778-51-2030	63	2
(医)林病院	越前市府中 1 丁目 5 番 7 号	0778-22-0336	216	8
(医)相木病院	中央 2 丁目 9 番 40 号	0778-22-1607	34	2
中村病院	天王町 4 番 28 号	0778-22-0618	206	23
(医)笠原病院	塚町第 11 号 7 番地の 1	0778-23-1155	103	4
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田第 106 号 44 番地 1	0778-36-1000	55	2

### 救急診療所

診 療 所 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	
			うち救急用病床	
土川整形外科医院	越前市常久町 8 番 1 号	0778-22-5280	19	2
東武内科外科クリニック	横市町 6 番地 3	0778-21-1155	19	3

## オ メディカルコントロール体制

救急患者の救命率向上のためには、医療機関と連携したプレホスピタル・ケアとしての救急救命士を中心とした消防機関における救急活動が適切に行われる必要があります。

このため、平成 15 年 9 月に医師会、救急病院、消防本部等で構成する丹南地域メディカルコントロール協議会を設置しました。

また、救急救命士が行った包括的指示下での除細動の実施、医師の具体的指示下での気管挿管の実施結果の検証等について協議しています。

## カ ヘき地医療対策

へき地診療所に対する代替医師、看護師等の派遣を行い地域住民の医療を確保するため、当センターで平成13年2月に開催した丹南地域保健医療計画推進部会の意見等を踏まえ、平成13年4月に公立丹南病院がへき地医療支援病院に指定されています。

## キ 原爆被爆者対策

管内の原爆被爆者は、平成22年12月31日現在で18名です。

原爆被爆者の健康維持および向上を図ることを目的に、定期検診を年2回行っています。また、その結果、精密検査を必要とする者およびがん検診希望者については、中村病院と公立丹南病院に委託して検査を行っています。

なお、原子爆弾の傷害作用により厚生労働大臣の認定を受けた2名に医療特別手当が支給され、特別の疾患に罹患し治療を受けることが必要と認定された原爆被爆者14名に健康管理手当が支給されています。

## ク 骨髄および臓器移植推進対策

骨髄移植推進対策として、市町の協力を得ながらパンフレットやリーフレット等を配布、ショッピングセンターでの街頭キャンペーンの実施等啓発に努めています。

また、センターでドナー登録の受付を実施する他、市町の協力によりイベント会場での休日のドナー登録会の開催、市町役場等での移動成分献血時での受付も実施しています。

臓器移植についても、管内の市町と連携をとりながらパンフレットおよび臓器提供意思表示カードの配布により、普及啓発に努めています。

## (2) 薬務

### ア 薬務関係施設の状況

管内は、全国でも有数の眼鏡枠産地であり、医療機器の眼鏡・レンズ製造業者等が鯖江市を中心として多く存在しています。眼鏡枠製造に関連して業務上毒物劇物を取扱うメッキ業者も多く毒物及び劇物取締法関係施設は、管内に151施設あります。(表1)

また、薬局などの薬事法関係施設は管内全部で875施設あり、薬事法改正に伴う高度管理医療機器販売・賃貸業の許可及び管理医療機器販売・賃貸業の届出により増加しました。(表2)

薬局・医薬品販売業者も、越前市や鯖江市に多く集中しており、郡部は比較的少ない状況です。センターでは、通常監視の他、医薬品等一斉監視指導、医療機器一斉監視指導、農薬危害防止運動などにより、これらの施設の立入検査を行っています。

### イ 医薬分業の推進

地域医療の質的向上を図るため、地域の特性に応じた医薬分業の推進方策を検討することを目的に、平成11年度に医師会、歯科医師会、薬剤師会、住民代表及び行政からなる丹南医療圏医薬分業推進会議を設置しました。

薬局のない地区が多いことなどから分業率は低い状況にあるが、最近では市街地を中心に受入調剤薬局も整備されつつあり、院外処方せんを交付する医療施設が増える傾向にあります。

センターでは、住民の医薬分業への理解を求め普及啓発を行っています。

表1 毒物及び劇物取締法関係施設数

H22.12.31現在

	合計	毒物劇物販売業				要届出業務上取扱者					製造業		輸入業		特定毒物使用者	特定毒物研究者
		一般	農 業 用	特 定	計	電 気 め つ き 業	金 属 熱 処 理 業	運 送 業	し ろ あ り 防 除 業	計	大 臣 登 録	知 事 登 録	大 臣 登 録	知 事 登 録		
平成20年	158	78	52	3	133	13		2		15		8				2
平成21年	152	75	50	3	128	13		2		15		7				2
平成22年	151	74	49	3	126	13		2		15		8				2
鯖江市	65	29	14	3	46	13				13		5				1
越前市	67	39	22		61			2		2		3				1
池田町	4		4		4											
南越前町	5	1	4		5											
越前町	10	5	5		10											

表2 薬事法関係施設数

H22.12.31現在

	合計	薬局			医薬品販売業							医療機器販売業			薬局 医薬品製造	製造業					製造販売業			
		自 管 理	他 管 理	計	店 舗	一 般	卸 売	薬 種 商 置	特 例	計	販 売	賃 貸	計	大 臣		医 薬 品 知 事	医 薬 部 外 品	化 粧 品	医 療 機 器	医 療 機 器 修 理	医 薬 品	医 薬 部 外 品	医 療 機 器	
																								計
平成20年	844	14	39	53		6	1	38	10	8	63	611	9	620	5	1		1	1	57	1	1	1	40
平成21年	877	14	40	54	19	4	2	25	8	6	64	630	8	638	5	1		1	1	61	1	1	1	44
平成22年	875	13	42	55	23	2	2	22	8	4	61	631	8	639	5	1		1	1	61	1	1	1	43
鯖江市	376	4	12	16	7	1	1	4	1	2	16	245	4	249	1			1	1	53	1		1	36
越前市	390	8	24	32	13	1	1	10	5	2	32	300	4	304	4	1			7		1		5	
池田町	15							1			1	14		14										
南越前町	33	1		1	2			1			3	29		29										
越前町	61		6	6	1			6	2		9	43		43				1						2

## ウ 薬物乱用防止対策

医療機関の立入検査により、麻薬等の適正な使用・保管について指導を行うとともに、不正大麻・けし撲滅運動期間（5月～6月）を中心に麻薬等の原料となる大麻・けしの不正栽培の取締りや、自生種の発見除去に力を注いでいます。

また、薬物乱用防止対策として、地域の特性に応じた組織的な啓発活動を行うため、平成12年度からは福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置して、薬物乱用防止対策の徹底を図っています。特に、6月から7月にかけて行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動では、ガールスカウト、ボーイスカウト、福井県薬物乱用防止指導員並びに警察の協力のもとショッピングセンターにおいて街頭キャンペーンを実施しています。年間を通じて、中高生向けの薬物乱用防止読本、ポスター、リーフレット、ティッシュ等の資材を薬物乱用防止指導員、警察署、薬剤師会等の協力を得て配布し広報啓発を行っています。なお、センターでは薬物相談窓口を設置し、住民からの相談に応じています。

## エ 献血推進対策

表3に示すとおり、市町の協力により、献血者を確保しています。

近年、血漿分画製剤の需要の増大、献血者の高齢化により、低年齢層の献血や初回献血者の拡大を図ることが重要な課題となっています。

表3 献血者数

年度 市町	平成20年度					平成21年度					平成22年度				
	予定数	実績				予定数	実績				予定数	実績			
		200ml	400ml	成分	計		200ml	400ml	成分	計		200ml	400ml	成分	計
鯖江市	1,755	261	1,608	0	1,869	1,664	172	1,538	0	1,710	1,701	229	1,707	0	1,936
越前市	2,145	403	2,410	0	2,813	2,688	213	2,477	0	2,690	2,709	215	2,437	0	2,652
池田町	65	5	56	0	61	64	2	41	0	43	63	2	45	0	47
南越前町	65	8	56	0	64	64	5	59	0	64	63	14	132	0	146
越前町	325	43	265	0	308	320	23	231	0	254	315	27	227	0	254
計	4,355	720	4,395	0	5,115	4,800	415	4,346	0	4,761	4,851	487	4,548	0	5,035

(血液センター資料より)

## V 環境と調和した社会づくり

### 1 大気、水環境等保全対策の推進

#### (1) 環境保全対策

##### ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例に基づく環境関連施設の届出状況は、表1～表7のとおりです。

届出施設の内訳は、大気汚染防止法では冷暖房用等のボイラーが約6割を占め、水質汚濁防止法では旅館業や紙製造業の用に供する施設および眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法では小型の廃棄物焼却炉が多くなっています。また、福井県公害防止条例に基づき、特定工場およびばい煙・汚水・炭化水素類に係る特定施設が届出されています。

表1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む） H23.3.31 現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
1項	ボイラー	工場数	40	68			3	14	125
		施設数	115	131			5	21	272
5項	金属溶解炉	工場数	1	1					2
		施設数	1	1					2
6項	金属加熱炉	工場数		1					1
		施設数		3					3
9項	焼成炉溶解炉	工場数	1	11				3	15
		施設数	1	82				7	90
10項	反応炉	工場数		1					1
		施設数		9					9
11項	乾燥炉	工場数	3	8			1	1	13
		施設数	7	13			2	1	23
13項	廃棄物焼却炉	工場数	2	4	1				7
		施設数	3	5	1				9
19項	塩素反応施設	工場数		1					1
		施設数		3					3
29項	ガスタービン	工場数	2	2					4
		施設数	2	2					4
30項	ディーゼル機関	工場数	8	13			4	2	27
		施設数	8	16			9	2	35
31項	ガス機関	工場数						1	1
		施設数						1	1
合計		工場数	50	96	1		8	20	175
		施設数	137	265	1		16	32	451

表 2 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む） H23. 3. 31 現在

施設種類		市町名	鯖江市	越前市	南越前町	合計
2項	堆積場	工場数	5	4	3	12
		施設数	8	4	6	18
3項	ベルトコンベア	工場数	2	4	2	8
		施設数	2	17	16	35
4項	破碎機・摩砕機	工場数	2	4	2	8
		施設数	2	12	12	26
5項	ふるい	工場数		2	1	3
		施設数		3	4	7
合計		工場数	6	5	3	14
		施設数	12	36	38	86

表 3 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） H23. 3. 31 現在

施設種類			市町名	鯖江市	越前市	合計
1項	化学製品の製造の用に供する乾燥施設		工場数		1	1
			施設数		8	8
3項	塗装の用に供する	乾燥施設	工場数		1	1
			施設数		1	1
5項	接着の用に供する	乾燥施設	工場数	2		2
			施設数	9		9
7項	印刷の用に供する	乾燥施設	工場数	1		1
			施設数	1		1
合計			工場数	3	2	5
			施設数	8	8	19

表4 特定施設設置事業場届出状況（水質汚濁防止法関係）

H23.3.31 現在

施設種類		排水量区分	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1の2	畜産農業またはサービス業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	3				4
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満				1	6	7
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1					1
5	みそ、しょう油などの製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	3	2		1	1	7
8	パン、菓子の製造業または製あん業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3			1	4
9	米菓またはこうじ製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	1	2				3
10	飲料製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	5	5		4	3	17
11	動物系肥料または有機質肥料の製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
16	めん類製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3				3
17	豆腐の製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	5	4		2	14	25
19	繊維製品製造業・加工業の用に供する施設	50以上	6	4				10
		50未満	7	14				21
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50以上	1					1
		50未満						
21の2	一般製材業等の用に供する湿式パーカー	50以上						
		50未満		1				1
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50以上						
		50未満		1				1
23	パルプ、紙、加工品の製造業の用に供する施設	50以上		19				19
		50未満		49				49
23の2	印刷業等の用に供する自動式フィルム洗浄施設	50以上						
		50未満	2	2				4
27	25、26号に掲げる以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満						
32	合成染料等製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		1				1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50以上		1				1
		50未満	1					1
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上		2				2
		50未満	1					1
47	医薬品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満		2				2
49	農薬製造業の用に供する混合施設	50以上						
		50未満	1					1
51の3	衛生用ゴム製品製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	50以上						
		50未満					1	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50以上						
		50未満	2	1			1	4
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	50以上	1			1		2
		50未満	3	3	5	1	2	14
59	砕石業の用に供する施設	50以上						
		50未満		3	1	1		5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50以上						
		50未満	1		1			2
64の2	工業用水道施設の洗浄施設	50以上	1	1				2
		50未満						
65	酸、アルカリによる表面処理施設	50以上		2	2		1	5
		50未満	8	8			3	19
66	電気めっき施設	50以上	4	1			1	6
		50未満	16				2	18
66の2	旅館業の用に供する施設	50以上	1	1		1		3
		50未満	15	40	2	42	56	155
66の3	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満					1	1
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業のちゅう房施設	50以上						
		50未満	2					2
66の5	飲食店に設置されるちゅう房施設	50以上						
		50未満		1				1
67	洗濯業の用に供する施設	50以上					1	1
		50未満	4	7				11
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50以上						
		50未満		2				2
71	自動車両洗浄施設	50以上						
		50未満	19	29	1	2	4	55
71の2	科学技術の試験研究機関の施設	50以上	1					1
		50未満	2	3			1	6
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50以上						
		50未満	1	2				3
71の4	産業廃棄物処理施設	50以上						
		50未満		1				1
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる洗浄施設	50以上						
		50未満	2	1				3
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびジクロロメタンによる蒸留施設	50以上						
		50未満	1					1
72	し尿処理施設	50以上	7	16	1	5	9	38
		50未満		2				2
73	下水道終末処理施設	50以上	1	2	1	2	3	9
		50未満						
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50以上	1					1
		50未満						
合計		50以上	25	54	4	9	15	106
		50未満	104	196	10	54	96	460

(注) 2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。  
 上段：排水量 50m<sup>3</sup>/日以上 下段：排水量 50m<sup>3</sup>/日未満の事業場数



表5 特定施設設置届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法関係）

H23.3.31 現在

種 施 類 設	施設能力	市町名	鯖江市	越前市	池田町	越前町	合 計
廃 棄 物 焼 却 炉	2 t 以上 ～ 4 t 未満	事業場数	1	2	1		4
		施設数	2	3	1		6
	200kg 以上 ～ 2 t 未満	事業場数	1	3			4
		施設数	1	3			4
	100kg 以上 ～200kg 未満	事業場数	5	2		3	10
		施設数	7	2		3	12
	50kg 以上 ～100kg 未満	事業場数		3			3
		施設数		3			3
	50kg 未満、 0.5m <sup>2</sup> 以上	事業場数					
		施設数					
	合 計	事業場数	7	10	1	3	21
		施設数	10	11	1	3	25

表6 特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H23.3.31 現在

市町名	鯖江市	越前市	越前町	合 計
大気・水質特定工場	2	1	0	3
大気特定工場	1		0	1
水質特定工場	2	3	1	6
合 計	5	4	1	10

表7 特定施設設置事業場届出状況（福井県公害防止条例関係）

H23.3.31 現在

市町名	鯖江市	越前市	南越前町	越前町	合 計
ばい煙に係る特定施設	11	11	0	2	24
汚水に係る特定施設	1	1	0	0	2
炭化水素類に係る特定施設	1	3	2	0	6
合 計 事 業 場 ※	12	14	2	2	30

※ 1 事業場に施設が複数ある場合があるので施設の合計と事業場の合計は一致しません。

## イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表8のとおりであり、計画的に立入検査および排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表8 環境関連施設指導状況等

平成22年度

項目		立入事業場数	行政検査件数	行政指導件数	
					改善命令
大気汚染防止法	ばい煙等発生施設	60	3	0	0
	特定粉じん（アスベスト） 排出等作業	20	0	0	0
水質汚濁防止法	特定施設	92	64	8	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	23	1	0	0
	水質特定施設	5	0	0	0
合計		200	68	8	0

## ウ 環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を市町の協力を得て行っています。

### (7) 地下水の水質調査

県では「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、概況調査および汚染地区に係る継続監視調査を行っています。

平成22年度は、センター管内で概況調査16地点、継続監視調査60地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、県のホームページに掲載されます。

### (イ) ダイオキシン類の環境調査

県ではダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っています。

平成22年度はセンター管内で大気4地点、河川（水質、底質）1地点、土壌2地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、県のホームページに掲載されます。

## (2) 環境異常時対応

### ア 大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグがあり、「福井県光化学スモッグ対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

管内では、光化学スモッグ注意報（オキシダント測定値0.12ppm以上）等を発令した事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから医療機関や福祉施設に対し、屋外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診について連絡通報する体制をとっています。

### イ 水質

平成22年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表9のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表9 水質事故等件数

平成22年度

項目	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
油流出事故	4	5	0	1	0	10
	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(5)
魚へい死事故	2	1	0	0	0	3
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	3	2	0	0	0	5
	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)
合計	9	8	0	1	0	18
	(5)	(1)	(0)	(1)	(0)	(7)

( ) は、事故原因が特定できた件数

## (3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表10のとおりであり、野外焼却や水質汚濁に関するものが多くなっています。

表10 苦情件数

平成22年度

項目		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
苦情内訳	廃棄物	野外焼却	1	2			3
		不法投棄	1	4			5
		小計	2	6			8
	環境保全	大気汚染		4			4
		水質汚濁	9	8		1	18
		騒音					
		振動					
		悪臭	2	3			5
		小計	11	15		1	27
	合計		13	21	0	1	35

## 2 廃棄物対策の推進

県では、平成 23 年 3 月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査および監視指導を実施しています。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 法」という。）
- ・化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
- ・福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

参考)

福井県廃棄物処理計画の概要

### 1) 一般廃棄物の目標値の設定

- ・ 1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 27 年度で 840 g とする。  
(平成 20 年度で 925 g)
- ・ 一般廃棄物のリサイクル率を平成 27 年度で 25.7% とする。  
(平成 20 年度で 19.0%)

### 2) 産業廃棄物の目標値の設定

- ・ 産業廃棄物の発生量を平成 27 年度で 305 万ト とする。  
(平成 20 年度で 302 万 4 千ト)
- ・ 産業廃棄物のリサイクル率を平成 27 年度で 52.9% とする。  
(平成 20 年度で 51.3%)
- ・ 産業廃棄物の最終処分量を平成 27 年度で 5 万 2 千ト とする。  
(平成 20 年度で 7 万 4 千ト)

## (1) 一般廃棄物

### ア 減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」を策定し、リサイクル製品認定制度を設け、一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当センターでは認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

参考)

- ・リサイクル製品認定制度の概要

県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定品」として認定する。

リサイクル製品認定（品目）件数：13 件（H23.3.31 現在）

## (2) 産業廃棄物

### ア 減量化・リサイクルの推進

当センターでは、廃掃法等の定めるところにより、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上である者および特別管理廃棄物の発生量が 50 トン以上であるもの）に対し産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出およびその実施状況について報告を求めています。

### イ 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野焼きおよび不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署および市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成 6 年に設置し、廃棄物の不法投棄や野焼き等の未然防止に努めています。

#### 主な活動

- ・ 6 月の「環境月間」、12 月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発、市町との合同パトロール
- ・ 県関係機関、警察署および市町等との連携確保
- ・ 不法投棄等連絡員や不法投棄 110 番などによる迅速な情報収集
- ・ 重点監視場所の設定と継続監視
- ・ 夜間および休日パトロール（夜間：86 回 休日：85 回）
- ・ 県警ヘリを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても県知事許可であるため、許可申請の受付を行っています。

平成 22 年度末におけるそれぞれの許可件数は、表 1～表 3 のとおりです。

## (3) その他の廃棄物対策業務

### ア PCB 法

PCB を含有しているコンデンサー、変圧器等を保管または使用している事業者からの届出の受理および当該情報の公開を行っています。

- ・ 平成 22 年度末現在届出施設数：177 施設

なお、これらの PCB を含有している廃棄物は、北海道の処理施設において平成 20 年 11 月からその処理が開始されています。

### イ 化製場法

家きん畜舎および化製場の設置について許可および届出の受理を行っています。

平成 22 年度末における化製場等の施設数は、表 4 のとおりです。

### ウ 自動車リサイクル法

廃自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体および破碎を行う事業者の登録および許可を行っています。

平成22年度末における登録・許可事業者数は、表5のとおりです。

表1 一般廃棄物処理施設数

H23.3.31現在

施設種別	平成22年度						21年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
し尿処理施設	1	1				2	2
ごみ処理施設	3	4				7	6
粗大ごみ処理施設	1	1				2	2
最終処分場		1			2	3	3
合計	5	7	0	0	2	14	13

表2 産業廃棄物処理施設数

H23.3.31現在

施設種別	平成22年度						21年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
汚泥の脱水施設		1				1	2
汚泥の焼却施設	1	2				3	3
中和施設						0	1
油水分離施設						0	0
廃油の焼却施設		2				2	2
木くず等の破碎施設	3	8			3	14	14
廃プラの破碎施設		3				3	3
廃プラの焼却施設	2	2	1			5	5
シアンの分解施設						0	0
その他の焼却施設		2	1			3	3
合計	6	20	2	0	3	31	33

表3 産業廃棄物処理業者数

H23.3.31現在

業種種別	平成22年度							21年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
産廃処分業	13	22			5		40	40
特管産廃処分業	2	3					5	5
産廃収集運搬業	39	72	2	3	24	67	207	205
特管産廃収集運搬業	6	6				30	42	41
合計	60	103	2	3	29	97	294	291

表4 化製場等施設数

H23.3.31現在

施設種別	平成22年度				21年度末
	鯖江市	越前市	越前町	合計	
家きん畜舎	8	11	1	20	17
化製場準用施設		1		1	1
合計	8	12	1	21	18

表5 自動車リサイクル法登録・許可事業者数

H23.3.31現在

業種種別	平成22年度						21年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
引取業	44	79	3	5	18	149	152
フロン類回収業	13	27	3		4	47	48
解体業	2	3			1	6	6
破碎業	1	2			1	4	4
合計	60	111	6	5	24	206	210

### 3 快適な生活環境の実現

#### (1) 動物愛護管理行政

##### ア 動物による危害防止対策

「狂犬病予防法」ならびに「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく犬の収容および犬猫の適正飼育についての指導状況は表1のとおりです。犬猫に関する苦情等の状況は表2のとおりです。苦情件数は毎年微増しており、今後も飼い主のモラル向上を図る等の効果的な対策を図っていきます。

表1 犬猫に関する捕獲等の状況

H23.3.31現在

区分 年度	捕獲頭数	犬の引取数 (猫の引取数)	返還頭数	犬の譲渡頭数 (猫の譲渡頭数)	咬傷件数
20年度	57	56 (191)	14	13	6
21年度	53	42 (211)	33	14 (2)	6
22年度	47	48 (285)	24	38 (37)	7

表2 犬猫に関する苦情等の状況

H23.3.31現在

区分 年度	捕獲 依頼	放し飼い 取締依頼	汚物・悪 臭の苦情	鳴き声 の苦情	財産の 侵害	咬傷	その他	合計
20年度	74	50	12	17	0	4	2	159
21年度	73	46	6	29	0	6	1	161
22年度	57	27	25	36	4	8	22	179



## イ 動物愛護思想の普及

犬や猫をペットとして飼う家庭が増加し、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく動物の管理方法や愛護思想の普及がますます重要となっています。犬猫に関する相談等の状況は表3、動物取扱業施設数は表4のとおりです。相談で多くを占めているのが引取依頼とペットの逸走・預かり情報であることから、飼い主に対する適正な繁殖制限の指導と鑑札によりペットの飼主がわかる措置の指導をしています。平成18年度から動物取扱業が登録制となり、30施設が登録を受けています。

表3 犬猫に関する相談等の状況

H23.3.31現在

区分 年度	引取依頼	負傷・死亡 動物の収容	逸走動物の 問い合わせ	預かり動 物の照会	犬猫の譲 渡希望	その他	合 計
20年度	140	7	90	18	15	2	272
21年度	143	11	104	36	9	2	305
22年度	142	6	126	40	50	21	385

表4 動物取扱業登録および特定動物飼養・保管許可の状況

H23.3.31現在

区分 年度	動物取扱 業施設数	動 物 取 扱 業 の 内 訳					特定動物 飼養許可
		販 売	保 管	展 示	貸 出	訓 練	
20年度	30	22	15	2	0	0	2
21年度	32	23	16	2	0	0	2
22年度	30	21	16	2	0	0	2

## VI 地域支援

### 1 人材育成業務

#### (1) 地域保健・福祉・環境衛生関係職員等研修事業

多様化する住民ニーズや価値観、ライフスタイルの中で、保健・福祉・環境衛生という住民に密着した身近な課題について、きめ細かく総合的なサービス提供していくためには、地域保健・医療福祉・環境衛生を担うマンパワーの養成が重要です。

そのために、二次医療圏（丹南健康福祉センター管轄）ごとに研修を企画・実施し、地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、保健・福祉・環境衛生関係職員の資質向上を図ることを目的に開催しました。

#### ア 企画検討委員会

研修に関して、実施計画の策定や評価についての検討を行うために、企画検討委員会を設置し、会議を開催しました。

表 1 企画検討委員会開催状況

日 時	検討内容
平成 22 年 7 月 5 日	平成 21 年度研修事業の実施状況について 平成 22 年度研修事業の計画策定について
平成 23 年 3 月 23 日	平成 22 年度研修事業の実施状況について 平成 23 年度研修事業（4～6 月開催分）の計画策定について

表 2 企画検討委員の選出所属

所属分野	職 名
市町 環境衛生分野	職 員
市町 保健分野	職 員
市町 福祉分野	職 員
丹南健康福祉センター	医幹・職員
委員数	9 名

## イ 一般研修

市町や丹南健康福祉センターにおいて異動や新規採用等により、保健・福祉・環境衛生等の担当となった職員に対し、保健・福祉・環境衛生の基礎および専門的知識の習得、サービス提供技術の向上を目的として研修を開催しました。研修の実施状況は以下のとおりです。

- ・学習目標：異動や新規採用職員が、公衆衛生や地域保健について理解を深め、市町と県の役割を理解することで職務の執行に活かす。

表3 一般研修内容

実施日・会場	内 容	講 師	参加人数
平成22年 4月27日 丹南健康福祉センター	異動・新規採用職員研修 ① 介護保険実務者向け	丹南健康福祉センター 地域保健課職員	県 8名 市町 19名 計 27名
5月13日 丹南健康福祉センター	異動・新規採用職員研修 ② 環境衛生分野	丹南健康福祉センター 武藤 眞 医幹 環境衛生部 竹内良一 部長 生活衛生課職員	県 13名 市町 4名 計 17名
5月18日 丹南健康福祉センター	異動・新規採用職員研修 ③ 保健・福祉分野	丹南健康福祉センター 武藤 眞 医幹 福祉保健部 長谷川まゆみ 部長 越前市社会福祉課 木津真由美 主幹 越前町保健衛生課 吉田直子 課長補佐	県 12名 市町 10名 計 22名

## ウ 実践研修

保健・福祉・環境衛生の専門的知識の習得、サービス提供技術の向上を目指し、ワークショップによる体験型学習法を取り入れ、研修会を企画しました。

- ・学習目標：①丹南健康福祉センターと市町の職員が互いの役割を理解し、情報交換や交流、協働体験を通して職員間のネットワークを構築する。
- ②自分の業務運営の課題に気づき、業務に必要な専門的知識、コミュニケーション能力、思考能力、実行能力を習得する。

表4 実践研修内容

実施日・会場	内 容	講 師	参加人数
平成22年 8月10日 丹南健康福祉センター	客観的データに基づいた地域診断の 実践～がんの統計データを用いて～ ①講義「地域診断とは」 ②グループワーク	丹南健康福祉センター 鯖江健康増進課職員	県 10名 市町 8名 計 18名
9月21日 丹南健康福祉センター	行列が出来る講座の企画立案～地域 住民にとって魅力ある講座の創り 方・伝え方～ ①講義「行列のできる講座とチラ シの作り方」 ②チラシ修正実習	福井大学医学部 看護学科地域保健学 米澤 洋美 講師	県 11名 市町 11名 計 22名
10月8日 丹南健康福祉センター	母子保健と児童福祉の連携・協働を考 える ①情報交換 ②事例を通して支援方法を検討	仁愛大学 人間学部心理学科 森 俊之 准教授	県 6名 市町 14名 計 20名
平成23年 1月7日 丹南健康福祉センター	結果が出せる事業運営講座 ①講義「結果が出せる事業運営 ～事業評価のテクニック～」 ②グループワーク ③個別演習	福井大学医学部 看護学科地域保健学 米澤 洋美 講師	県 7名 市町 4名 計 11名
1月21日 丹南健康福祉センター	近隣トラブルを考える～行政に求め られる役割と対応～ ①グループワーク ②事例検討	仁愛大学 人間学部心理学科 森 俊之 准教授	県 2名 市町 5名 計 7名
3月10日 丹南健康福祉センター	狂犬病対応を通して人獣共通感染症 を考える ①講演「人獣共通感染症～狂犬病 の脅威と予防～」 ②狂犬病発生時対応シミュレー ション・トレーニング	山田動物病院 山田茂夫 院長 丹南健康福祉センター 生活衛生課職員	県 11名 市町 7名 その他 16名 計 34名

## (2) 医師臨床研修・学生指導

表1 医師臨床研修

平成22年度

研修期間		研修病院	人数
1	平成22年6月21日(月)～6月25日(金)	福井赤十字病院	1人
2	平成22年6月28日(月)～7月2日(金)	福井県済生会病院	1人
3	平成22年7月26日(月)～7月30日(金)	福井県済生会病院	1人
4	平成22年8月23日(月)～8月27日(金)	福井赤十字病院	1人
5	平成22年9月27日(月)～10月1日(金)	福井県済生会病院	1人
6	平成22年11月22日(月)～11月29日(月)	福井赤十字病院	1人

表2 医療・看護・管理栄養士等学生実習

学校名	平成22年度実績		
	実習期間	実習場所	人数
福井大学医学部 国際社会医学講座環境保健学	平成22年5月7日～6月18日(週1回 計7回)	鯖江	5人
福井県立大学看護福祉学部 看護学科	平成22年4月22日(木)～4月28日(水)	鯖江 武生	5人
	平成22年10月4日(月)～10月8日(金)	鯖江 武生	6人
福井大学医学部 看護学科	平成22年6月7日(月)～6月11日(金)	鯖江 武生	5人
	平成22年6月14日(月)～6月18日(金)	鯖江 武生	5人
	平成22年11月22日(月)～11月26日(金)	鯖江 武生	10人
福井県立看護専門学校	平成22年7月12日(月)～8月6日(金) (期間内に1人 1.5日)	鯖江 武生	6人
福井医療技術短期大学 看護学科	平成22年9月3日(金)	鯖江	14人
福井市医師会 看護専門学校	平成23年3月10日(木)	鯖江	12人
仁愛女子短期大学専攻科 食物栄養専攻	平成22年9月2日(木)～9月8日(水)	鯖江 武生	5人
神戸女子大学家政学部 管理栄養士養成課程	平成22年9月2日(木)～9月8日(水)	鯖江 武生	1人

## 2 社会福祉施設等指導監査業務

### (1) 社会福祉施設等指導監査

社会福祉施設・介護保険施設等の適切な運営の確保とサービスの質の向上を図るため、指導監査を実施しています。

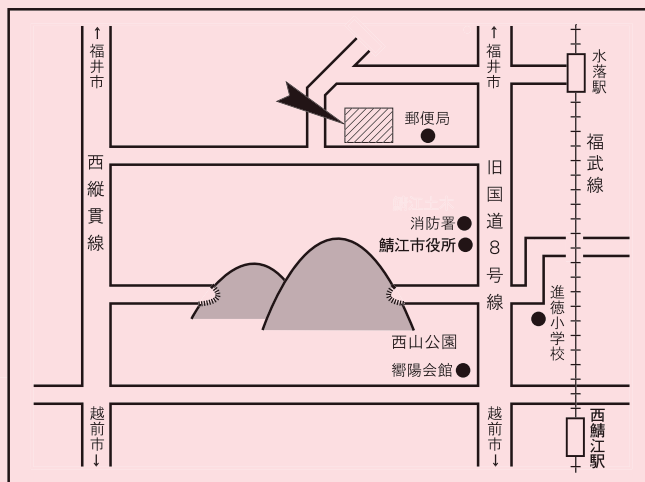
表1 社会福祉施設等の指導監査実施数

平成22年度

施設種別	児童福祉施設	養護老人ホーム 軽費老人ホーム	介護保険施設・事業所	障害者福祉施設 (旧法施設)	障害福祉サービス事業所 (障害者自立支援法)
実施数	33	3	172	1	16

## 案内図

### 【丹南健康福祉センター】



住 所：鯖江市水落町1丁目2-25

電 話：0778-51-0034

F A X：0778-51-7804

E-mail：t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

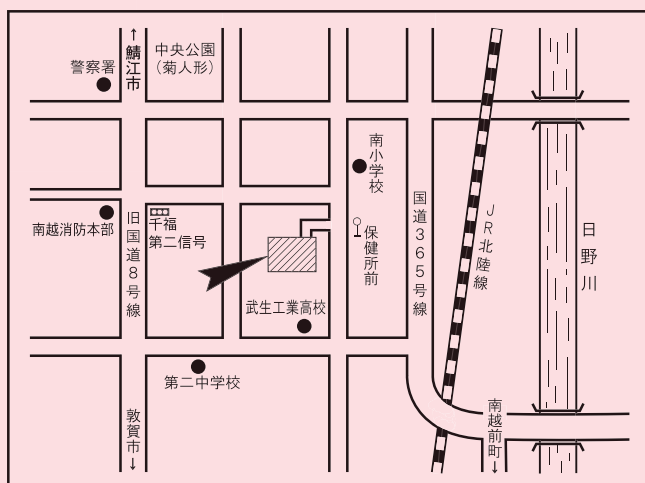
乗り物：福鉄電車（福武線）

水落駅下車 徒歩5分

鯖江市つつじバス（中央線）

鯖江郵便局下車 徒歩1分

### 【丹南健康福祉センター武生福祉保健部】



住 所：越前市文京2丁目13-39

電 話：0778-22-4135

F A X：0778-22-5660

乗り物：

福井鉄道バス（王子保・河野線）

保健所前下車 徒歩3分

市民バス「のろっさ」（市街地循環南ルート）

丹南健康福祉センター下車 徒歩1分

平成23年9月 発行

## 丹南の健康福祉



健康長寿の福井

編集・発行 福井県丹南健康福祉センター